

関税法基本通達

第6章 通 関

第7節 知的財産侵害物品（輸出）

（用語の定義）

69 の 2～69 の 10－1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 「知的財産権」 法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる特許権（特許権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、実用新案権（実用新案権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、意匠権（意匠権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、商標権（商標権についての専用使用権を含む。以下同じ。）、著作権、著作隣接権又は育成者権（育成者権についての専用利用権を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 「知的財産」 知的財産権及び不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号（（定義））に規定する商品等表示又は同項第 3 号に規定する商品の形態又は同項第 10 号若しくは第 11 号に規定する技術的制限手段であって不正競争差止請求権者（法第 69 条の 3（（輸出してはならない貨物に係る認定手続））に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）をいう。
- (3) 「侵害物品」 法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号（（輸出してはならない貨物））に掲げる物品をいう。
- (4) 「侵害疑義物品」 侵害物品に該当すると思料される貨物をいう。
- (5) 「認定手続」 侵害疑義物品について、侵害物品に該当するか否かを認定するための手続をいう。
- (6) 「疑義貨物」 認定手続が執られた貨物をいう。
- (7) 「権利者」 知的財産権を有する者及び不正競争差止請求権者をいう。
- (8) 「輸出者等」 輸出（積戻しを含む。以下この節において同じ。）申告をした者及び日本郵便株式会社から提示された国際郵便物の差出人をいう。
- (9) 「輸出差止申立て」 法第 69 条の 4 第 1 項（（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等））（法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定による申立てをいう。
- (10) 「申立人」 輸出差止申立てをした者をいう。
- (11) 「輸出差止申立てにおける専門委員意見照会」 法第 69 条の 5（（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め））（法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求ることをいう。
- (12) 「自発的処理」 後記 69 の 3－2（輸出者等による自発的処理の取扱い）(1)に規定する廃棄、滅却、国内引取り、輸出同意書の提出、切除等の修正及び任意放棄をいう。
- (13) 「特許庁長官意見照会」 法第 69 条の 7 第 2 項又は第 9 項（法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が特許庁長官に対し意見を求ることをいう。
- (14) 「農林水産大臣意見照会」 法第 69 条の 8 第 1 項（（農林水産大臣等に対する意見の求め））（法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が農林水産大臣に対し意見を求ることをいう。
- (15) 「経済産業大臣意見照会」 法第 69 条の 8 第 1 項（（農林水産大臣等に対する意見の求め））（法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が経済産業大臣に対し意見を求ることをいう。

- (16) 「認定手続における専門委員意見照会」 法第 69 条の 9 ((認定手続における専門委員への意見の求め)) (法第 75 条において準用する場合を含む。) の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めるることをいう。
- (17) 「通関解放金」 法第 69 条の 10 第 3 項 (法第 75 条において準用する場合を含む。) の規定により、認定手続の取りやめを求めた輸出者等に対し供託を命じる金銭 (同条第 4 項に規定する有価証券を含む。) をいう。
- (18) 「通関解放」 法第 69 条の 10 第 11 項 (法第 75 条において準用する場合を含む。) の規定により、認定手続を取りやめることをいう。

(各種通知書等の送付)

69 の 2 ~ 69 の 10-2 各種通知書等の送付の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 通知書の送付方法

税関官署の長が交付する各種通知書等は、輸出者等若しくは権利者に直接又は前記 2 の 4-1 (送達の方法) に規定する郵便等のうち相手方に到達した日付が客観的に確認できるもの (例えば、簡易書留、特定記録郵便) をもって交付することとする。

ただし、これらによりがたい場合には、前記 2 の 4-1 の(3)及び 2 の 4-2 の(3)の公示送達によるものとする。

(2) 通知書様式中の文字の消込み

複数の用途に使用される通知書等の様式において、用途上不要な文字は、適宜、その文字を線で消し込んで使用して差し支えない。

(3) 窓付封筒の使用

各種通知書等の送付に当たっては、窓付封筒を利用して差し支えない。様式については、別に事務連絡する。

(取締対象貨物)

69 の 2-4 侵害物品の取締りは、この節に定めるところにより、法の規定により輸出申告された貨物又は日本郵便株式会社から提示された国際郵便物のうち、次の貨物を対象として重点的に審査・検査 (以下この節及び次節において「審査等」という。) を行うこととする。

- (1) 輸出差止申立てが受理されたもの
- (2) その他税關において侵害物品の疑いがあると判断されるもの

(知的財産調査官等の事務)

69 の 2-5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。

- (1) 知的財産調査官 (署所知的財産調査官 (署所に設置されている知的財産調査官をいう。以下同じ。) にあっては、口からへまで及びチからルまでの事務に限る。)
 - イ 輸出差止申立ての受理又は不受理に係る手続 (輸出差止申立てにおける専門委員意見照会に係る事務を含む。)
 - ロ 認定手続
 - ハ 輸出差止申立てに係る供託命令
 - ニ 特許庁長官意見照会に係る手續
 - ホ 農林水産大臣意見照会に係る手續
 - ヘ 経済産業大臣意見照会に係る手續
 - ト 認定手続における専門委員意見照会に係る手續
 - チ 通関解放に係る手續 (供託命令を含む。)
 - リ 知的財産に関する資料及び情報の収集、分析、管理及び伝達

- ヌ 侵害物品に係る審査及び検査手法の研究
 - ル 侵害物品の取締りに関する関係部門の指導
 - ヲ 総括知的財産調査官及び他税関の本関知的財産調査官（本関に設置されている知的財産調査官をいう。以下同じ。）との連絡及び調整
- (2) 総括知的財産調査官

総括知的財産調査官は、知的財産を侵害するおそれのある貨物に関し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイからルまでの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集、分析、管理及び提供を行うものとする。

なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要であると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産調査室長に協議するものとする。

- (3) 知的財産担当官

税関長は、監視部（沖縄地区税関にあっては本関監視担当）及び侵害物品の輸出が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)のロからヘ及びチからルまでの事務を処理させる。

（知的財産の侵害とはならない物品）

69 の 2－6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。

- (1) 業として輸出されるものでないもの

(注) 「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要がある。したがって、輸出貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要がある。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず、原則として認定手続を執り、輸出者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断するものとする。ただし、認定手続を執る前に輸出者等から当該物品について任意放棄等の自発的処理をする旨の申し出があった場合は、この限りでない。

- (2) 権利者から輸出の許諾を得ているもの

- (3) 保護対象商品等表示等については、不正競争防止法第19条第1項第1号から第5号まで又は第7号（（適用除外等））に掲げる行為を組成する物品

（侵害疑義物品を発見した場合の取扱い）

69 の 3－1－1 侵害疑義物品を発見した場合の取扱いは、次による。

- (1) 見本の採取等

イ 一般輸出貨物の場合

発見部門の長（統括審査官及びこれと同等の職位にある者。これらが設置されていない税関支署、出張所又は監視署にあっては、それぞれ支署長、出張所長又は監視署長。以下一般輸出貨物の場合について同じ。）は、侵害疑義物品について前記67－3－13（検査における見本の採取）に準じて見本を採取する。

ロ 旅具通関扱貨物の場合

発見部門の長（統括監視官。統括監視官が設置されていない税関支署、出張所又は監視署にあっては、それぞれ支署長、出張所長又は監視署長。以下輸出に係る旅具通関扱貨物の場合について同じ。）は、「保管証」（C-5606）を2部作成し、1部を輸

出者に交付して侵害疑義物品を保管する。

ハ 国際郵便物の場合

発見部門の長（統括審査官。統括審査官が設置されていない出張所にあっては出張所長。以下輸出に係る国際郵便物の場合について同じ。）は、侵害疑義物品を包有する郵便物を取り扱った郵便局（以下この節において「取扱郵便局」という。）に対して侵害疑義物品が発見された旨を「知的財産侵害疑義物品発見通報書」（C-5608）をもって通報する。

(2) 認定依頼及び認定手続に係る事務の処理担当

イ 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署

侵害疑義物品を発見した発見部門の長は、上記(1)の取扱いをしたうえ、速やかに知的財産調査官又は知的財産担当官に「知的財産侵害疑義物品認定依頼書」（C-5604）（以下この節において「認定依頼書」という。）をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼する。「認定依頼書」を受けた知的財産調査官又は知的財産担当官は、後記 69 の 3-1-2 から 69 の 3-1-8 に規定する事務を処理するものとする。

ロ 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されていない税関官署

侵害疑義物品の発見部門の長が、後記 69 の 3-1-2 から 69 の 3-1-8 に規定する事務を処理するものとする。

(3) 本関知的財産調査官等との協議

上記(2)のイの規定により「認定依頼書」を受けた署所知的財産調査官若しくは知的財産担当官又は上記(2)のロに規定する侵害疑義物品の発見部門の長は、必要に応じ本関知的財産調査官に（上記(1)のロの場合には、監視部の知的財産担当官を経て）協議するものとする。

(4) 実用新案権に係る留意点

実用新案権のうち後記 69 の 4-3 の(2)のイの(ロ)に定めるものについては、同項の(2)のイの(ロ)の②の警告書の写しの提出がない場合には、認定手続は開始しないものとするので留意する。

(認定手続開始通知)

69 の 3-1-2 法第 69 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく認定手続を執る旨等の通知（以下この節において「認定手続開始通知」という。）並びに同条第 3 項の規定に基づく当該疑義貨物を生産した者の氏名等の通知（以下この節において「生産者の氏名等の通知」という。）の取扱いは、次による。

(1) 輸出者等への認定手続開始通知

輸出者等に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始通知書（輸出者用）」（C-5610）（国際郵便物にあっては「認定手続開始通知書（差出人用）」（C-5612）。以下この節において「認定手続開始通知書（輸出者等用）」といふ。）を交付することにより行う。

(2) 権利者への認定手続開始通知

権利者に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始通知書（権利者用）」（C-5614）を交付することにより行う。

(3) 生産者の氏名等の通知

生産者の氏名等の通知は、次により行うものとする。

イ 当該認定手続に係る疑義貨物の生産者の氏名若しくは名称又は住所が認定手続開始通知を行う際に明らかである場合は、当該認定手続開始通知に併せて通知することとする。

- ロ 当該認定手続中に当該疑義貨物の生産者の氏名若しくは名称又は住所が明らかになつた場合は「疑義貨物に係る生産者通知書」(C-5616)により、権利者に通知することとする。
- ハ 法第69条の3第3項に規定する生産者の氏名等が「明らかであると認める場合」とは、税関への提出書類又は疑義貨物（梱包、説明書等を含む。）に、例えば、「製造者名○○」、「MANUFACTURER△△」、「produced by ××」のように生産者が明確に表示されている場合や提出書類が「Maker's Invoice」のように製造者により作成されたものであることが明らかである場合をいう。

(証拠・意見の提出期限)

69の3-1-3 前記69の3-1-2の規定により認定手続開始通知を受け取った輸出者等又は権利者が法第69条の3第1項に規定する証拠の提出又は意見の陳述を行う場合の取扱いは、次による。

(1) 回答期限

輸出者等及び権利者が証拠を提出し、意見を述べることができる期限は、「認定手続開始通知書（輸出者等用）」又は「認定手続開始通知書（権利者用）」の日付の日の翌日から起算して10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）の日数は算入しない。）以内とする（過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と疑義貨物が同一と認められるときはこの期限を可能な限り短縮するものとする。）。ただし、疑義貨物のうち生鮮貨物（腐敗のおそれがあるものをいう。以下同じ。）については、原則として、3日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内とする。

(2) 回答期限の延長

上記(1)の規定により設定した回答期限を超えて証拠の提出又は意見の陳述の申出があった場合には、回答期限延長願を書面（任意の様式）により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限って、証拠の提出又は意見の陳述を認め差し支えない。この場合において、疑義貨物が通関解放の適用がある特許権、実用新案権若しくは意匠権に係るものであるとき又は疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要否については特に慎重に検討するものとする。

(疑義貨物に対する調査等)

69の3-1-4 認定手続に係る疑義貨物についての必要な調査等は、次により行う。

(1) 認定手続の期間

疑義貨物の認定に必要な調査等は、「認定手続開始通知書（輸出者等用）」の日付の日の翌日から起算して1か月以内を目途とする。1か月以内（特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品に係る認定手続の場合には、法第69条の10第1項の規定による求めを行うこととなるまでの間）に認定手続が終了しない場合には、輸出者等にその理由を連絡する。

(2) 疑義貨物の確認による調査

調査の対象となる疑義貨物に関して税関に提出された「輸出（積戻し）差止申立書」及び添付資料等の関係書類と疑義貨物との対査確認、過去の認定事例等を参考に現品確認を行う。なお、育成者権に係る疑義貨物については、侵害物品であるか否かを外観から識別する資料（輸出差止申立ての際に提出されたもの）又は侵害物品に係る外装、商品名、記号等の特徴が記載された資料（侵害の事実を疎明する資料として提出されたもの）と疑義貨物との対査確認を行うほか、必要に応じて、分析部門等に対し、

速やかにDNA鑑定の依頼を行うものとする。

(3) 輸出者等又は権利者からの証拠又は意見に基づく調査

前記69の3-1-3の規定により輸出者等又は権利者から提出された証拠又は陳述された意見に基づく調査は、次のとおり行うものとする。

イ 輸出者等又は権利者の一方がその主張を裏付ける証拠を提出し、かつ、当該証拠の裏付けに関連する証拠を他方の者が有していることが明らかとなつた場合には、当該他方の者に対してその証拠を提出するようしようようする。

ロ 輸出者等及び権利者から提出された証拠その他の認定手続において使用する証拠を認定の基礎とする場合には、当該証拠について、輸出者等及び権利者に開示し、弁明の機会を与える。

(注) 個別具体的な情報を通知する必要がある場合には、その内容について当事者の了解を得て行うこととする。なお、了解が得られないものについては証拠として採用できないので留意する。

(4) 疑義貨物の鑑定

疑義貨物の認定手続において、権利者に疑義貨物の鑑定を依頼する場合の留意点は、次のとおりである。

イ 権利者による疑義貨物の鑑定の際には、疑義貨物に係る個別具体的な情報（法第69条の3第1項から第3項までの規定により権利者に通知すべきものを除く。）が権利者に了知されることのないよう十分留意することとする。

ロ 当該疑義貨物を権利者へ提示する場合には、原則として、あらかじめ当該疑義貨物の輸出者等から同意を得るとともに、必要に応じて提示を望まない箇所があるか否かを確認するものとする。この場合において、提示を望まない旨の申出があり、当該申出に合理的な理由があると認められる場合は、当該疑義貨物を提示せず、又は当該申出に係る箇所を被覆等したうえで提示するものとする。

ハ 疑義貨物の鑑定は、原則として、税関官署又は保税地域において行うものとし、知的財産調査官又は知的財産担当官が立ち会うものとする。

(5) 認定が困難である場合等

輸出者等と権利者の意見が対立し、かつ、認定が困難である場合その他特許庁長官意見照会、農林水産大臣意見照会、経済産業大臣意見照会又は認定手続における専門委員意見照会を行うことが適当と認められる場合は、意見を添えて総括知的財産調査官に協議するものとする。

(疑義貨物の点検等)

69の3-1-5 認定手続における疑義貨物の点検の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 点検の申請

輸出者等又は申立人からの点検の申請は、「疑義貨物点検申請書」(C-5618)(2部。原本、交付用)に「認定手続開始通知書(輸出者等用)」又は「認定手続開始通知書(権利者用)」の写しを添えて提出するよう求める。

(2) 個別情報の取扱い

申立人による疑義貨物の点検の際には、疑義貨物に係る個別具体的な情報（法第69条の3第1項から第3項までの規定により権利者に通知すべきものを除く。）が申立人に了知されないよう十分留意し、必要に応じて輸出者等に申立人に了知された場合に支障がある箇所がないか確認のうえ対応することとする。

(3) 税関職員の立会い

点検は、税関官署内又は保税地域内で行うものとし、知的財産調査官又は知的財産

担当官が立ち会うものとする。

(画像情報の送信)

69 の 3－1－6 認定手続における疑義貨物の画像送信の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 画像情報の送信

輸出者等又は権利者等から、認定手続において証拠を提出し、意見を述べるため必要であるとして、当該認定手続に係る疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合は、原則として一回に限り、当該疑義貨物の画像情報を電子メールで送信することとする。ただし、以下の場合は電子メールによる送信を行わないことができる。この場合においては、その理由を当該申出をした輸出者等又は権利者等に対し説明するものとする。

- ① 輸出者等又は権利者等が送信を希望する画像情報が大量である場合
- ② 業務遂行上真にやむを得ない理由により、画像情報の電子メールによる送信ができない場合
- ③ 輸出差止申立書が受理されていない場合であって、疑義貨物の形状又は侵害の疑いのある部分の状況等により、画像情報によっては輸出者等又は権利者等が証拠を提出し、意見を述べることができないと判断される場合

(2) 個別情報の取扱い

送信する画像情報により、疑義貨物に係る個別具体的な情報（法第 69 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定により権利者に通知すべきものを除く。）が権利者等に了知されることがないよう十分留意し、必要に応じて輸出者等に権利者等に了知された場合に支障がある箇所がないか確認のうえ対応することとする。

(裁判外紛争解決手続の活用)

69 の 3－1－7 認定手続の当事者である権利者及び輸出者等が合意のうえ、当該認定手続に係る疑義貨物について日本知的財産仲裁センター等の知的財産に係る事項を扱う裁判外紛争処理機関による裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）を活用して紛争を解決することを希望する場合の取扱いは、次による。

(1) 申請書等の提出

「裁判外紛争解決手続を踏ました認定申請書」（C－5630）3部（原本、権利者及び輸出者等交付用）の提出を求めるものとする。当該裁判外紛争解決手続が終了したときは、権利者又は輸出者等からその結果を証する書類の提出を求めるものとする。

(2) 紛争解決手続の結果に基づく認定

上記(1)に規定する結果を証する書類が提出された場合は、原則として、当該書類の内容を踏まえ、侵害の該否を認定するものとする。当該書類の内容により侵害の該否を認定することが困難である場合には、権利者及び輸出者等に対し 5 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を付して証拠・意見の提出を認めるものとする。

(3) 通関解放との関係

裁判外紛争解決手続により解決する場合であっても、通関解放までの期限が延長されるものではないことに留意する。

(認定通知等)

69 の 3－1－8 認定手続により、疑義貨物が侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合又は当該疑義貨物に係る自発的処理が行われたこと等により認定手続を取りやめた場合の取扱いは、次による。

(1) 発見部門の長に対する通報

認定手続の依頼を受けた知的財産調査官又は知的財産担当官は、当該依頼を行った発見部門の長に対して、速やかに「知的財産疑義貨物認定（処理）連絡書」（C-5620）を送付し、認定結果又は認定手続を取りやめた旨を通報する。

(2) 輸出者等への通知

「認定通知書（輸出者用）」（C-5622）（国際郵便物にあっては「認定通知書（差出人用）」（C-5624）。以下この節において「認定通知書（輸出者等用）」という。）を交付する。

（注）輸出者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税取締部門（以下この節において「保税取締部門」という。）に対して輸出者に「認定通知書（輸出者用）」を交付した旨を通報する。

(3) 権利者への通知

認定結果については「認定通知書（権利者用）」（C-5626）を、認定手続を取りやめた旨の通知は「処理結果通知書」（C-5628）を交付する。

（輸出者等による自発的処理の取扱い）

69 の 3-2 発見部門の長は、輸出者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。

(1) 認められる自発的処理

輸出者等は疑義貨物又は侵害物品について、次のいずれかの処理を行うことができる。

イ 一般輸出貨物及び旅具通関扱貨物の場合

- (イ) 保税地域における廃棄又は滅却
- (ロ) 国内引取り
- (ハ) 権利者からの輸出同意書（権利者が当該物品の輸出について同意する旨を記載した書類。以下同じ。）の提出
- (ニ) 侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等の修正（例えば、商標権侵害物品についての標章の切除。ただし、切除された標章の輸出及び国内引取りを認めない。以下この節において同じ。）
- (ホ) 任意放棄

ロ 国際郵便物の場合

- (イ) 権利者からの輸出同意書の提出
- (ロ) 侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等の修正
- (ハ) 任意放棄
- (ニ) 国内引取り

(2) 疑義貨物に係る自発的処理

イ 保税地域における廃棄又は滅却

疑義貨物が一般輸出貨物又は旅具通関扱貨物であって、輸出者が保税地域における廃棄又は滅却を行うことを申し出た場合は、輸出されないこととなる理由を記載した「輸出取りやめ届出書」（C-5619）を提出させたうえで、当該処理を認め、処理が行われたことを確認のうえ、認定手続を取りやめるものとする。なお、法第34条に規定する手続又は法第45条に規定する手続は不要であるので留意する。

ロ 輸出同意書の提出

輸出者が、権利者からの輸出同意書（権利者が当該貨物の輸出について同意する旨

を記載した書類。以下同じ。) を提出した場合は、対象となる貨物については、侵害物品に該当しないものとして取り扱い、輸出を認める。

ハ 侵害の疑いのある部分の切除等の修正

- (イ) 輸出者が侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物(侵害物品)修正に係る意見照会書」(C-5632)により5日(行政機関の休日の日数は算入しない。)以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱うとともに、輸出を認めるものとする。ただし、商標権に係る疑義貨物について切除した標章及び意匠権又は著作権に係る疑義貨物について切除した部分の輸出及び国内引取りは認めない。
- (ロ) 本取扱いにおいて、権利者から意見を述べるため、修正後の物品に係る画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合は、前記69の3-1-6(画像情報の送信)の規定に準じて取り扱うこととする。

ニ 任意放棄

輸出者が任意放棄する意思を明らかにした場合は、「任意放棄書」及び「輸出取りやめ届出書」の提出を求め、輸出者が当該疑義貨物に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、引渡しを受けるとともに、認定手続を取りやめる。

ホ 国内引取り

輸出者等が疑義貨物の国内への引き取りを申し出た場合は、「輸出取りやめ届出書」及び権利者の同意書を提出させたうえで、当該疑義貨物の国内への引取りを認めるとともに、認定手続を取りやめる。

(3) 侵害物品に係る自発的処理

イ 保税地域における廃棄又は滅却

侵害物品が一般輸出貨物又は旅具通関扱貨物であって、輸出者が保税地域における廃棄又は滅却を行うことを申し出た場合は、廃棄を行う旨の書面を提出させるとともに、輸出申告の撤回をさせたうえで、当該侵害物品の廃棄を認めるものとする。なお、法第34条に規定する手続又は法第45条に規定する手続は不要であるので留意する。

ロ 輸出同意書の提出

輸出者が、権利者からの輸出同意書を提出した場合は、対象となる貨物については、侵害物品に該当しないものとして取り扱い、輸出を認める。

ハ 侵害部分の切除等の修正

- (イ) 輸出者が侵害部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物(侵害物品)修正に係る意見照会書」により5日(行政機関の休日の日数は算入しない。)以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、輸出を認めるものとする。ただし、商標権に係る侵害物品について切除した標章及び意匠権又は著作権に係る侵害物品について切除した部分の輸出及び国内引取りは認めない。
- (ロ) 本取扱いにおいて、権利者から意見を述べるため、修正後の物品に係る画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合は、前記69の3-1-6の規定に準じて取り扱うこととする。

ニ 任意放棄

輸出者が任意放棄する意思を明らかにした場合は、「任意放棄書」の提出を求め、輸出者が当該侵害物品に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、当該侵害物品の引渡しを受ける。

ホ 国内引取り

輸出者等が侵害物品の国内への引き取りを申し出た場合は、国内引取りをする旨の書面及び権利者の同意書を提出させるとともに、輸出申告の撤回をさせたうえで、当該侵害物品の国内への引取りを認める。

(4) 他部門への通報

上記(2)又は(3)に規定する自発的処理の結果については、発見部門の長が認定手続を執った場合を除き、速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官及び保税取締部門に通報する。

(5) 取扱郵便局への通報

疑義貨物又は侵害物品が国際郵便物であり、上記(2)のロからホまで又は(3)のロからホまでに規定する処理が行われた場合、取扱郵便局に対し通報するものとする。この際、上記(2)のロ若しくはハ又は(3)のロ若しくはハに規定する処理が行われた場合は「郵便物認定通報書」(C-5634)により、上記(2)のニ又は(3)のニに規定する処理が行われた場合は「任意放棄書」の写しにより、上記(2)のホ又は(3)のホによる処理が行われた場合には国内引取りを行う旨の書面の写しにより通報するものとする。

(6) 採取した見本の扱い

採取見本については前記 67-3-13 (検査における見本の採取) に準じて処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸出者等に返却する。

(認定後の取扱い)

69 の 3-3-1 発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、保税取締部門にも通報する。

(1) 侵害物品に該当しない物品

イ 一般輸出貨物及び旅具通関扱貨物の場合
輸出を認める。

なお、採取見本については前記 67-3-13 (検査における見本の採取) に準じて処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸出者に返却する。

ロ 國際郵便物の場合

取扱郵便局に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」をもって通報する。

(2) 侵害物品に該当する物品

「認定通知書（輸出者等用）」を輸出者等に交付した後、原則として異議申立てができる期間が経過するまでの間（侵害物品が不正輸出されるおそれがある場合を除く。）は、法第 69 条の 2 第 2 項の規定による没収を行わないこととし、侵害物品が国際郵便物である場合を除き、輸出者等に対し、前記 69 の 3-2 の(1)のイの(イ)の処理をしようとするものとする。なお、輸出者等から侵害物品について自発的処理を行う旨申出があった場合には、これを認めることとする。

(通関解放が行われた貨物の取扱い)

69 の 3-3-2 発見部門の長は、通關解放が行われた貨物については、前記 69 の 3-3-1 の(1)に準じて取り扱い、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡する（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）とともに、保税担当部門にも通報する。この場合においては、原則として、通關解放を行う前に見本を採取し、当該認定手続に係る侵害についての損害賠償請求若しくは差止請

求についての裁判が終了するまでの間又は当該裁判が行われないことが確実になるまでの間、保管するものとする。ただし、当該物品の数量、価格等によりこれによりがたいときは、総括知的財産調査官と協議するものとする。

(侵害物品の没収の手続)

69の3－4 侵害物品について輸出者等が異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合で保税地域若しくは取扱郵便局に置かれている場合又は不正輸出されるおそれがある場合には、原則として法第69条の2第2項の規定により、当該物品を没収する。

なお、没収を行う場合には、本関知的財産調査官に協議するものとする。

没収の手続は次によるものとする。

(1) 一般輸出貨物及び旅具通関扱貨物の場合

発見部門の長は、輸出者に対して「関税法第69条の2第1項第3号又は第4号該当物品没収通知書」(C-5636)（以下この節において「没収通知書」という。）を交付する。

(2) 国際郵便物の場合

発見部門の長は、差出人に対して「没収通知書」を交付する。

また、取扱郵便局に対し、当該物品を没収する旨を「没収通知書」の写しをもって通報するとともに、当該物品の引渡しを受ける。

(廃棄の手続)

69の3－5 前記69の3－2の規定に従い任意放棄された物品（以下この節において「任意放棄物品」という。）及び前記69の3－4の規定に従い没収された物品（以下この節において「没収物品」という。）の処理は次による。

(1) 会計課長への引継ぎ

発見部門の長（支署、出張所又は監視署においては、支署長、出張所長又は監視署長）は、任意放棄物品又は没収物品について、「関税法第69条の2第1項第3号・第4号該当物品引継書」(C-5639)に「任意放棄書」の原本若しくは写し、「没収通知書」の写し又は引継ぎ対象を一覧表としたもののいずれか一以上を添付して、速やかに会計課長に引き継ぐこととする。

(2) 国庫帰属の通知

任意放棄物品又は没収物品が税関官署以外に蔵置されている場合には、当該物品の引継ぎを受けた会計課長は、直ちに当該物品の蔵置場所の管理責任者に対して当該物品が国庫に帰属した旨を伝えるとともに、以後当該物品を国庫帰属品として管理する。

(3) 任意放棄物品及び没収物品の処理

会計課長は、引継ぎを受けた任意放棄物品又は没収物品について、速やかに廃棄するものとする。ただし、没収物品については、被処分者が没収処分に対する異議申立て、審査請求又は行政処分取消訴訟（以下「行政争訟」という。）を提起し得る期間中及び行政争訟期間中は廃棄することなく保管するものとし、当該行政争訟の終了を待って、廃棄するものとする。

(4) 見本とする場合

会計課長は、必要に応じ、本関知的財産調査官と相談のうえ、任意放棄物品又は没収物品を執務参考用又は展示用の見本として使用することができる。会計課長は、見本として使用する任意放棄物品又は没収物品について厳重に保管するとともに、見本としての使用を終えた物品については、上記(3)に準じ、廃棄するものとする。

(5) 物品の管理

会計課長は、管理簿を作成のうえ、任意放棄物品又は没収物品の適正な管理に努めるものとする。

(輸出差止実績の公表)

69 の 3－6 侵害物品等に係る輸出差止実績の公表及びその取扱いは、次による。

- (1) 侵害物品及び輸出者が自発的処理をした疑義貨物の輸出差止実績については、本省において知的財産別、品目別、仕向国別の全国分件数及び点数を四半期毎に公表する。
- (2) 各税関においては、上記(1)の範囲の実績並びに各税関の知的財産別、品目別、仕向国別の件数及び点数の実績について公表して差し支えないが、原則として、上半期分及び年分については公表する。

(輸出差止申立ての審査期間)

69 の 4－1 申立先税関（輸出差止申立てを受け付けた税関をいう。以下この節において同じ。）の本関知的財産調査官及び総括知的財産調査官は、輸出差止申立てにおける専門委員意見照会を実施する場合を除き、輸出差止申立ての受付の日の翌日から起算して1月以内に輸出差止申立ての審査を終了するよう努めるものとする。

(輸出差止申立ての提出)

69 の 4－2 輸出差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。

- (1) 提出窓口
　　いずれかの税関の本関知的財産調査官とする。
- (2) 申立てを行うことができる者
　　輸出差止申立てを行うことができる者は、権利者とする。なお、代理人に輸出差止申立ての手続を委任することを妨げない。
- (3) 提出書類等

提出を求める書類等は、「輸出（積戻し）差止申立て書」（C-5640）（不正競争差止請求権者にあっては、「輸出（積戻し）差止申立て書（保護対象商品等表示等関係）」（C-5642）、受理されている輸出差止申立てについて権利、品名又は自己の権利を侵害すると認める理由を追加する場合にあっては「輸出（積戻し）差止申立て書（権利・品名・侵害理由追加）」（C-5644）（注）。以下この節において同じ。）並びに後記 69 の 4-3 及び 69 の 4-4 に定める添付資料等とし、提出部数は1部とする。ただし、サンプル等の現物が提出された場合には、申立て人に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めることができるものとする。また、「輸出（積戻し）差止申立て書（権利・品名・侵害理由追加）」による申立ての場合において、受理されている輸出差止申立ての記載又は添付資料と内容が同一のものについては、記載又は添付の省略を認めず差し支えない。

（注）権利を追加する場合は、同じ知的財産権の範囲内における新たな権利に限る。なお、追加する権利の存続期間が受理されている輸出差止申立ての有効期間よりも短い場合には、追加後の輸出差止申立ての有効期間が短くなることに留意すること。

- (4) 電磁的記録

必要と認める場合は、当該輸出差止申立ての内容を記録した電磁的記録（電子方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理に供されるものをいう。以下この節及び次節において同じ。）の提出を求めるができるものとする。提出の方法は、電子メールによる送信、記録媒体による提出など適宜の方法とする。

(輸出（積戻し）差止申立書の添付資料)

69の4－3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。

(1) 知的財産の内容を証する書類

イ 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権

登録原簿の謄本（認証官印付きであることを要しない。）及び公報の写し（登録後に訂正があった場合の特許審決公報等を含む。）

ロ 著作権又は著作隣接権

権利の発生を証すべき資料等（原本であることを要しない。）

ハ 育成者権

品種登録簿の謄本

ニ 保護対象商品等表示等

法第69条の4第1項に規定する書面（以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。）なお、税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、輸出差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。

（注）経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる（関税法第69条の4第1項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則（以下「意見書等に関する規則」という。）第3条）。

① 不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示

申立不正競争差止請求権者（意見書等に関する規則第1条第1号に規定する申立不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係る商品等表示が輸出先の国又は地域の需要者の間に広く認識されているものであること

② 不正競争防止法第2条第1項第2号に規定する商品等表示

申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が著名なものであること

③ 不正競争防止法第2条第1項第3号に規定する商品の形態

申立不正競争差止請求権者に係る商品の形態が当該商品の機能を確保するために不可欠な形態ではなく、かつ、当該商品が日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過していないものであること

④ 不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する技術的制限手段

申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているものでなく、かつ、営業上用いられているものであること

⑤ 不正競争防止法第2条第1項第11号に規定する技術的制限手段

申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いているものであること

⑥ 申立不正競争差止請求権者が輸出差止申立ての際に申立先税関に提出する証拠が当該輸出差止申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるものであること

(2) 侵害の事実を疎明するための資料

輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸出差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸出者等の利害関係者に開示できるもの

(注1) 「侵害の事実」とは、国内外において現に侵害すると認める物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があつたこと等により侵害すると認める物品の輸出が見込まれる場合を含むことに留意する。

(注2) 「利害関係者」とは、輸出差止申立てについて利害関係を有すると認められる者をいい、例えば、次の者をいう。以下この節において同じ。

- ① 差止対象物品の輸出者（輸出する予定があると認められる潜在的輸出者を含む。）
- ② 差止対象物品の国内における輸出者以外の取扱事業者
- ③ 海外における差止対象物品（当該物品の部分品が侵害と認められる場合における当該部分品を含む。）の荷受人

イ 特許権又は実用新案権

(イ) 侵害すると認める物品が特許発明又は登録実用新案の技術的範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であつて、次の①から④までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書若しくは弁護士又は弁理士（以下この節及び次節において「弁護士等」という。）が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）

- ① 特許請求又は実用新案登録請求の範囲に記載された請求項のうち輸出差止申立てに係るものを明示し、当該請求項を構成要件ごとに分説した、特許発明又は登録実用新案の技術的範囲の説明
- ② 侵害すると認める物品の技術的構成を上記①の記載と対応させた、侵害すると認める物品の具体的な特徴（例えば、上記①の構成要件の一つが「厚さ1～5mmの金属製の蓄熱板」であるとき、侵害すると認める物品の対応部分の寸法、材質、用途を特定する。）
- ③ 上記①に記載した技術的範囲の説明と上記②に記載した具体的な特徴を対比して説明した、侵害すると認める物品が権利の技術的範囲に属する理由
- ④ 侵害すると認める物品が特許請求（又は実用新案登録請求）の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明（又は登録実用新案）の技術的範囲に属すると主張する場合には、その理由及び証拠

(ロ) 平成6年1月1日以降に出願し登録された実用新案権については、次の資料の添付を求めるものとする。

- ① 実用新案技術評価書
- ② 実用新案法第29条の2の規定に基づき権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書の写し（権利者が権利侵害を行う者を把握し、かつ、警告を発していない場合には警告書を発するよう指導し、侵害すると認める物品を輸出することが予想される者のうちその者に対する警告書の写しが添付されていないものについては、その者に係る部分について「輸出（積戻し）差止申立書」が受け付けられていないものとして取り扱うとともに、「輸出（積戻し）差止申立書」には可能な限り権利侵害を行う者の具体的情報の記載を求める。）

ロ 意匠権

侵害すると認める物品が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であつて、次の①から③までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）

- ① 登録意匠を明示し、その登録意匠に係る物品の形状、模様、色彩又はこれらの結合の特徴を具体的に記載した、登録意匠の説明
- ② 上記①の記載と対応させた、侵害すると認める物品の特定及び説明

- ③ 上記①の登録意匠の説明と上記②の侵害すると認める物品を対比して説明した、侵害すると認める物品が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属する理由

ハ 商標権

侵害すると認める物品の標章の使用の態様を示す写真等の資料であって、商品全体を観察できるもの（補足説明を含む）。なお、この場合、次の①及び②の事項が明らかになるよう留意する。（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）

- ① 侵害すると認める物品に付された商標が登録商標と同一又は類似する商標であること

- ② 侵害すると認める物品が指定商品と同一又は類似する商品であること

ニ 著作権又は著作隣接権

侵害すると認める物品が著作権又は著作隣接権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①及び②に掲げる事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）

- ① 侵害すると認める物品が著作物に依拠していること

- ② 侵害すると認める物品が著作物と同一性又は類似性を有すること

ホ 育成者権

侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①及び②に掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）

- ① 真正品のDNA鑑定書（外観による識別で侵害認定を行うことが十分に可能であると認められるものについては、当該鑑定書は省略させて差し支えない。）

- ② 侵害すると認める物品を入手している場合には、そのDNA鑑定書

なお、提出された上記①及び②のDNA鑑定書については、農林水産省食料産業局新事業創出課に確認を求めることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適當であるとの確認ができない場合には、当該輸出差止申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。

(3) 識別ポイントに係る資料

当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関において、侵害疑義物品の発見の参考となる資料であり、真正商品又は侵害すると認める物品に特有の表示、形状、包装等の真正商品と侵害すると認める物品を識別するポイント及び方法を示したもの

(4) 通関解放金の額の算定の基礎となる資料

特許権、実用新案権又は意匠権に係る裁判において認定された額、過去1年間に実際に締結されたライセンス契約におけるライセンス料の額又は類似の権利におけるこれらの額を記載したもの（当該裁判又は契約がない場合は、省略して差し支えない。ただし、これらの額に相当する額の資料として参考となるものがある場合には当該資料の提出を求めるものとする。）

(5) 代理権に関する書類（代理人が輸出差止申立ての手続を行う場合に限る。）

権利者が、代理人に輸出差止申立ての手続を委任する場合には、委任の範囲が明示された代理権を証したもの

(その他の資料)

69 の 4－4 申立先税関の本関知的財産調査官は、申立人から次の①から⑤に掲げる資料等を輸出差止申立ての受理の際又は当該受理の後追加して提出したい旨の申し出があつた場合において、認定手続を執るために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受理し、当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執る他の税関に通知する。この場合において、提出された資料等は、輸出差止申立てに係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官及び総括知的財産調査官が必要と認める場合には、必要と認める資料等の提出をしようとして差し支えない。

- ① 輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品について権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し又は特許庁の判定書の写し
- ② 弁護士等が作成した輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書（日本知的財産仲裁センター等の知的財産に係る事項を扱う裁判外紛争処理機関が作成した判定書その他の資料を含む。以下この節及び次節において同じ。）
- ③ 申立人が自らの調査に基づき権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し
- ④ 輸出差止申立てに係る知的財産の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容を記載した書類
- ⑤ 侵害すると認める物品を輸出することが予想される者、その仕向人その他侵害すると認める物品に関する情報を確認することができる資料

(輸出差止申立ての受付及び審査)

69 の 4－5 輸出差止申立ての受付及び審査の手続及びその取扱いは、「知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について（平成 20 年 3 月 31 日財関第 351 号。以下「申立審査通達」という。）の定めるところによる。

(輸出差止申立ての受理前の公表等)

69 の 4－6 前記 69 の 4－2 の規定に基づき提出された「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。

(1) 税関ホームページにおける公表等

総括知的財産調査官は、申立審査通達の第 2 章において準用する第 1 章の 2 の(1)により申立先税関の本関知的財産調査官から送付された「輸出（積戻し）差止申立書」等の写しに基づき、次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付記するものとする。

なお、申立審査通達の第 2 章において準用する第 1 章の 3 の(1)により、公表前に「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項の補正が必要であると判明した場合は、申立人に補正を求め、補正後速やかに公表するものとする。

- ① 「知的財産種別」 特許権、意匠権等の権利の種類を表示する。
- ② 「知的財産の内容」 権利の登録番号を表示する。特許権又は実用新案権の場合で、請求項が限定されている場合には、当該請求項番号を併せて表示する。登録番号のない知的財産については、次の内容を表示する。

イ 著作権 著作物の種類及びその内容（映画の著作物及びそのタイトル等）

ロ 著作隣接権 対象となる媒体（レコード、CD 等）及びタイトル・実演家の名称等

ハ 不正競争防止法

- (イ) 同法第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の場合 経済産業大臣申立時意見書に記

載されている商品等表示

- (ロ) 同法第2条1項第3号の場合 経済産業大臣申立時意見書に記載されている商品形態及び商品名
 - (ハ) 同法第2条1項第10号又は第11号の場合 経済産業大臣申立時意見書に記載されている技術的制限手段
- ③ 「侵害すると認める物品の品名」 差止対象となる物品の品名を表示する。
 - ④ 「申立人、申立人連絡先」 申立人の名称及び連絡先（電話番号を含む。）を表示する。
 - ⑤ 「申立先税関及び連絡先」 申立先税関及び連絡先（電話番号を含む。）を表示する。
 - ⑥ 「公表日及び意見を述べることができる期間」 税関ホームページに公表した日及び意見を提出できる期限を表示する。その期限の最終日は、税関ホームページに公表した日から10日（行政機関の休日を含まない。）となる日を設定するものとする。

(2) 予想される輸出者等への連絡

申立先税関の本関知的財産調査官は、予想される輸出者その他国内において当該輸出差止申立てに利害関係を有すると認められる者（以下この節において「予想される輸出者等」という。）が判明している場合は、申立人に意見を聴いたうえで税関の取締り上支障があると認められるとき又は当該申立人と当該予想される輸出者等との間に争いがないこと若しくは争いが生じるおそれがないことが明らかであると認められるときを除き、当該予想される輸出者等に対し上記(1)により公表する事項及び意見提出について電話等により連絡し意見を求めるものとする。なお、差止対象物品の具体的な製造者名、商品名又は商品番号が申立て時に判明している場合であって、必要と認められるときは、これらの事項を併せて連絡するものとする。

(3) 侵害すると認める理由の開示

申立先税関の本関知的財産調査官は、侵害すると認める理由（申立人が提出した侵害の根拠となる鑑定書等）を、利害関係者から開示の要請があった場合は、その写しの交付等により、原則として開示するものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、その開示にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、申立人に対して、副本の提出を求めることができるものとする。

(4) 利害関係者による意見書の提出

イ 利害関係者からの意見書提出

利害関係者が輸出差止申立てについて意見を述べることを希望する場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、上記(1)の⑥の税関ホームページで明示した提出期限までに、氏名又は名称及び住所、利害関係の内容並びに意見を記載した書面により提出するよう求めるものとする。

ロ 利害関係者からの補正意見書の提出

上記(1)により期限内に意見を提出した利害関係者から補正意見書の提出の申出があり、やむを得ない事情があると認められる場合には、税関ホームページで明示した提出期限の翌日から5日（行政機関の休日を含まない。）を経過する日（「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について」（平成19年6月15日財関第802号）（以下「専門委員制度運用通達」という。）の第3章において準用する第1章の3の(4)に規定する意見聴取の場を開催する場合は、税関ホームページで明示した公表日から起算して25日（行政機関の休日を含まない。）を経過する日）までに補正意見書を提出することができる。

(5) 利害関係者意見書の開示

申立先税関の本関知的財産調査官は、利害関係者から提出された意見書（補正意見書を含む。）をその写しの交付等により申立人に開示するものとする。ただし、営業秘密等申立人に開示することにより自らの利益が害されると認められる事項として、当該利害関係者が非公表としている部分を除くものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、その開示にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、利害関係者に対して、副本の提出を求めることができるものとする。

（輸出差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い）

69 の 4－7 申立先税関は、以下により輸出差止申立ての受理又は不受理の決定を行う。

- (1) 申立先税関は、申立審査通達の第2章において準用する第1章の3の(3)に規定する意見書の審査結果に基づき、輸出差止申立ての受理又は不受理を決定する。ただし、輸出差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合は、輸出差止申立ての受理又は不受理の決定は、専門委員制度運用通達の第3章において準用する第1章の12の規定によるものとする。
- (2) 申立先税関の本関知的財産調査官は、上記(1)の結果を当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税関の本関知的財産調査官に通知する。なお、受理する場合には、当該輸出差止申立てが効力を有する期間を、併せて通知するものとする。
- (3) 申立先税関の本関知的財産調査官は、輸出差止申立てを受理するに際して、申立人に対して下記イからハの事項を通知するものとする。
 - イ 輸出差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに後記 69 の 4－10 による輸出差止申立ての内容変更を行うこと
 - ロ 輸出差止申立てに係る権利（特許権又は実用新案権にあっては申立てに係る請求項）に関し、争訟が生じた場合又は無効審判（特許法第123条、実用新案権法第37条、意匠法第48条及び商標法第46条）、訂正審判（特許法第126条）若しくは不使用取消審判（商標法第50条）などの請求があった場合には、速やかに資料を添えて申立先税関に連絡すること。
 - ハ 輸出差止申立ての有効期間内に、知的財産が譲渡された場合又は上記ロの審判等の結果により申立人が知的財産を有しないこととなつた場合若しくは権利範囲が変動した場合には、直ちに申立先税関に連絡するとともに、後記 69 の 4-11 の(2)による輸出差止申立ての取下げを行うこと。
- (4) 申立先税関の本関知的財産調査官は、「輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書」(C-5656) 又は「輸出（積戻し）差止申立て・更新不受理通知書」(C-5658) を申立人に交付するとともに、輸出差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合には、受理又は不受理の旨を当事者（申立人を除く。）に対して通知するものとする。なお、当該輸出差止申立ての一部のみを受理とし、残りを不受理とする場合には、「輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書」に、受理とする部分及び不受理とする部分を明確にするとともに、不受理とする部分については、その理由を記載するものとする。
- (5) 申立先税関の本関知的財産調査官は、輸出差止申立てを受理した場合には、その内容を輸出差止申立情報として各税関官署に周知する。

（輸出差止申立ての内容の受理後の公表）

69 の 4－8 輸出差止申立てを受理した場合には、「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項について、次により公表する。

(1) 公表する事項

「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項のうち【公表】と記載されているもの

(2) 公表方法

申立先税関は、当該輸出差止申立てに係る申立人の氏名又は名称、連絡先、知的財産の内容（特許権又は実用新案権にあっては、輸出差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。）及び侵害すると認める物品の品名を、受理後遅滞なく、本省及び総括知的財産調査官に通報することとする。総括知的財産調査官は通報された事項を遅滞なく公表し、本省は申立有効期間中の輸出差止申立てに係るものを1月毎に公表する。

（輸出差止申立ての更新）

69の4-9 申立人が輸出差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。

- (1) 輸出差止申立ての有効期間の満了前3月から満了の日までの間に「輸出（積戻し）差止申立更新申請書」(C-5660)（不正競争差止請求権者にあっては、「輸出（積戻し）差止申立更新申請書（保護対象商品等表示等関係）」(C-5662)）（以下この節において「更新書」という。）及び添付資料等を申立先税関に提出するよう求めるものとする。
この場合の提出部数は、1部とする。
- (2) 更新書及び添付資料等が提出された場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、申立審査通達の第1章の1の(2)に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。ただし、輸出差止申立てに追加すべき事項（内容の変更を含む。）がない場合には、更新書（原本）及び登録原簿の謄本（認証官印付きであることを要しない。）の提出を求め、その他の添付資料等の提出は求めないものとする。なお、保護対象商品等表示等については、新たに経済産業大臣申立時意見書の提出が必要となるので留意する。
- (3) 申立先税関の本関知的財産調査官は、更新書に追加すべき事項が含まれている場合には、速やかにその写しを総括知的財産調査官に送付するものとする。ただし、当該追加すべき事項が軽微な場合等、新たな侵害疎明が必要でないことが明らかである場合は、送付を省略して差し支えない。
(注)「新たな侵害疎明が必要」とは、当初の輸出差止申立てにおいて「侵害と認める理由」に記載した事項と異なる疎明が必要とされる場合であって、例えば、申立対象物品が異なる場合などを指す。以下この節において同じ。
- (4) 上記(3)により更新書の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、当該追加すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となるか否かを申立先税関の本関知的財産調査官に通知するものとする。申立先税関の本関知的財産調査官は、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として前記69の4-2の(3)に規定する「輸出（積戻し）差止申立書」の提出を求めることになるので、留意する。
- (5) 更新の受理又は不受理については、前記69の4-7に準じて取り扱うものとする。
なお、更新の受理を輸出差止申立ての有効期間の満了の日前に行う場合、更新後の輸出差止申立ての有効期間の開始日は、当該満了の日の翌日とする。
- (6) 更新を認めた輸出差止申立て内容の公表については、前記69の4-8に準じて取り扱うものとする。

（輸出差止申立ての内容変更）

69の4-10 輸出差止申立て（前記69の4-9の規定に基づく更新を含む。後記69の4-11までにおいて同じ。）を受理した後、輸出差止申立ての有効期間内に申立人から、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合の取扱いは、次による。

- (1) 当該輸出差止申立ての申立先税関に変更内容を書面（任意の様式）（以下この節にお

いて「内容変更の書面」という。)により提出するよう求めるものとする。この場合の提出部数は、1部とする。

- (2) 内容変更の書面が提出された場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、速やかにその写しを総括知的財産調査官に送付するとともに、申立審査通達の第1章の1の(2)に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。ただし、変更内容が軽微な場合等、新たな侵害疎明が必要でないことが明らかである場合は、送付を省略して差し支えない。
- (3) 上記(2)により内容変更の書面の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、当該内容変更すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となるか否かを申立先税関の本関知的財産調査官に通知するものとする。申立先税関の本関知的財産調査官は、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として前記69の4-2の(3)に規定する「輸出(積戻し)差止申立書」の提出を新たに求めることになるので、留意する。
- (4) 申立先税関の本関知的財産調査官は、内容変更の書面に記載事項及び添付資料等の不備がないこと並びに新たな侵害疎明が必要でないことを確認したときは、当該内容変更を認めるとともに、速やかにその写しを当該内容変更に係る輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税関の本関知的財産調査官へ送付する。なお、内容変更を認めた当該輸出差止申立ての内容の公表は、前記69の4-8に準じて取り扱う。

(輸出差止申立ての受理の撤回等)

69の4-11 輸出差止申立ての受理の撤回及び輸出差止申立ての取下げの取扱いは、次による。

(1) 輸出差止申立ての受理の撤回

輸出差止申立てのうち受理要件を満たさなくなったと思料されるものについては、受理を撤回するものとする。ただし、撤回するに先立ち申立人に対して意見を述べる機会を与えるものとし、撤回した場合には、申立先税関の本関知的財産調査官は、「輸出(積戻し)差止申立て・更新受理撤回通知書」(C-5664)により理由を付して申立人に通知するとともに、当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税関の本関知的財産調査官にその旨連絡するものとする。

なお、輸出差止申立ての受理を撤回する場合には、申立先税関の本関知的財産調査官は、総括知的財産調査官と協議するものとする。

(2) 輸出差止申立ての取下げ

申立人から輸出差止申立ての有効期間内に申立先税關に対して、書面(任意の様式)により当該輸出差止申立ての取下げの申出があった場合には、これを認めるものとし、申立先税關の本關知的財產調査官は、総括知的財產調査官及び当該輸出差止申立てに基づき認定手續を執るべき他の税關の本關知的財產調査官にその旨を通報する。

(注) 輸出差止申立ての有効期間内に知的財産の譲渡等により申立人が知的財産を有しないこととなったことが判明した場合には、当該輸出差止申立てに基づく取締りは行えないことに留意する。この場合には、その旨を当該申立人に通知し、取下げをしようようとするとともに、本省及び当該輸出差止申立てに基づき認定手續を執るべき他の税關に通報することとする。

(その他)

69の4-12 権利者から輸出差止申立て以外の方法(例:電子メール)により侵害すると認める物品に係る資料等の提供があった場合は、これを受け付けることとし、必要に応じ関係税關にその写しを送付する。なお、この場合においては、できる限り輸出差止申立てを行うようしようとするものとする。

(情報の収集)

69 の 4－13 知的財産調査官は、侵害物品の輸出の取締りのため、次に掲げる資料等の収集に努めるものとする。

- ① 知的財産の内容を証する書類
- ② 侵害の事実に係る資料
- ③ 識別ポイントに係る資料
- ④ 侵害物品の特定のために必要と認める資料
- ⑤ その他侵害物品の輸出の取締りに関する資料

(輸出差止申立てにおける専門委員意見照会)

69 の 5－1 申立先税関の本関知的財産調査官及び総括知的財産調査官は、専門委員制度運用通達の第3章において準用する第1章の1の(1)に定める場合に該当する場合には、輸出差止申立てにおける専門委員意見照会を実施することとなるので、留意する。

(輸出差止申立てに係る供託等)

69 の 6－1 法第 69 条の 6 (法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。) の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。

(1) 供託命令

イ 供託命令の要求

法第 69 条の 6 第 1 項に規定する「損害の賠償を担保するために必要があると認めるとき」とは、輸出差止申立てに係る侵害疑義物品について認定手続を執った後において、申立人と輸出者等の主張が対立し、当該物品について侵害物品か否か認定しがたい場合とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、供託を命ずることとする。

なお、供託命令を行う場合には、生鮮疑義貨物の場合を除き、総括知的財産調査官に協議するものとする。

ロ 供託の期限

法第 69 条の 6 第 1 項の担保を供託する際の「期限」とは、「供託命令書」(C－5670)の日付の日の翌日から起算して 10 日以内とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、「供託命令書」の日付の日の翌日から起算して 3 日以内とし、口頭により供託命令を行った場合は、供託命令をした日の翌日から起算して 3 日以内とする。

ハ 供託額

(イ) 法第 69 条の 6 第 1 項に規定する「相当と認める額」とは、次に掲げる額を合算した額とする。

i 予想される認定手続期間中に輸出者等が疑義貨物を通関することができないことにより被る逸失利益の額（申告価格の 20%程度を目安に算定する。）

ii 予想される認定手続期間中に輸出者等が負担することとなる疑義貨物の倉庫保管料の額

疑義貨物が蔵置されている場所の実費費用を基に「供託命令書」の日付の日の翌日から起算して認定手続の終了が予想される日を含む月までの月数を算定する。

iii 生鮮疑義貨物については、当該貨物の腐敗により失われると予想される当該貨物の価値に相当する額（当該貨物の申告価格とする。）

iv その他、予想される認定手続期間中に輸出者等が疑義貨物を通関することができないことにより被るおそれのある損害の額

(ロ) 上記(イ)の額の算定に当たっては、輸出者等から事情を聴取するとともに、必要に応じて調査等を実施のうえ、総括知的財産調査官に協議して決定するものとする。

ただし、下記ニなお書の場合には、あらかじめ、上記ハの(イ)のⅰからⅲまでを合算した額で供託命令を行い、必要と認める場合には、後日上記ハの(イ)のivについて追加供託命令を行う旨を輸出者等に通知することにより、事情の聴取は省略して差し支えない。

ニ 供託命令の手続

知的財産調査官又は知的財産担当官(これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。(2)から(9)までにおいて「知的財産調査官等」という。)は、金銭を供託すべき旨を申立人に命ずる場合には、「供託命令書」を当該申立人に交付するとともに、収納課長(収納課長が配置されていない官署にあっては、その職務を行う者。以下「収納課長等」という。)に「供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。

この場合において、署所知的財産調査官又は知的財産担当官(これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長)が供託命令を行った場合には、本関知的財産調査官に供託命令を行った旨を「供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。

なお、生鮮疑義貨物については、認定手続の開始を決定した後速やかに、申立人に対して供託命令を行い(必要と認めるときは口頭により命令ができるものとし、その場合には併せてFAX等による当該命令の内容の通知を行うよう努めることとする。)、当該命令に従う意思のない旨の回答を確認した場合には、期限の経過を待つことなく、認定手続を取りやめて差し支えない(法第69条の6第11項の通知を行うことに留意する。)。また、口頭による命令を行った場合は、上記の口頭による命令が行われた旨及びその日を証する「生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書」(C-5672)正副2部を当該申立人に交付し、副本について当該申立人が記名のうえ押印又は署名したものを作成させるものとする。

(2) 供託等の取扱い

イ 金銭又は有価証券を供託する場合

(イ) 供託物の種類

i 法第69条の6第1項に規定する「金銭」とは、前記9の4-1の(1)の規定に準じて取り扱う。

ii 法第69条の6第3項に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税關長が確実と認めるもの」とは、前記9の6-1の(1)及び(2)に準じて取り扱う。

ただし、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第278条第1項に規定する振替債については、振替国債(その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。)以外のものは認めないととする。

(ロ) 国債、地方債、社債等の価額

国債、地方債その他の有価証券の価額は、前記9の6-3及び9の6-4の規定に準じて取り扱う。

(ハ) 供託場所

金銭又は有価証券(以下「金銭等」という。)の供託は、供託命令を行う税關官署の最寄の供託所に行わせるものとする。

(ニ) 供託書正本の提出

供託をすべき申立人には、供託書の正本を「供託書正本提出書」(C-5674)(2部。原本、申立人交付用)に添付して、原則として供託期限内に収納課長等に提出

させる。

収納課長等は、供託をすべき申立人から提出のあった供託書の正本を受理することが適当であると認めたときは、「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を当該申立人に交付するとともに、供託書正本の写しを供託の原因となった貨物の輸出者等に交付する。

この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に供託書正本が提出されたことを、「供託書正本預り証」の写しをもって通報する。

ロ 支払い保証委託契約を締結する場合

(イ) 支払い保証委託契約の相手方

法第 69 条の 6 第 5 項の契約（以下この項において「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第 2 条第 3 項に規定する生命保険会社、同条第 4 項に規定する損害保険会社、同条第 8 項に規定する外国生命保険会社等又は同条第 9 項に規定する外国損害保険会社等とする。

(ロ) 支払保証委託契約の届出

i 供託をすべき申立人には、支払保証委託契約書の写し（契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの）を「支払保証委託契約締結届出書」（C-5676）（2部。原本、申立人交付用）に添付して、供託期限内に収納課長等に提出させる。

ii 収納課長等は、当該契約書の内容が令第 62 条の 7 第 1 項（令第 65 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に適合すると認めたときは、「支払保証委託契約締結届出確認書」（「支払保証委託契約締結届出書」の交付用）を供託をすべき申立人に交付するとともに、当該確認書の写しを輸出者等に交付する。

この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に支払保証委託契約締結の届出があったことを、「支払保証委託契約締結届出確認書」の写しをもって通報する。

なお、供託をすべき申立人が供託額の一部について、支払保証委託契約を締結し、その旨届け出る場合には、上記イ(ニ)の手続と同時に行わせるものとする。

(3) 供託額の追加

知的財産調査官等は、申立人に輸出者等の損害を担保するのに不足すると認める額の金銭を供託すべき旨を命じる場合には、上記(1)ロからニまで及び(2)に準じて取り扱う。

なお、供託額の追加を命ずる場合には、総括知的財産調査官と協議するものとする。

(4) 認定手続の取りやめ

イ 「供託命令書」の交付を受けた申立人が、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないときは、収納課長等は知的財産調査官等にその旨を通報する。

ロ 上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないことについてやむを得ないと認められるときは、願出により相応の期限を定めて、認定手続の取りやめを猶予して差し支えないとするが、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることとする。

なお、取りやめを猶予した場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。

生鮮疑義貨物については、当該猶予は行わないこととする。

ハ 知的財産調査官等は、認定手続を取りやめたときは、「認定手続取りやめ通知書」(C-5678)を申立人及び輸出者等に交付する。

この場合において、知的財産調査官等は、発見部門の長及び収納課長等に対して、「認定手続取りやめ通知書」の写しをもってその旨を通報し、また、通報を受けた発見部門の長は当該疑義貨物についてその輸出を認めるものとする。

(注) 認定手続を取りやめようとする場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。

(5) 供託された金銭等の還付

イ 権利の実行の申立ての手続

(イ) 輸出差止申立て等又は輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則(平成6年法務省令・大蔵省令第5号。以下「供託金規則」という。)第1条((申立ての手続))(供託金規則第11条において準用する場合を含む。)に規定する「判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するもの」とは、次のものをいう。

i 民事執行法(昭和54年法律第4号)第22条第1項(債務名義)に規定する債務名義(確定判決等)

ii 損害賠償請求権の存在を確認する確定判決又はそれと同一の効力を有するものであって執行力が付与されていないもの

iii 供託の原因となった貨物の輸出者と金銭等を供託した申立人との間で和解し、当該輸出者に当該申立人に対する損害賠償請求権があること及びその額を記載した書面

iv 上記iからiiiまでに掲げるものに類するもの

(注) ivに掲げるものが提出された場合には総括知的財産調査官に協議するものとする。

(ロ) 輸出者等には、供託金規則様式第一(積戻しの場合にあっては供託金規則様式第十二)による申立て書に、上記(イ)のiからivまでに掲げるもの(以下「債務名義等」という。)のいずれかの謄本等を添付して収納課長等に提出させる。

ロ 申立てからの意見聴取

収納課長等は、権利の実行の申立てがあったときは、金銭等を供託した申立てから、輸出者等が提出した債務名義等の真偽、認定手続が執られたことにより輸出者等が被った損害の全部又は一部を既に賠償していないか等当該権利の実行の申立てに関し意見を聴取するものとする。

ハ 確認書交付手続

収納課長等は、輸出者等が当該供託に係る金銭等の還付を受けるべき者と認めたときは、供託金規則様式第二(積戻しの場合にあっては供託金規則様式第十三)の確認書を当該輸出者等に交付するとともに、知的財産調査官等に、当該確認書の写しをもってその旨を通報する。

この場合において、確認書に記載された還付金額が供託額の一部であり、還付が取戻しに先行する場合を除き、申立て人に供託書正本を返還するとともに、申立て人に交付した「供託書正本預り証」(「供託書正本提出書」の交付用)を回収するものとする。

(6) 有価証券の換価

イ 輸出者等から権利の実行の申立てがあり、収納課長等が供託された有価証券を換価する場合には、供託規則(昭和34年法務省令第2号)第26号書式により作成した供託有価証券払渡請求書2部を供託所に提出する。

ロ 収納課長等は、供託規則第29条((払渡の手続))により有価証券の払渡の認可を受けた場合には、速やかに当該有価証券を換価する。

有価証券の換価に際しては、申立人に換価する旨を告げた後行うものとする。

- ハ 収納課長等は、有価証券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額の金銭について、供託規則第11号書式及び第12号書式（その他の金銭供託の供託書正本・副本）により作成した供託書をもって、有価証券の払渡の認可を受けた供託所に供託する。
- ニ 上記ハの供託をしたときは、収納課長等は、供託金規則第4条第4項（供託金規則第11条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、「有価証券換価後金銭供託通知書」（C-5680）に供託書正本の写しを添付して、申立人に送付するものとする。

この場合において、申立人が先に供託した際に税関に提出した供託書正本を申立人に対し返還するとともに、申立人に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収する。

(7) 供託された金銭等の取戻し

イ 疑義貨物が侵害物品と認定された場合の取扱い

- (イ) 知的財産調査官等は、供託の原因となった貨物を侵害物品と認定した場合には、収納課長等に対して、「知的財産疑義貨物認定（処理）連絡書」（C-5620）に「認定通知書（輸出者等用）」の写しを添付してその旨を通報する。
- (ロ) 上記(イ)の通報を受けた収納課長等は、「認定通知書（権利者用）」の受取人である申立人に、供託金規則様式第三の証明書を交付する。

ロ 疑義貨物について廃棄、減却、積戻し又は任意放棄がされた場合の取扱い

- (イ) 知的財産調査官等は、供託の原因となった貨物について前記69の3-2の(2)のイ又はニにより認定手続を取りやめた場合には、収納課長等に対して、「処理結果通知書」の写しをもってその旨を通報する。
- (ロ) 上記(イ)の通報を受けた収納課長等は、「処理結果通知書」の受取人である申立人に、供託金規則様式第三の証明書を交付する。

ハ 損害賠償を担保する必要がなくなったことについての確認の取扱い

- (イ) 金銭等を供託した申立人には、「担保取戻事由確認申請書」（C-5682）に損害賠償を担保する必要がなくなったことを証明する次のいずれかの書面を添付して収納課長等に提出させる。
- i 供託の原因となった貨物の輸出者等が、供託した金銭等の取戻しに同意したことと証明する書面
 - ii 損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことを証明する書面
(注) なお、権利者の誤った輸出差止申立てにより、輸出者等に損害が生じた場合の当該損害に係る損害賠償権の消滅時効は、民法第724条（（損害賠償請求権の消滅時効））により3年となるので留意する。
 - iii 申立人が輸出者等に損害の賠償をしたことを証明する書面
 - iv 侵害物品でない旨の「認定通知書（権利者用）」であって、その理由欄に、権利者からの輸出同意書の提出又は侵害部分の切除等の修正の旨記載されているもの
 - v その他損害の賠償を担保する必要がなくなったことを証明する書面
- (ロ) 収納課長等は、損害賠償を担保する必要がなくなったことに理由があると認めるときは、輸出者等から、当該書面（上記(イ) ivを除く。）の真偽等について意見を聴取するものとする。
- (ハ) 収納課長等は、損害の賠償を担保する必要がなくなったことを確認した場合には、申立人に供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該証明書の写しをもってその旨を通報する。

ニ 支払保証委託契約が締結された場合の取扱い

- (イ) 収納課長等は、申立人から、「支払保証委託契約締結承認申請書」(C-5684)（2部。原本、申立人交付用）に支払保証委託契約の契約書の写し（契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの）を添付して提出させる。
- (ロ) 収納課長等は、契約書の内容が令第62条の7第1項の規定に適合すると認めたときは、申立人に対して、「支払保証委託契約締結承認書」（申立人交付用）及び供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該書面の写しをもってその旨を通報する。

ホ 供託物が差し替えられた場合の取扱い

- (イ) 収納課長等は、申立人から、「供託物差替承認申請書（供託書正本提出書兼用）」(C-5686)（2部。原本、申立人交付用）及び差替え後の供託物に係る供託書の正本を提出させる。
- (ロ) 収納課長等は、差替え後の供託物に係る供託書正本を受理することが適当であると認めたときは、申立人に対して、「供託物差替承認書（供託書正本預り証兼用）」（申立人交付用）及び供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に差替え後の「供託物差替承認書（供託物正本預り証兼用）」の写しをもってその旨を通報する。

ヘ 収納課長等は上記イからホまでにおいて、申立人に対し供託書正本を返還するとともに、申立人に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収するものとする。ただし、上記ハの場合において、取戻確認金額が供託額の一部である場合で、取戻しが還付に先行するときは、還付の際に申立人に対し返還するものとする。

(8) 支払保証委託契約に係る権利の実行

支払保証委託契約の原因となった貨物の輸出者等から、当該契約に係る申立人に対する賠償請求権の存在を確認する証明書の交付請求（以下この節において「証明書交付請求」という。）があった場合の取扱いは、次による。

イ 支払保証委託契約の原因となった貨物の輸出者等には、「損害賠償請求権存在確認書交付請求書」(C-5688)に債務名義等の謄本等を添付して、収納課長等に提出させる。

ロ 収納課長等は、証明書交付請求に理由があると認めるときは、当該契約に係る申立人から、債務名義等の真偽、認定手続がとられたことにより輸出者等が被った損害の全部又は一部を既に賠償していないか等について意見を聴取するものとする。

ハ 収納課長等は、証明書交付請求に係る損害賠償請求権があると認めたときは、輸出者等に対して「損害賠償請求権存在確認書」(C-5690)を交付するとともに、知的財産調査官等に「損害賠償請求権存在確認書」の写しをもってその旨を通報する。

(9) 支払保証委託契約の解除及び内容の変更

イ 支払保証委託契約の解除

- (イ) 支払保証委託契約を解除しようとする申立人には、「支払保証委託契約解除承認申請書」(C-5692)（2部。原本、申立人交付用）に、関係書類を添付して、収納課長等に提出させる。
- (ロ) 収納課長等は、次のいずれかの場合には支払保証委託契約の解除を承認するものとし、当該申立人に「支払保証委託契約解除承認書」（申立人交付用）を交付するとともに、iの場合を除き、知的財産調査官等に「支払保証委託契約解除承認書」の写しをもってその旨を通報する。
 - i 疑義貨物が侵害物品である旨の「認定通知書（権利者用）」又は「処理結果通知書」の提出があった場合

ii 損害の賠償を担保する必要がなくなったことについて確認した場合

(注) 承認に際しては、支払保証委託契約の原因となった疑義貨物の輸出者等から、事実関係について意見を聴取するものとする。

iii 解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額の金銭等が供託された場合

iv 解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額について、別の金融機関を相手方とした令第 62 条の 7 第 1 項の規定に適合する支払保証委託契約を締結した場合

ロ 支払保証委託契約の内容の変更

(イ) 支払保証委託契約の内容を変更しようとする申立人には、「支払保証委託契約内容変更承認申請書」(C-5694) (2 部。原本、申立人交付用) に、契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付して、収納課長等に提出させる。

(ロ) 収納課長等は、変更後の支払保証委託契約の内容が、令第 62 条の 7 第 1 項の規定に適合すると認めた場合には、支払保証委託契約の内容変更を承認するものとし、申立人に「支払保証委託契約内容変更承認書」(申立人交付用)を交付するとともに、知的財産調査官等に「支払保証委託契約内容変更承認書」の写しをもってその旨を通報する。

(特許庁長官意見照会請求の手続)

69 の 7-1

(1) 特許庁長官意見照会を求める際に提出させる書面は、「特許庁長官意見照会請求書」(C-5714) とする。

(2) 令第 62 条の 10 に規定する「具体的態様を明らかにする資料」については、前記 69 の 4-3 の(2)のイの(イ)の②又は同項の(2)のロの②と同等のものとする。この場合において、特許庁長官意見照会の求め(次項において「請求」という。)をした特許権者、実用新案権者又は意匠権者(以下「特許権者等」という。)又は輸出者等に対し、特許庁長官意見照会に際し提出する必要があると認めるサンプル等の提出を求めることがある。なお、法第 69 条の 7 第 9 項の規定により税関長が特許庁長官意見照会をする場合であって、特許庁長官へ提出するためサンプルが必要と認めるときは、法第 105 条第 1 項第 3 号の規定により見本を採取するものとする。

(特許庁長官意見照会手続)

69 の 7-2

(1) 特許庁長官意見照会は、「特許庁長官意見照会書」(C-5716) に次の資料を添付して、特許庁長官に提出して行うこととする。この場合において、法第 69 条の 7 第 9 項の規定により特許庁長官意見照会を行うときは、「特許庁長官意見照会書」に、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載するものとする。

イ 受理された輸出差止申立てに係る貨物についての特許庁長官意見照会にあっては、「輸出(積戻し)差止申立書」及びその添付資料の写し(非公表としている部分を除く。)

ロ 令第 62 条の 2 第 1 項の規定による証拠又は意見に係る資料の写し

ハ 前記 69 の 7-1 の(2)により提出等された資料

ニ 下記(2)により特許権者等又は輸出者等から提出された意見に係る書面の写し

ホ その他特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料

(2) 特許庁長官意見照会をする場合は、あらかじめ「特許庁長官意見照会請求通知」(C

- 5718) 並びに上記(1)で予定している「特許庁長官意見照会書」及びその添付資料の写しを特許権者等及び輸出者等に送付し、5日以内の期限を定めて意見を求めるものとする。この場合において、意見は書面により提出させるものとする。
- (3) 令第62条の11第1項又は第2項に規定する具体的な態様の特定は、現品確認等により行うこととし、当該特定した具体的な態様を記載した書面は、「特許庁長官意見照会書」への記載は、前記69の4-3の(2)のイの(イ)の②又は同項の(2)のロの②と同等のものとする。
- (4) 受理された輸出差止申立てに係る貨物についての請求が行われた日が法第69条の7第1項に規定する10日経過日（同項に規定する延長を行った場合には、同項に規定する20日経過日。以下この項において同じ。）の末日である等、輸出者等が通関解放の求めができることとなる日に近接するために、上記(2)の期限（輸出者等に対して意見を求める場合に限る。）として10日経過日までの日を定めることが困難な場合であって、当該請求をした特許権者等又は輸出者等以外の他方の当事者である特許権者等又は輸出者等に対して意見を求めるときは、当該期限は10日経過日後の日として差し支えない。この場合には、当該他方の当事者である特許権者等又は輸出者等の意見の回答前に10日経過日までに特許庁長官意見照会を行い、当該他方の当事者である特許権者等又は輸出者等の意見は、後日追加して特許庁長官に提出するものとする。なお、当該請求をした特許権者等又は輸出者等に対して意見を求める場合には、期限は10日経過日までの日とするものとし、それが困難な場合は、下記(7)のホに準ずるものとして取り扱うこととして、その旨、あらかじめ当該請求をした特許権者等又は輸出者等に教示するものとする。
- (5) 税関長が特許庁長官意見照会に関し特許庁長官に提出する書面及び資料は、正副2部とする。
- (6) 特許庁長官意見照会を行った場合には、特許権者等及び輸出者等に対し、「特許庁長官意見照会実施通知書」(C-5720)により、その旨を通知する。その際には必要に応じ、税関が具体的な態様を特定した資料及び特許権者等又は輸出者等が後記(9)において意見を述べ又は証拠を提出するために参考となると思われる資料を添付するものとする。
- (7) 次の場合には、請求があつても、法第69条の7第2項ただし書の規定により、特許庁長官意見照会を行わないこととする。
- イ 輸出者等が自ら当該物品が当該権利を侵害することとなる事実を認めている等該当認定を行うことができる事が確実と認められる場合
- ロ 契約関係を示す証拠等により当該物品について輸出者等が正当な権利を有することが明らかである等技術的範囲以外の観点から、非該当認定を行うことができる事が確実と認められる場合
- ハ 輸出者等が、前記69の3-2による自発的処理を行ったことにより当該侵害疑義物品が輸出されないことが確実となつた場合（自発的処理の申出があつた場合で、遅滞なく履行されると見込まれるときを含む。）
- ニ 令第62条の11第1項に規定する具体的な態様の特定をすることが困難な場合
- ホ 当該申請が、特許庁長官意見照会を行える期間内に上記(2)の「特許庁長官意見照会請求通知」の特許権者等及び輸出者等への交付又は上記(3)の現品確認等を行う時間的余裕がない時期に行われ、特許庁長官意見照会を行うことが困難な場合
なお、法第69条の10第1項の規定による求めを行うことができることとなつた後は、特許庁長官意見照会は行わないこととするので、留意する。
- (8) 上記(7)の場合には、速やかに、当該請求をした特許権者等又は輸出者等に対し、「特許庁長官意見照会不実施通知書」(C-5722)により、その旨及び理由を通知する。

- (9) 特許庁長官意見照会に対する特許庁長官の回答があった場合には、速やかに、輸出者等及び特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会回答通知書」(C-5724)により、その旨及び内容（認定の基礎とする部分に限る。）を通知するとともに、5日以内の期限を付して意見を述べ、又は証拠を提出することを認めることとする。
- (10) 特許庁長官意見照会を行った場合で、法第69条の7第8項の規定により、特許庁長官の回答前に、該当認定若しくは非該当認定を行った場合又は法第69条の3第6項若しくは第69条の6第10項の規定により認定手続を取りやめた場合には、遅滞なく、「特許庁長官意見照会回答不要通知書」(C-5726)により、特許庁長官に対し、その旨を通知する。

（特許庁長官意見照会ができる期間の延長）

69の7-3 法第69条の7第1項に規定する10日経過日までの期間の同項に規定する20日経過日までの期間への延長は、当初の期間内に、貨物の現況その他の証拠により該当認定若しくは非該当認定を行うことができること又は輸出者等が自発的処理を行うことが確実と認められる場合等延長の必要のないことが明らかな場合以外の場合に行うこととし、同項に規定する通知日（受理された輸出差止申立てに係る認定手続の場合は、申立特許権者等（受理された輸出差止申立てに係る特許権者等をいう。以下同じ。）が法第69条の3第1項の規定による通知を受けた日とする。以下同じ。）から起算して5日以内に、輸出者等及び申立特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会ができる期間の延長通知書（申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用）」(C-5728)により、その旨を通知する。この場合には、当該通知日及び延長後の期間の末日を明記することとする。

（農林水産大臣意見照会手続等）

69の8-1 農林水産大臣意見照会の手続等は次による。

- (1) 法第69条の8第1項（（農林水産大臣等に対する意見の求め））に規定する「必要があると認めるとき」とは、農林水産大臣意見照会にあっては、申立人と輸出者の主張が対立した場合又は税関においてDNA鑑定をしてもその結果により侵害物品か否か認定しがたい場合（DNA鑑定が困難な疑義貨物については外観等で認定しがたい場合）又は種苗法施行令（平成10年政令第368号）第2条（（加工品））に定める加工品に該当するか否か認定しがたい場合とする。
- (2) 農林水産大臣意見照会は、「農林水産大臣意見照会書」(C-5730)に、農林水産大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを農林水産大臣に提出して行うものとする。この場合において、「農林水産大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、税関が行ったDNA鑑定の結果、申立人から申立時に提出されているDNA鑑定書の写し（DNA鑑定を行うことが困難で外観等により判断する必要がある場合にあっては、疑義貨物及び真正品の見本、写真、図面等）、これら以外の資料で輸出差止申立て時の提出資料の写し並びに申立人及び輸出者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、農林水産大臣意見照会に關し農林水産大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。
- (3) 農林水産大臣意見照会を行った場合には、当該農林水産大臣意見照会に係る認定手続の当事者である育成者権者及び輸出者等に対し、「農林水産大臣意見照会実施通知書」(C-5732)により、その旨を通知する。
- (4) 農林水産大臣意見照会に対する農林水産大臣の回答があった場合は、上記(3)の育成者権者及び輸出者等に対し、「農林水産大臣意見照会回答通知書」(C-5734)により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として5日以内に

限り当該育成者権者及び輸出者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。

- (5) 農林水産大臣意見照会を行った場合において、農林水産大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第69条の3第6項若しくは第69条の6第10項((認定手続の取りやめ))の規定により認定手続を取りやめたときは、農林水産大臣に対し、「農林水産大臣意見照会回答不要通知書」(C-5736)により、遅滞なくその旨を通知する。

(経済産業大臣意見照会手続等)

69の8-2 経済産業大臣意見照会の手続等は次による。

- (1) 法第69条の8第1項((農林水産大臣等に対する意見の求め))に規定する「必要があると認めるとき」とは、経済産業大臣の意見照会にあっては、申立人と輸出者等の主張が対立した場合又は税関において侵害物品か否か認定しがたい場合とする。
- (2) 経済産業大臣意見照会は、「経済産業大臣意見照会書」(C-5738)に、経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを経済産業大臣に提出して行うものとする。この場合において、「経済産業大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、輸出差止申立て時の提出資料の写し並びに申立人及び輸出者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、経済産業大臣意見照会に関し経済産業大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。なお、不正競争防止法第2条第1項第10号及び第11号の行為を組成する物品に係る意見照会を行う場合は、必要に応じて疑義貨物の見本を添付することとする。
- (3) 経済産業大臣意見照会を行った場合には、当該経済産業大臣意見照会に係る認定手続の当事者である不正競争差止請求権者及び輸出者等に対し、「経済産業大臣意見照会実施通知書」(C-5740)により、その旨を通知する。
- (4) 経済産業大臣意見照会に対する経済産業大臣の回答があった場合は、上記(3)の不正競争差止請求権者及び輸出者等に対し、「経済産業大臣意見照会回答通知書」(C-5742)により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として5日以内に限り当該申立人及び輸出者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。
- (5) 経済産業大臣意見照会を行った場合において、絏済産業大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第69条の3第6項若しくは第69条の6第10項((認定手続の取りやめ))の規定により認定手続を取りやめたときは、絏済産業大臣に対し、「絏済産業大臣意見照会回答不要通知書」(C-5744)により、遅滞なくその旨を通知する。

(認定手続における専門委員意見照会手続等)

69の9-1 認定手続における専門委員意見照会に係る手続等については、専門委員制度運用通達の定めるところによる。

(通関解放手続)

69の10-1

- (1) 法第69条の10第1項の規定による求めを行うこと(以下この項において「請求」という。)ができることとなった後であっても、十分な証拠がある場合には、該当又は非該当の認定を行うこととするので留意する。なお、必要に応じ、再度期限を定めて、輸出者等及び申立特許権者等に対して、請求に係る貨物の点検を申請し、意見を述べ、

又は証拠を提出する機会を与えて差し支えない。

ただし、請求が行われた場合には、担保提供命令に係る期限の末日までの間は、該当の認定は行わないこととする。

- (2) 法第 69 条の 7 第 1 項に規定する通知日から起算して 5 日以内に、輸出者等に対し、「申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書」(C-5758) により、当該通知日及び同項に規定する 10 日経過日の末日について通知する。ただし、前記 69 の 7-3 の通知を行った場合には、当該通知を省略して差し支えない。
- (3) 令第 62 条の 14 に規定する書面は、「認定手続取りやめ請求書」(C-5760) とし、同条第 5 号に掲げる「その他参考となるべき事項」とは、請求に係る物品又はこれに類似する物品について、申立特許権者等又は当該類似する物品の権利者に対して支払が行われたライセンス料の額その他後記 69 の 10-2 の(1)のハの供託額の算定の参考となる資料その他供託命令に関して参考となるべき事項とする。
- (4) 法第 69 条の 10 第 3 項の規定により請求があった旨を申立特許権者等に対して通知する場合には、当該請求を受理した後、遅滞なく、「認定手続取りやめ請求受理通知書」(C-5762) により、行うこととする。
- (5) 後記 69 の 10-2 の(2)のイの(ニ)の規定により通報を受けた「供託書正本預り証」の写し又は同項の(2)のロの(ロ)のイの規定により通報を受けた「支払保証委託契約締結届出確認書」の写しにより、担保の提供等を確認したときは、速やかに、認定手続を取りやめ、輸出者等及び申立特許権者等に対して「認定手続取りやめ通知書」(C-5764) により、その旨を通知する。この場合には、当該通知を行った旨を、遅滞なく、収納課長等に通知することとする。

(通関解放金)

69 の 10-2 法第 69 条の 10 第 3 項から第 10 項まで(法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。

(1) 供託命令

イ 法第 69 条の 10 第 3 項の担保を供託する際の「期限」とは、「通関解放金供託命令書」(C-5766) の日付の日の翌日から起算して 10 日以内とする。

ロ 供託額

(イ) 法第 69 条の 10 第 3 項に規定する「相当と認める額」とは、次に掲げる額のいずれかとする。

i 特許権、実用新案権又は意匠権のライセンス料に相当する額(これらの権利に係る裁判において認定された額、過去 1 年間において実際に締結されたライセンス契約におけるライセンス料の額又は類似の事例におけるこれらの額により定めるものとする。)

ii 輸出者等が当該物品の販売によって得ることになると考えられる利益額に相当する額(FOB 価格の 20% を目安に算定する。)

(ロ) 上記(イ)の額の算定に当たっては、輸出差止申立ての際に提出された資料(追加して提出された資料を含む。)等あらかじめ申立特許権者等から提出された資料を参考とするとともに、必要に応じ、申立特許権者等への確認を含む調査等を実施のうえ、総括知的財産調査官と協議して決定するものとする。

ハ 知的財産調査官又は知的財産担当官(これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。下記(2)から(8)までにおいて「知的財産調査官等」という。)は、金銭を供託すべき旨を輸出者等に命ずる場合には、「通關解放金供託命令書」を当該輸出者等に交付するとともに、収納課長等に「通關解放金供託命令書」の写しをも

つてその旨を通報する。

この場合において、署所知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長）が供託命令を行った場合には、本関知的財産調査官に供託命令を行った旨を「通関解放金供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。

(2) 供託等の取扱い

イ 金銭又は有価証券を供託する場合

(イ) 供託物の種類

i 法第 69 条の 10 第 3 項に規定する「金銭」については、前記 9 の 4 – 1 の(1)の規定に準じて取り扱う。

ii 法第 69 条の 10 第 4 項に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの」については、前記 9 の 6 – 1 の(1)及び(2)の規定に準じて取り扱う。ただし、社債、株式等の振替に関する法律第 278 条第 1 項に規定する振替債については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは、認めないこととする。

(ロ) 国債、地方債、社債等の価額

国債、地方債その他の有価証券の価額は、前記 9 の 6 – 3 及び 9 の 6 – 4 の規定に準じて取り扱う。

(ハ) 供託場所

金銭等の供託は、供託命令を行う税関官署の最寄りの供託所に行わせるものとする。

(ニ) 供託書正本の提出

供託をすべき輸出者等には、供託書の正本を「供託書正本提出書」(C-5874)

（2部。原本、申立特許権者等交付用）に添付して、原則として供託期限内に収納課長等に提出させる。収納課長等は、供託をすべき輸出者等から提出のあつた供託書の正本を受理することが適当であると認めたときは、「供託書正本預り証」

（「供託書正本提出書」の交付用）を当該輸出者等に交付し、前記 69 の 10 – 1 の(5)による通知以後、供託書正本の写しを供託の原因となった貨物に係る申立特許権者等に交付する。この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に供託書正本が提出されたことを、「供託書正本預り証」の写しをもって通報する。

ロ 支払保証委託契約を締結する場合

(イ) 支払保証委託契約の相手方

法第 69 条の 10 第 6 項の契約（以下「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第 2 条第 3 項に規定する生命保険会社、同条第 4 項に規定する損害保険会社、同条第 8 項に規定する外国生命保険会社等又は同条第 9 項に規定する外国損害保険会社等とする。

(ロ) 支払保証委託契約の届出

i 供託をすべき輸出者等には、支払保証委託契約書の写し（契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの）を「支払保証委託契約締結届出書」(C-5676)

（2部。原本、輸出者等交付用）に添付して、供託期限内に収納課長等に提出させる。

ii 収納課長等は、当該契約書の内容が令第 62 条の 15 において準用する令第 62 条の 7 第 1 項の規定に適合すると認めたときは、「支払保証委託契約締結届出確

認書」（「支払保証委託契約締結届出書」の交付用）を供託をすべき輸出者等に交付し、前記 69 の 10-1 の(5)による通知以後、当該確認書の写しを申立特許権者等に交付する。この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に支払保証委託契約締結の届出があったことを、「支払保証委託契約締結届出確認書」の写しをもって通報する。なお、供託をすべき輸出者等が供託額の一部について、支払保証委託契約を締結し、その旨を届け出る場合には、上記イの(ニ)の手続と同時に行わせるものとする。

(3) 供託等をしない場合の取扱い

- イ 「通関解放金供託命令書」の交付を受けた輸出者等が、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないとき（下記ロにおいて「供託しない場合」という。）は、収納課長等は知的財産調査官等にその旨を通報する。
- ロ 上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該通報に係る認定手続を取りやめないこととする。ただし、供託しない場合がやむを得ない理由により生じたものと認められるときは、願出により相応の期限を定めて、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることができる。この場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。なお、当該期限内に供託又は支払保証委託契約の締結が行われた場合には、当該認定手続を取りやめるものとする。
- ハ 知的財産調査官等は、認定手続を取りやめないこととしたときは、「認定手続継続通知書」（C-5768）を申立特許権者等及び輸出者等に交付する。この場合において、知的財産調査官等は、発見部門の長及び収納課長等に対して、「認定手続継続通知書」の写しをもってその旨を通報し、また、通報を受けた発見部門の長は、当該疑義貨物について、引き続き認定手続を行うものとする。

(4) 供託された金銭等の還付

イ 権利の実行の申立ての手続

- (イ) 供託金規則第 7 条において準用する同規則第 1 条（（申立ての手続））（供託金規則第 12 条において準用する場合を含む。）に規定する「判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するもの」とは、債務名義等をいう（前記 69 の 6-1 の(5)のイの(イ)のivに掲げるものが提出された場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。）。
- （ロ） 申立特許権者等には、供託金規則様式第四（積戻しの場合にあっては供託金規則様式第十四）による申立書に、債務名義等のいずれかの謄本等を添付して収納課長等に提出させる。

ロ 輸出者等からの意見聴取

収納課長等は、権利の実行の申立てがあったときは、金銭等を供託した輸出者等から、申立人が提出した債務名義等の真偽、当該貨物が輸出されたことにより申立人が被った損害の全部又は一部を既に賠償していないか等当該権利の実行の申立てに関し意見を聴取するものとする。

ハ 確認書交付手続

収納課長等は、申立特許権者等が当該供託に係る金銭等の還付を受けるべき者と認めたときは、供託金規則様式第五（積戻しの場合にあっては供託金規則様式第十五）の確認書を当該申立特許権者等に交付するとともに、知的財産調査官等に、当該確認書の写しをもってその旨を通報する。

この場合において、確認書に記載された還付金額が供託額の一部であり、還付が取戻しに先行する場合を除き、輸出者等に対し供託書正本を返還するとともに、輸出者等に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収するもの

とする。

(5) 有価証券の換価

- イ 申立特許権者等から権利の実行の申立てがあり、収納課長等が供託された有価証券を換価する場合には、供託規則第26号書式により作成した供託有価証券払渡請求書2部を供託所に提出する。
- ロ 収納課長等は、供託規則第29条((払渡の手続))により有価証券の払渡の認可を受けた場合には、速やかに当該有価証券を換価する。
有価証券の換価に際しては、輸出者等に換価する旨を告げた後行うものとする。
- ハ 収納課長等は、有価証券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額の金銭について、供託規則第11号書式及び第12号書式(その他の金銭供託の供託書正本・副本)により作成した供託書をもって、有価証券の払渡の認可を受けた供託所に供託する。
- ニ 上記ハの供託をしたときは、収納課長等は、供託金規則第7条において準用する同規則第4条第4項(供託金規則第12条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、「有価証券換価後金銭供託通知書」(C-5680)に供託書正本の写しを添付して、輸出者等に送付するものとする。

この場合において、輸出者等が先に供託した際に税関に提出した供託書正本を輸出者等に対し返還するとともに、輸出者等に交付した「供託書正本預り証」(「供託書正本提出書」の交付用)を回収する。

(6) 供託された金銭等の取戻し

- イ 損害賠償を担保する必要がなくなったことについての確認の取扱い
 - (イ) 金銭等を供託した輸出者等には、「担保取戻事由確認申請書」(C-5682)に損害賠償を担保する必要がなくなったことを証明する次のいずれかの書面を添付して収納課長等に提出させる。
 - i 供託の原因となった貨物の申立特許権者等が、供託した金銭等の取戻しに同意したことを証明する書面
 - ii 損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことを証明する書面
 - iii 輸出者等が申立特許権者等に損害の賠償をしたことを証明する書面
 - iv その他損害の賠償を担保する必要がなくなったことを証明する書面
 - (ロ) 収納課長等は、損害賠償を担保する必要がなくなったことに理由があると認めるときは、申立特許権者等から、当該書面の真偽等について意見を聴取するものとする。
 - (ハ) 収納課長等は、損害の賠償を担保する必要がなくなったことを確認した場合には、輸出者等に供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該証明書の写しをもってその旨を通報する。
- ロ 支払保証委託契約が締結された場合の取扱い
 - (イ) 収納課長等は、輸出者等から、「支払保証委託契約締結承認申請書」(C-5684)
(2部。原本、輸出者等交付用)に支払保証委託契約の契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付して提出させる。
 - (ロ) 収納課長等は、契約書の内容が令第62条の15において準用する令第62条の7第1項の規定に適合すると認めたときは、輸出者等に対して、「支払保証委託契約締結承認書」(輸出者等交付用)及び供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該書面の写しをもってその旨を通報する。
- ハ 供託物が差し替えられた場合の取扱い
 - (イ) 収納課長等は、輸出者等から、「供託物差替承認申請書(供託書正本提出書兼用)」(C-5686)(2部。原本、輸出者等交付用)及び差替え後の供託物に係る供託書

の正本を提出させる。

- (ロ) 収納課長等は、差替え後の供託物に係る供託書の正本を受理することが適当であると認めたときは、輸出者等に対して、「供託物差替承認書（供託書正本預り証兼用）」（輸出者等交付用）及び供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に差替え後の「供託物差替承認書（供託物正本預り証兼用）」の写しをもってその旨を通報する。

ニ 訴えを提起しなかった場合の取扱い

申立特許権者等が法第69条の10第12項の規定による通知を受けた日から30日（以下ニにおいて「通知後30日」という。）以内に同条第3項に規定する損害の賠償請求に係る訴えの提起をしなかったことを確認する場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (イ) 金銭等を供託した輸出者等には、「担保取戻事由確認申請書」（C-5682）に、供託の原因となった貨物に係る申立てをした申立特許権者等が、通知後30日以内に同条第3項に規定する損害の賠償請求に係る訴えの提起をしなかったことを当該申立特許権者等が自ら証明する書面を添付して収納課長等に提出させる。ただし、通知後30日を経過した日の翌日後は、当該書面の添付は省略させて差し支えない。

- (ロ) 収納課長等は、5日以内の期限を定めて、申立特許権者等に、上記(イ)による申請書（上記(イ)による書面の添付がある場合には、当該書面を含む。）を提示のうえ、通知後30日以内に同条第3項に規定する損害の賠償請求に係る訴えの提起をしなかったかどうか照会することとする。この場合において、当該申立特許権者等が、通知後30日以内に当該訴えの提起をした旨を回答したときは、当該訴えの提起の訴状の写しを提出することとする。なお、当該期限までに回答がなかった場合には、当該訴えの提起はなかったものとして取り扱う。

- (ハ) 収納課長等は、上記(ロ)の規定による照会又は自ら裁判所への確認等の調査により申立特許権者等が通知後30日以内に当該訴えの提起をしなかった事実を確認した場合には、輸出者等に供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該証明書の写しをもってその旨を通報する。

ホ 収納課長等は上記イからニまでにおいて、輸出者等に対し供託書の正本を返還するとともに、輸出者等に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収するものとする。ただし、上記イの場合において、取戻確認金額が供託額の一部である場合で、取戻しが還付に先行するときは、還付の際に輸出者等に対し返還するものとする。

(7) 支払保証委託契約に係る権利の実行

支払保証委託契約の原因となった貨物に係る申立特許権者等から、当該契約に係る輸出者等に対する賠償請求権の存在を確認する証明書の交付請求（以下この節において「証明書交付請求」という。）があった場合の取扱いは、次による。

イ 支払保証委託契約の原因となった貨物に係る申立特許権者等には、「損害賠償請求権存在確認書交付請求書」（C-5688）に債務名義等の謄本等を添付して、収納課長等に提出させる。

ロ 収納課長等は、証明書交付請求に理由があると認めるときは、当該契約に係る輸出者等に、債務名義等の真偽、当該貨物が輸出されたことにより申立人が被った損害の全部又は一部を既に賠償していないか等について意見を聴取するものとする。

ハ 収納課長等は、証明書交付請求に係る損害賠償請求権があると認めたときは、申立特許権者等に対して「損害賠償請求権存在確認書」（C-5690）を交付するとともに、知的財産調査官等に「損害賠償請求権存在確認書」の写しをもってその旨を通報する。

(8) 支払保証委託契約の解除及び内容の変更

イ 支払保証委託契約の解除

- (イ) 支払保証委託契約を解除しようとする輸出者等には、「支払保証委託契約解除承認申請書」(C-5692)（2部。原本、輸出者等交付用）に、関係書類を添付して、収納課長等に提出させる。
- (ロ) 収納課長等は、次のいずれかの場合には、支払保証委託契約の解除を承認するものとし、当該輸出者等に「支払保証委託契約解除承認書」(輸出者等交付用)を交付するとともに、下記 i の場合を除き、知的財産調査官等に「支払保証委託契約解除承認書」の写しをもってその旨を通報する。
- i 損害の賠償を担保する必要がなくなったことについて確認した場合
(注) 承認に際しては、支払保証委託契約の原因となった貨物の申立特許権者等から、事実関係について意見を聴取することとする。
 - ii 解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額の金銭等が供託された場合
 - iii 解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額について、別の金融機関を相手方とした令第62条の15において準用する令第62条の7第1項の規定に適合する支払保証委託契約を締結した場合
- 口 支払保証委託契約の内容の変更
- (イ) 支払保証委託契約の内容を変更しようとする輸出者等には、「支払保証委託契約内容変更承認申請書」(C-5694)（2部。原本、輸出者等交付用）に、契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付して、収納課長等に提出させる。
- (ロ) 収納課長等は、変更後の支払保証委託契約の内容が、令第62条の15において準用する令第62条の7第1項の規定に適合すると認めた場合には、支払保証委託契約の内容変更を承認するものとし、輸出者等に「支払保証委託契約内容変更承認書」(輸出者等交付用)を交付するとともに、知的財産調査官等に「支払保証委託契約内容変更承認書」の写しをもってその旨を通報する。

第8節 知的財産侵害物品（輸入）

（用語の定義）

69の11～69の21－1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 「知的財産権」 法第69条の11第1項第9号に掲げる特許権（特許権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、実用新案権（実用新案権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、意匠権（意匠権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、商標権（商標権についての専用使用権を含む。以下同じ。）、著作権、著作隣接権、回路配置利用権（回路配置利用権についての専用利用権を含む。以下同じ。）又は育成者権（育成者権についての専用利用権を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 「知的財産」 知的財産権及び不正競争防止法第2条第1項第1号若しくは第2号（（定義））に規定する商品等表示又は同項第3号に規定する商品の形態又は同項第10号若しくは第11号に規定する技術的制限手段であつて不正競争差止請求権者（法第69条の12（（輸入してはならない貨物に係る認定手続））に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）をいう。

- (3) 「侵害物品」 法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号及び第 10 号 ((輸入してはならない貨物)) に掲げる物品をいう。
- (4) 「侵害疑義物品」 侵害物品に該当すると思料される貨物をいう。
- (5) 「認定手続」 侵害疑義物品について、侵害物品に該当するか否かを認定するための手続をいう。
- (6) 「疑義貨物」 認定手続が執られた貨物をいう。
- (7) 「権利者」 知的財産権を有する者及び不正競争差止請求権者をいう。
- (8) 「輸入者等」 輸入申告をした者及び日本郵便株式会社から提示された国際郵便物の名宛人をいう。
- (9) 「輸入差止申立て」 法第 69 条の 13 第 1 項 ((輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)) の規定による申立てをいう。
- (10) 「申立て人」 輸入差止申立てをした者をいう。
- (11) 「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会」 法第 69 条の 14 ((輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め)) の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めるることをいう。
- (12) 「輸入差止情報提供」 回路配置利用権を有する者が、後記 69 の 13-12 (輸入差止情報提供の取扱い) により、自己の権利を侵害すると認める貨物に関する資料を提出することをいう。
- (13) 「情報提供者」 輸入差止情報提供をした者をいう。
- (14) 「自発的処理」 後記 69 の 12-2 (輸入者等による自発的処理の取扱い) (1) に規定する廃棄、滅却、積戻し、輸入同意書の提出、切除等の修正及び任意放棄をいう。
- (15) 「見本検査承認申請」 法第 69 条の 16 第 1 項 ((見本検査の申請)) の規定による申請をいう。
- (16) 「特許庁長官意見照会」 法第 69 条の 17 第 2 項又は第 9 項の規定により、税関長が特許庁長官に対し意見を求ることをいう。
- (17) 「農林水産大臣意見照会」 法第 69 条の 18 第 1 項 ((農林水産大臣等に対する意見の求め)) の規定により、税関長が農林水産大臣に対し意見を求ることをいう。
- (18) 「経済産業大臣意見照会」 法第 69 条の 18 第 1 項 ((農林水産大臣等に対する意見の求め)) の規定により、税関長が経済産業大臣に対し意見を求ることをいう。
- (19) 「認定手続における専門委員意見照会」 法第 69 条の 19 ((認定手続における専門委員への意見の求め)) の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求ることをいう。
- (20) 「通関解放金」 法第 69 条の 20 第 3 項の規定により、認定手続の取りやめを求めた輸入者等に対し供託を命じる金銭 (同条第 4 項に規定する有価証券を含む。) をいう。
- (21) 「通關解放」 法第 69 条の 20 第 11 項の規定により、認定手続を取りやめることをいう。

(各種通知書等の送付)

69 の 11~69 の 21-2 各種通知書等の送付の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 通知書の送付方法

税関官署の長が交付する各種通知書等は、輸入者等若しくは権利者に直接又は前記 2 の 4-1 (送達の方法) に規定する郵便等のうち相手方に到達した日付が客観的に確認できるもの (例えば、簡易書留、特定記録郵便) をもって交付することとする。

ただし、これらによりがたい場合には、前記 2 の 4-1 の(3)及び 2 の 4-2 の(3)の公示送達によるものとする。

(2) 通知書様式中の文字の消込み

複数の用途に使用される通知書等の様式において、用途上不要な文字は、適宜、その文字を線で消し込んで使用する。

(3) 窓付封筒の使用

各種通知書等の送付に当たっては、窓付封筒を利用して差し支えない。様式については、別に事務連絡する。

(取締対象貨物)

69 の 11-4 侵害物品の取締りは、この節に定めるところにより、法の規定により輸入申告された貨物又は日本郵便株式会社から提示された国際郵便物のうち、次の貨物を対象として重点的に審査等を行うこととする。

(1) 知的財産（回路配置利用権を除く。）

- イ 輸入差止申立てが受理されたもの
- ロ その他税関において侵害物品の疑いがあると判断されるもの

(2) 回路配置利用権

- イ 輸入差止情報提供のあったもの
- ロ その他税関において侵害物品の疑いがあると判断されるもの

(知的財産調査官等の事務)

69 の 11-5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。

(1) 知的財産調査官（署所知的財産調査官にあっては、ハからチまで及びヌからワまでの事務に限る。）

- イ 輸入差止申立ての受理又は不受理に係る手続（輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る事務を含む。）
- ロ 輸入差止情報提供の受付
- ハ 認定手続
- ニ 輸入差止申立てに係る供託命令
- ホ 見本検査承認申請に係る手続（供託命令を含む。）
- ヘ 特許庁長官意見照会に係る手続
- ト 農林水産大臣意見照会に係る手続
- チ 経済産業大臣意見照会に係る手続
- リ 認定手続における専門委員意見照会に係る手続
- ヌ 通関解放に係る手續（供託命令を含む。）
- ル 知的財産に関する資料及び情報の収集、分析、管理及び伝達
- ヲ 侵害物品に係る審査及び検査手法の研究
- ワ 侵害物品の取締りに関する関係部門の指導
- カ 総括知的財産調査官及び他税関の本関知的財産調査官との連絡及び調整

(2) 総括知的財産調査官

総括知的財産調査官は、知的財産を侵害するおそれのある貨物に関し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイからワまでの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集、分析、管理及び提供を行うものとする。

なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要であると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産調査室長に協議するものとする。

(3) 知的財産担当官

税関長は、監視部（沖縄地区税関にあっては本関監視担当）及び侵害物品の輸入が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)のハからチまで及びヌからワまでの事務を処理させる。

(知的財産の侵害とはならない物品)

69 の 11-6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。

- (1) 下記(2)以外の知的財産権については、業として輸入されるものでないもの
- (2) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの

(注) 上記(1)における「業として」又は上記(2)における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要がある。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要がある。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず、原則として認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断するものとする。ただし、認定手続を執る前に輸入者等から当該物品について任意放棄等の自発的処理をする旨の申し出があった場合は、この限りでない。

- (3) 権利者から輸入の許諾を得ているもの
- (4) 回路配置利用権について、半導体集積回路の引渡しを受けた時において、模倣の事実を知らず、かつ、知らないことについて過失のない者によって輸入されるもの
- (5) 保護対象商品等表示等については、不正競争防止法第19条第1項第1号から第5号まで又は第7号((適用除外等))に掲げる行為を組成する物品
- (6) 後記 69 の 11-7 (商標権等に係る並行輸入品の取扱い)において、商標権等の侵害とならない並行輸入品として取り扱うこととされているもの

(商標権等に係る並行輸入品の取扱い)

69 の 11-7

(1) 商標権に係る並行輸入品の取扱い

商標権者以外の者が、我が国における商標権の指定商品と同一の物品につき、その登録商標と同一の商標を付したもの輸入する行為であっても、次の全てを満たす場合の当該物品は、商標権の侵害とはならない並行輸入品として取り扱うものとする。

- イ 当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものである場合
- ロ 当該外国における商標権者と我が国の商標権者が同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視しうるような関係があることにより、当該商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものである場合
- ハ 我が国の商標権者が直接的に又は間接的に当該物品の品質管理を行いうる立場にあり、当該物品と我が国の商標権者が登録商標を付した物品とが当該登録商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価される場合

(2) 特許権に係る並行輸入品の取扱い

- イ 我が国の特許権者又はこれと同視し得る者（以下この項において「特許権者等」という。）が国外において適法に拡布した特許製品が、特許権者等又は当該製品を輸入する権利を有する者以外の者によって輸入される場合において、次の場合以外

の当該製品は特許権の侵害とはならない並行輸入品として取り扱うものとする。

(イ) 輸入者が譲受人であるときは、特許権者等と譲受人との間で当該製品について販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨の合意がされた場合

(ロ) 輸入者が譲受人から特許製品を譲り受けた第三者及びその後の転得者であるときは、特許権者等と譲受人との間で当該製品について販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨の合意がされた場合であって、かつ、その旨が当該製品に明確に表示された場合

口 上記イにおいて、特許権者等と譲受人との間で当該製品について販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨の合意がされたことを確認するための資料とは、契約書又はこれに類する文書で、販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨の合意があることを確認できる資料をいう。

ハ 上記イの(ロ)中「その旨が当該製品に明確に表示された場合」とは、当該製品の取引時において、製品の本体又は包装に刻印、印刷、シール、下げ札等により、通常の注意を払えば容易に了知できる形式で当該製品について販売先ないし使用地域から我が国が除外されている旨の表示がされている場合で、当該製品の取引時にはその旨の表示がされていたことが輸入時において確認できる場合をいう。

(3) 実用新案権及び意匠権に係る並行輸入品の取扱い

上記(2)の規定は、実用新案権及び意匠権に係る並行輸入品について準用する。

(通過貨物の取扱い)

69 の 11-8 輸入目的以外の目的で本邦に到着した貨物であって、法第 30 条第 2 項又は法第 65 条の 3 に規定するもの（以下この節において「通過貨物」という。）のうち、侵害物品（回路配置利用権を侵害する物品を除く。以下この項において同じ。）の取扱いは、次による。

(1) 知的財産調査官は、通過貨物は輸入差止申立ての対象ではないことに留意し、通過貨物のうち侵害物品の取締りのため、次に掲げる資料等の収集に努めるものとする。

イ 知的財産の内容を証する書類

ロ 侵害の事実に係る資料

ハ 識別ポイントに係る資料

ニ 侵害物品の特定のために必要と認める資料

(2) 通過貨物のうち侵害物品に係る情報を得た場合は、当該情報を遅滞なく関係税関に通報するものとする。

(侵害疑義物品を発見した場合の取扱い)

69 の 12-1-1 侵害疑義物品を発見した場合の取扱いは、次による。

(1) 見本の採取等

イ 一般輸入貨物の場合

発見部門の長（統括審査官及びこれと同等の職位にある者。これらが設置されていない税関支署、出張所又は監視署にあっては、それぞれ支署長、出張所長又は監視署長。以下一般輸入貨物の場合について同じ。）は、侵害疑義物品について前記 67-3-13（検査における見本の採取）に準じて見本を採取する。この場合において、見本検査承認申請が見込まれる場合には、当該見本検査承認申請を承認した場合に権利者に交付することとなる見本についても採取しておくものとする。

ロ 旅具通関扱貨物の場合

発見部門の長（統括監視官。統括監視官が設置されていない税関支署、出張所又は監視署にあっては、それぞれ支署長、出張所長又は監視署長。以下輸入に係る旅具通

関扱貨物の場合について同じ。) は、「保管証」(C-5806)を2部作成し、1部を輸入者に交付して侵害疑義物品を保管する。

ハ 国際郵便物の場合

発見部門の長(統括審査官。統括審査官が設置されていない出張所にあっては出張所長。以下輸入に係る国際郵便物の場合について同じ。)は、侵害疑義物品を包有する郵便物を取り扱った郵便局(以下この節において「取扱郵便局」という。)に対して侵害疑義物品が発見された旨を「知的財産侵害疑義物品発見通報書」(C-5808)をもって通報する。

(2) 認定依頼及び認定手続に係る事務の処理担当

イ 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署

侵害疑義物品を発見した発見部門の長は、上記(1)の取扱いをしたうえ、速やかに知的財産調査官又は知的財産担当官に「知的財産侵害疑義物品認定依頼書」(C-5804)(以下この節において「認定依頼書」という。)をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼する。「認定依頼書」を受けた知的財産調査官又は知的財産担当官は、後記69の12-1-2から69の12-1-8に規定する事務を処理するものとする。

ロ 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されていない税関官署

侵害疑義物品の発見部門の長が、後記69の12-1-2から69の12-1-8に規定する事務を処理するものとする。

(3) 本関知的財産調査官等との協議

上記(2)のイの規定により「認定依頼書」を受けた署所知的財産調査官若しくは知的財産担当官又は上記(2)のロに規定する侵害疑義物品の発見部門の長は、必要に応じ本関知的財産調査官に(上記(1)のロの場合には、監視部の知的財産担当官を経て)協議するものとする。

(4) 実用新案権に係る留意点

実用新案権のうち後記69の13-3の(2)のイの(ロ)に定めるものについては、同項の(2)のイの(ロ)の②の警告書の写しの提出がない場合には、認定手続は開始しないものとするので留意する。

(認定手続開始通知)

69の12-1-2 法第69条の12第1項及び第2項の規定に基づく認定手続を執る旨等の通知(以下この節において「認定手続開始通知」という。)並びに同条第3項の規定に基づく当該疑義貨物を生産した者の氏名等の通知(以下この節において「生産者の氏名等の通知」という。)の取扱いは、次による。

(1) 通常の認定手続

イ 輸入者等への認定手続開始通知

輸入者等に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始通知書(輸入者用)」(C-5810)(国際郵便物にあっては「認定手続開始通知書(名宛人用)」(C-5812))。以下この節において「認定手続開始通知書(輸入者等用)」といふ。)を交付することにより行う。

ロ 権利者への認定手続開始通知

権利者に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始通知書(権利者用)」(C-5814)を交付することにより行う。

(2) 簡素化手続

イ 輸入者等への認定手続開始通知

受理されている輸入差止申立て(特許権、実用新案権又は意匠権に係るもの)を除

く。)に係る貨物について認定手続を執る場合は、上記(1)イにかかわらず、輸入者等に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）」(C-5811)（国際郵便物にあっては「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名宛人用）」(C-5813))。以下この節において「「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者等用）」」といふ。)を交付することにより行う。

ロ 申立人への認定手続開始通知

受理されている輸入差止申立て（特許権、実用新案権又は意匠権に係るもの）を除く。)に係る貨物について認定手続を執る場合は、上記(1)ロにかかわらず、申立人に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）」(C-5815)を交付することにより行う。

(3) 生産者の氏名等の通知

生産者の氏名等の通知は、次により行うものとする。

イ 当該認定手続に係る疑義貨物の生産者の氏名若しくは名称又は住所が認定手続開始通知を行う際に明らかである場合は、当該認定手続開始通知に併せて通知することとする。

ロ 当該認定手続中に当該疑義貨物の生産者の氏名若しくは名称又は住所が明らかになつた場合は「疑義貨物に係る生産者通知書」(C-5816)により、権利者に通知することとする。

ハ 法第69条の12第3項に規定する生産者の氏名等が「明らかであると認める場合」とは、税關への提出書類又は疑義貨物（梱包、説明書等を含む。）に、例えば、「製造者名○○」、「MANUFACTURER△△」、「produced by ××」のように生産者が明確に表示されている場合や提出書類が「Maker's Invoice」のように製造者により作成されたものであることが明らかである場合をいう。

(証拠・意見の提出期限)

69の12-1-3 前記69の12-1-2の規定により認定手続開始通知を受け取った輸入者等又は権利者が法第69条の12第1項に規定する証拠の提出又は意見の陳述を行う場合の期限等は、次による。

(1) 回答期限

輸入者等及び権利者が証拠を提出し、意見を述べることができる期限は、「認定手続開始通知書（輸入者等用）」又は「認定手続開始通知書（権利者用）」の日付の日の翌日から起算して10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）の日数は算入しない。）以内とする（過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と疑義貨物が同一と認められるときはこの期限を可能な限り短縮するものとする。）。ただし、疑義貨物のうち生鮮貨物（腐敗のおそれがあるものをいう。以下同じ。）については、原則として、3日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内とする。

(2) 争う旨の申出があった場合の期限等の通知

前記69の12-1-2の(2)により認定手続開始通知を行つた場合であつて、輸入者等から令第62条の16第4項第5号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）があつた場合は、申立人及び輸入者等に対し、以下により証拠の提出又は意見の陳述の期限を通知するものとする。

知的財産調査官又は知的財産担当官は、申立人に対し輸入者等から争う旨の申出があつた旨並びに申立人及び輸入者等に対し証拠を提出し、意見を述べることができる期限を速やかに通知する（申立人には「証拠・意見提出期限通知書（申立人用）」(C-5819)、輸入者等には「証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）」(C-5820)を交

付するものとする。)。この場合における上記(1)の適用に当たっては、申立人及び輸入者等が証拠を提出し、意見を述べることができる期限の起算日は、「証拠・意見提出期限通知書（申立人用）」又は「証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）」の日付の翌日とする。

(3) 回答期限の延長

上記(1)又は(2)の規定により設定した回答期限を超えて証拠の提出又は意見の陳述の申出があった場合には、回答期限延長願を書面（任意の様式）により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限って、証拠の提出又は意見の陳述を認めて差し支えない。この場合において、疑義貨物が通関解放の適用がある特許権、実用新案権若しくは意匠権に係るものであるとき又は疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要否について慎重に検討するものとする。

（疑義貨物に対する調査等）

69 の 12-1-4 認定手続に係る疑義貨物についての必要な調査等は、次により行う。

(1) 認定手続の期間

疑義貨物の認定に必要な調査等は、「認定手続開始通知書（輸入者等用）」の日付の日（前記 69 の 12-1-2 の(2)により認定手続開始通知を行った場合は、「証拠・意見提出期限通知書（申立人用）」又は「証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）」の日付の日）の翌日から起算して 1 か月以内を目途とする。1 か月以内（特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品に係る認定手続の場合には、法第 69 条の 20 第 1 項の規定による求めを行うことができることとなる日までの間）に認定手続が終了しない場合には、輸入者等にその理由を連絡する。

(2) 疑義貨物の確認による調査

調査の対象となる疑義貨物に関して税関に提出された「輸入差止申立書」及び添付資料等の関係書類と疑義貨物との対査確認、過去の認定事例等を参考に現品の確認を行う。なお、育成者権に係る疑義貨物については、侵害物品であるか否かを外観から識別する資料（輸入差止申立ての際に提出されたもの）又は侵害物品に係る外装、商品名、記号等の特徴が記載された資料（侵害の事実を疎明する資料として提出されたもの）と疑義貨物との対査確認を行うほか、必要に応じて、分析部門等に対し、速やかにDNA鑑定の依頼を行うものとする。

(3) 輸入者等又は権利者からの証拠又は意見に基づく調査

前記 69 の 12-1-3 の規定により輸入者等又は権利者から提出された証拠又は陳述された意見に基づく調査は、次のとおり行うものとする。

イ 輸入者等又は権利者の一方がその主張を裏付ける証拠を提出し、かつ、当該証拠の裏付けに関連する証拠を他方の者が有していることが明らかとなった場合には、当該他方の者に対してその証拠を提出するようしようとする。

ロ 輸入者等及び権利者から提出された証拠その他の認定手続において使用する証拠を認定の基礎とする場合には、当該証拠について、輸入者等及び権利者に開示し、弁明の機会を与える。

（注）個別具体的な情報を通知する必要がある場合には、その内容について当事者の了解を得て行うこととする。なお、了解が得られないものについては証拠として採用できないので留意する。

(4) 輸入差止申立書に基づく調査

前記 69 の 12-1-2 の(2)により認定手続を開始する旨を通知した場合において、令第 62 条の 16 第 4 項第 5 号に規定する期限までに輸入者等から争う旨の申出がないと

きは、認定手続中に輸入者等が自発的処理を行った場合を除き、「輸入差止申立書」及びその添付資料等により、侵害物品に該当するか否かを認定する。

(5) 疑義貨物の鑑定

疑義貨物の認定手続において、権利者に疑義貨物の鑑定を依頼する場合の留意点は、次のとおりである。

イ 権利者による疑義貨物の鑑定の際には、疑義貨物に係る個別具体的な情報（法第69条の12第1項から第3項までの規定により権利者に通知すべきものを除く。）が権利者に了知されないよう十分留意することとする。

ロ 当該疑義貨物を権利者へ提示する場合には、原則として、あらかじめ当該疑義貨物の輸入者等から同意を得るとともに、必要に応じて提示を望まない箇所があるか否かを確認するものとする。この場合において、提示を望まない旨の申出があり、当該申出に合理的な理由があると認められる場合は、当該疑義貨物を提示せず、又は当該申出に係る箇所を被覆等したうえで提示するものとする。

ハ 疑義貨物の鑑定は、原則として、税関官署又は保税地域において行うものとし、知的財産調査官又は知的財産担当官が立ち会うものとする。

(6) 認定が困難である場合等

輸入者等と権利者の意見が対立し、かつ、認定が困難である場合その他特許庁長官意見照会、農林水産大臣意見照会、経済産業大臣意見照会又は認定手続における専門委員意見照会を行うことが適当と認められる場合は、意見を添えて総括知的財産調査官に協議するものとする。

(疑義貨物の点検等)

69の12-1-5 認定手続における疑義貨物の点検の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 点検の申請

輸入者等又は申立人からの点検の申請は、「疑義貨物点検申請書」(C-5818)(2部。原本、交付用)に「認定手続開始(輸入者等意思確認)通知書(輸入者等用)」又は「認定手続開始(輸入者等意思確認)通知書(申立人用)」(疑義貨物が特許権、実用新案権若しくは意匠権の輸入差止申立てに係るものであるときは、「認定手続開始通知書(輸入者等用)」又は「認定手続開始通知書(権利者用)」)の写しを添えて提出するよう求める。

(2) 個別情報の取扱い

申立人による疑義貨物の点検の際には、疑義貨物に係る個別具体的な情報（法第69条の12第1項から第3項までの規定により権利者に通知すべきものを除く。）が申立人に了知されないよう十分留意し、必要に応じて輸入者等に申立人に了知された場合に支障がある箇所がないか確認のうえ対応することとする。

(3) 税関職員の立会い

点検は、税関官署内又は保税地域内で行うものとし、知的財産調査官又は知的財産担当官が立ち会うものとする。

(画像情報の送信)

69の12-1-6 認定手続における疑義貨物の画像送信の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 画像情報の送信

輸入者等又は権利者等から、認定手続において証拠を提出し、意見を述べるため必要であるとして、当該認定手続に係る疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を

希望する旨の申出があった場合は、原則として一回に限り、当該疑義貨物の画像情報を電子メールで送信することとする。ただし、以下の場合は電子メールによる送信を行わないことができる。この場合においては、その理由を当該申出をした輸入者等又は権利者等に対し説明するものとする。

- (1) 輸入者等又は権利者等が送信を希望する画像情報が大量である場合
- (2) 業務遂行上真にやむを得ない理由により、画像情報の電子メールによる送信ができない場合
- (3) 輸入差止申立書が受理されていない場合であって、疑義貨物の形状又は侵害の疑いのある部分の状況等により、画像情報によっては輸入者等又は権利者等が証拠を提出し、意見を述べることができないと判断される場合

(2) 個人情報の取扱い

送信する画像情報により、疑義貨物に係る個別具体的な情報（法第 69 条の 12 第 1 項から第 3 項までの規定により権利者に通知するべきものを除く。）が権利者等に了知されることができないよう十分留意し、必要に応じて輸入者等に権利者等に了知された場合に支障がある箇所がないか確認のうえ対応することとする。

(裁判外紛争解決手続の活用)

69 の 12－1－7 認定手続の当事者である権利者及び輸入者等が合意のうえ、当該認定手続に係る疑義貨物について日本知的財産仲裁センター等の知的財産に係る事項を扱う裁判外紛争処理機関による裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）を活用して紛争を解決することを希望する場合の取扱いは、次による。

(1) 申請書等の提出

「裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請書」（C－5830）3部（原本、権利者及び輸入者等交付用）の提出を求めるものとする。当該裁判外紛争解決手続が終了したときは、権利者又は輸入者等からその結果を証する書類の提出を求めるものとする。

(2) 紛争解決手続の結果に基づく認定

上記(1)に規定する結果を証する書類が提出された場合は、原則として、当該書類の内容を踏まえ、侵害の該否を認定するものとする。当該書類の内容により侵害の該否を認定することが困難である場合には、権利者及び輸入者等に対し 5 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を付して証拠・意見の提出を認めるものとする。

(3) 通関解放との関係

裁判外紛争解決手続により解決する場合であっても、通関解放までの期限が延長されるものではないことに留意する。

(認定通知等)

69 の 12－1－8 認定手続により、疑義貨物が侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合又は当該疑義貨物に係る自発的処理が行われたこと等により認定手続を取りやめた場合の取扱いは、次による。

(1) 発見部門の長に対する通報

認定手続の依頼を受けた知的財産調査官又は知的財産担当官は、当該依頼を行った発見部門の長に対して、速やかに「知的財産疑義貨物認定（処理）連絡書」（C－5821）を送付し、認定結果又は認定手続を取りやめた旨を通報する。

(2) 輸入者等への通知

「認定通知書（輸入者用）」（C－5822）（国際郵便物にあっては「認定通知書（名宛人用）」（C－5824）。以下この節において「「認定通知書（輸入者等用）」」という。）を

交付する。ただし、下記イ又はロのときには「認定（没収）通知書」（C-5823）を交付することとして差し支えない。

イ 輸入者等から、法第69条の12第1項に規定する証拠の提出又は意見の陳述がなく侵害物品に該当すると認定した場合であって、当該貨物について自発的処理を行うことが見込まれないとき

ロ 前記69の12-1-2の(2)の簡素化手続において輸入者等から争う旨の申出がなく侵害物品に該当すると認定した場合であって、当該貨物について自発的処理を行うことが見込まれないとき

(注) 輸入者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税取締部門（以下この節において「保税取締部門」という。）に対して輸入者に「認定通知書（輸入者用）」又は「認定（没収）通知書」を交付した旨を通報する。

(3) 権利者への通知

認定結果については「認定通知書（権利者用）」（C-5826）を、認定手続を取りやめた旨の通知は「処理結果通知書」（C-5828）を交付する。

(輸入者等による自発的処理の取扱い)

69の12-2 発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。

(1) 認められる自発的処理

輸入者等は疑義貨物又は侵害物品について、次のいずれかの処理を行うことができる。

イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合

(イ) 法第34条の規定による廃棄

(ロ) 法第45条第1項ただし書き（法第36条第1項、第41条の3、第61条の4、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。）の規定による滅却

(ハ) 法第75条の規定による疑義貨物の積戻し

(ニ) 権利者からの輸入同意書（権利者が当該物品の輸入について同意する旨を記載した書類。以下同じ。）の提出

(ホ) 侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等の修正（例えば、商標権侵害物品について標章の切除。ただし、切除された標章は輸入を認めない。以下同じ。）

(ヘ) 任意放棄

ロ 国際郵便物の場合

(イ) 権利者からの輸入同意書の提出

(ロ) 侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等の修正

(ハ) 任意放棄

(2) 疑義貨物に係る自発的処理

イ 保税地域における廃棄又は滅却

輸入者が保税地域における廃棄又は滅却を行うことを申し出た場合は、税関職員の立会いの下で当該疑義貨物の廃棄又は滅却を行い、処理が行われたことを確認のうえ、認定手続を取りやめる。

ロ 輸入同意書の提出

輸入者等が、権利者からの輸入同意書を提出した場合は、対象となる貨物については、侵害物品に該当しないものとして取り扱い、輸入を認める。

ハ 侵害の疑いのある部分の切除等の修正

(イ) 輸入者等が侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑

義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」（C-5832）により5日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱うとともに、輸入を認めるものとする。ただし、商標権に係る疑義貨物について切除した標章及び意匠権又は著作権に係る疑義貨物について切除した部分の輸入は認めない。

- (ロ) 本取扱いにおいて、権利者から意見を述べるため、修正後の物品に係る画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合は、前記69の12-1-6（画像情報の送信）の規定に準じて取り扱うこととする。

ニ 任意放棄

輸入者等が任意放棄する意思を明らかにした場合は、「任意放棄書」の提出を求め、輸入者等が当該疑義貨物に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、引渡しを受けるとともに、認定手続を取りやめる。

ホ 積戻し

輸入者等が疑義貨物の積戻しを申し出た場合は、輸出貿易管理令第2条の規定により輸出承認が必要であるので留意する。当該疑義貨物の積戻しを認めた場合には、認定手続を取りやめるものとする。

(3) 侵害物品に係る自発的処理

イ 保税地域における廃棄又は滅却

輸入者が保税地域における廃棄又は滅却を行うことを申し出た場合は、輸入申告を撤回させたうえ、税関職員の立会いの下で当該侵害物品の廃棄又は滅却を行うものとする。

ロ 輸入同意書の提出

輸入者等が、権利者からの輸入同意書を提出した場合は、対象となる貨物については、侵害物品に該当しないものとして取り扱い、輸入を認める。

ハ 侵害部分の切除等の修正

- (イ) 輸入者等が侵害部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」により5日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、輸入を認めるものとする。ただし、商標権に係る侵害物品について切除した標章及び意匠権又は著作権に係る侵害物品について切除した部分の輸入は認めない。

- (ロ) 本取扱いにおいて、権利者から意見を述べるため、修正後の物品に係る画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合は、前記69の12-1-6の規定に準じて取り扱うこととする。

ニ 任意放棄

輸入者等が任意放棄する意思を明らかにした場合は、「任意放棄書」の提出を求め、輸入者等が当該侵害物品に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、引渡しを受ける。

ホ 積戻し

輸入者等が侵害物品の積戻しを申し出た場合は、輸出貿易管理令第2条の規定により輸出承認が必要であるが、商標権、著作権又は著作隣接権に係る侵害物品の輸出承認の申請があつても承認されないので、留意する。

(4) 他部門への通報

上記(2)又は(3)に規定する自発的処理の結果については、発見部門の長が認定手続を執った場合を除き、速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官及び保税取締部門に通報する。

(5) 取扱郵便局への通報

疑義貨物又は侵害物品が国際郵便物であり、上記(2)の口からニまで又は(3)の口からニまでに規定する処理が行われた場合、取扱郵便局に対し通報するものとする。この際、上記(2)の口若しくはハ又は(3)の口若しくはハに規定する処理が行われた場合は「郵便物認定通報書」(C-5834)により、上記(2)のニ又は(3)のニに規定する処理が行われた場合は「任意放棄書」の写しにより通報するものとする。

(6) 採取した見本の扱い

採取見本については前記 67-3-13 (検査における見本の採取) に準じて処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸入者等に返却する。

(認定後の取扱い)

69 の 12-3-1 発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、保税取締部門にも通報する。

(1) 侵害物品に該当しない物品

イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合
輸入を認める。

なお、採取見本については前記 67-3-13 (検査における見本の採取) により処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸入者に返却する。

ロ 国際郵便物の場合

取扱郵便局に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」をもって通報する。

(2) 侵害物品に該当する物品

侵害物品に該当する旨の認定に対し異議申立てができる期間が経過するまでの間（侵害物品が不正輸入されるおそれがある場合を除く。）は、原則として、法第 69 条の 11 第 2 項の規定による没収又は積戻命令を行わないこととし、侵害物品が国際郵便物である場合又は前記 69 の 12-1-8 の(2)のただし書に該当する場合を除き、輸入者等に対し、前記 69 の 12-2 の(1)のイの(イ)又は(ロ)の処理をしようとするものとする。なお、輸入者等から侵害物品について自発的処理を行う旨申出があった場合には、これを認めることとする。

(通関解放が行われた貨物の取扱い)

69 の 12-3-2 発見部門の長は、通關解放が行われた貨物については、前記 69 の 12-3-1 の(1)に準じて取り扱い、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡する（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）とともに、保税取締部門にも通報する。この場合においては、原則として、通關解放を行う前に見本を採取し、当該認定手続に係る侵害についての損害賠償請求若しくは差止請求についての裁判が終了するまでの間又は当該裁判が行われないことが確実になるまでの間、保管するものとする。ただし、当該物品の数量、価格等によりこれによりがたいときは、総括知的財産調査官と協議するものとする。

(侵害物品の没収又は積戻命令の手続)

69 の 12-4 侵害物品について輸入者等が異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合又は不正輸入されるおそれがある場合には、原則として法第 69 条の 11 第 2 項の規定により、当該物品を没収する。

なお、没収を行う場合には、本関知的財産調査官に協議するもの（前記 69 の 12-1-8 の(2)のただし書により「認定（没収）通知書」を交付する場合を除く。）とし、積戻命令を行う場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。

没収及び積戻命令の手続は次によるものとする。

(1) 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合

イ 没収の場合

発見部門の長は、輸入者に対して「関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号又は第 10 号該当物品没収通知書」（C-5836）（前記 69 の 12-1-8 の(2)のただし書に該当する場合は、「認定（没収）通知書」。以下この節において「没収通知書」という。）を交付する。

ロ 積戻命令の場合

発見部門の長は、輸入者に対して「関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号又は第 10 号該当物品積戻命令書」（C-5838）を交付する。

(2) 国際郵便物の場合

発見部門の長は、名宛人に対して「没収通知書」を交付する。

また、取扱郵便局に対し、当該物品を没収する旨を「没収通知書」の写しをもって通報するとともに、当該物品の引渡しを受ける。

（廃棄の手続）

69 の 12-5 前記 69 の 12-2 の規定に従い任意放棄された物品（以下この節において「任意放棄物品」という。）及び前記 69 の 12-4 の規定に従い没収された物品（以下この節において「没収物品」という。）の処理は次による。

(1) 会計課長への引継ぎ

発見部門の長（支署、出張所又は監視署においては、支署長、出張所長又は監視署長）は、任意放棄物品又は没収物品について、「関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 10 号該当物品引継書」（C-5839）に「任意放棄書」の原本若しくは写し、「没収通知書」の写し又は引継ぎ対象を一覧表としたもののいずれか一以上を添付して、速やかに会計課長に引き継ぐこととする。

(2) 国庫帰属の通知

任意放棄物品又は没収物品が税関官署以外に蔵置されている場合には、当該物品の引継ぎを受けた会計課長は、直ちに当該物品の蔵置場所の管理責任者に対して当該物品が国庫に帰属した旨を伝えるとともに、以後当該物品を国庫帰属品として管理する。

(3) 任意放棄物品及び没収物品の処理

会計課長は、引継ぎを受けた任意放棄物品又は没収物品について、速やかに廃棄するものとする。ただし、没収物品については、被処分者が没収処分に対する異議申立て、審査請求又は行政処分取消訴訟（以下「行政争訟」という。）を提起し得る期間中及び行政争訟期間中は廃棄することなく保管するものとし、当該行政争訟の終了を待つて、廃棄するものとする。

(4) 見本とする場合

会計課長は、必要に応じ、本関知的財産調査官と相談のうえ、任意放棄物品又は没収物品を執務参考用又は展示用の見本として使用することができる。会計課長は、見本として使用する任意放棄物品又は没収物品について厳重に保管するとともに、見本としての使用を終えた物品については、上記(3)に準じ、廃棄するものとする。

(5) 物品の管理

会計課長は、管理簿を作成のうえ、任意放棄物品又は没収物品の適正な管理に努めるものとする。

(輸入差止実績の公表)

69 の 12-6 侵害物品等に係る輸入差止実績の公表及びその取扱いは、次による。

- (1) 侵害物品及び輸入者が自発的処理をした疑義貨物の輸入差止実績については、本省において知的財産別、品目別、仕出国別の全国分件数及び点数を四半期毎に公表する。
- (2) 各税関においては、上記(1)の範囲の実績並びに各税関の知的財産別、品目別、仕出国別の件数及び点数の実績について公表して差し支えないが、原則として上半期分及び年分については公表する。

(輸入差止申立ての審査期間)

69 の 13-1 申立先税関（輸入差止申立てを受け付けた税関をいう。以下この節において同じ。）の本関知的財産調査官及び総括知的財産調査官は、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施する場合を除き、輸入差止申立ての受付の日の翌日から起算して1月以内に輸入差止申立ての審査を終了するよう努めるものとする。

(輸入差止申立ての提出)

69 の 13-2 輸入差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。

(1) 提出窓口

いずれかの税関の本関知的財産調査官とする。

(2) 申立てを行うことができる者

輸入差止申立てを行うことができる者は、権利者とする。なお、代理人に輸入差止申立ての手続を委任することを妨げない。

(3) 提出書類等

提出を求める書類等は、「輸入差止申立書」（C-5840）（不正競争差止請求権者にあっては、「輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）」（C-5842）、受理されている輸入差止申立てについて権利、品名又は自己の権利を侵害すると認める理由を追加する場合にあっては「輸入差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」（C-5844）（注）。以下この節において同じ。）並びに後記 69 の 13-3 及び 69 の 13-4 に定める添付資料等とし、提出部数は 1 部とする。ただし、サンプル等の現物が提出された場合には、申立人に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めることができるものとする。また、「輸入差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」による申立ての場合において、受理されている輸入差止申立ての記載又は添付資料と内容が同一のものについては、記載又は添付の省略を認めて差し支えない。

（注）権利を追加する場合は、同じ知的財産権の範囲内における新たな権利に限る。なお、追加する権利の存続期間が受理されている輸入差止申立ての有効期間よりも短い場合には、追加後の輸入差止申立ての有効期間が短くなることに留意すること。

(4) 電磁的記録

必要と認める場合は、当該輸入差止申立ての内容を記録した電磁的記録の提出を求めることができるものとする。提出の方法は、電子メールによる送信、記録媒体による提出など適宜の方法とする。

(輸入差止申立書の添付資料)

69 の 13-3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。

(1) 知的財産の内容を証する書類

イ 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権

登録原簿の謄本（認証官印付きであることを要しない。）及び公報の写し（登録後に訂正があった場合の特許審決公報等を含む。）

ロ 著作権又は著作隣接権

権利の発生を証すべき資料等（原本であることを要しない。）

ハ 育成者権

品種登録簿の謄本

ニ 保護対象商品等表示等

法第 69 条の 13 第 1 項に規定する書面（以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。）

なお、税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、輸入差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。

（注）経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる（意見書等に関する規則第 3 条）。

① 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する商品等表示

申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が全国の需要者の間に広く認識されているものであること

② 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する商品等表示

申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が著名なものであること

③ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する商品の形態

申立不正競争差止請求権者に係る商品の形態が当該商品の機能を確保するために不可欠な形態ではなく、かつ、当該商品が日本国内において最初に販売された日から起算して 3 年を経過していないものであること

④ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する技術的制限手段

申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に画像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は画像、音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているものなく、かつ、営業上用いられているものであること

⑤ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 11 号に規定する技術的制限手段

申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に画像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は画像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いているものであること

⑥ 申立不正競争差止請求権者が輸入差止申立ての際に申立先税関に提出する証拠が当該輸入差止申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるものであること

(2) 侵害の事実を疎明するための資料

輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できるもの

（注 1）「侵害の事実」とは、国内外において現に侵害すると認める物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害すると認める物品の輸入が見込まれる場合

（注 2）「利害関係者」とは、輸入差止申立てについて利害関係を有すると認められ

る者をいい、例えば、次の者をいう。以下この節において同じ。

- ① 差止対象物品の輸入者（輸入する予定があると認められる潜在的輸入者を含む。）
- ② 差止対象物品の国内における輸入者以外の取扱事業者
- ③ 海外における差止対象物品（当該物品の部分品が侵害と認められる場合における当該部分品を含む。）の製造者及び輸出者

イ 特許権又は実用新案権

- (イ) 侵害すると認める物品が特許発明又は登録実用新案の技術的範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の①から④までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）
 - ① 特許請求又は実用新案登録請求の範囲に記載された請求項のうち輸入差止申立てに係るものを明示し、当該請求項を構成要件ごとに分説した、特許発明又は登録実用新案の技術的範囲の説明
 - ② 侵害すると認める物品の技術的構成を上記①の記載と対応させた、侵害すると認める物品の具体的態様の特定（例えば、上記①の構成要件の一つが「厚さ1～5mmの金属製の蓄熱板」であるとき、侵害すると認める物品の対応部分の寸法、材質、用途を特定する。）
 - ③ 上記①に記載した技術的範囲の説明と上記②に記載した具体的態様を対比して説明した、侵害すると認める物品が権利の技術的範囲に属する理由
 - ④ 侵害すると認める物品が特許請求（又は実用新案登録請求）の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明（又は登録実用新案）の技術的範囲に属すると主張する場合には、その理由及び証拠
- (ロ) 平成6年1月1日以降に出願し登録された実用新案権については、次の資料の添付を求めるものとする。
 - ① 実用新案技術評価書
 - ② 実用新案法第29条の2の規定に基づき権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書の写し（権利者が権利侵害を行う者を把握し、かつ、警告を発していない場合には警告書を発するよう指導し、侵害すると認める物品を輸入することが予想される者のうちその者に対する警告書の写しが添付されていないものについては、その者に係る部分について「輸入差止申立書」が受け付けられていないものとして取り扱うとともに、「輸入差止申立書」には可能な限り権利侵害を行う者の具体的情報の記載を求める。）
- (ハ) 侵害すると認める物品が並行輸入品には当たらない物品に該当する事実を疎明する場合においては、特許権については前記69の11-7(2)に該当しない理由、実用新案権については前記69の11-7(3)において準用されている同(2)に該当しない理由を記載した書類の添付を求めるものとする。

ロ 意匠権

- (イ) 侵害すると認める物品が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の①から③までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）
 - ① 登録意匠を明示し、その登録意匠に係る物品の形状、模様、色彩又はこれらの結合の態様を具体的に記載した、登録意匠の説明
 - ② 上記①の記載と対応させた、侵害すると認める物品の特定及び説明
 - ③ 上記①の登録意匠の説明と上記②の侵害すると認める物品を対比して説明し

た、侵害すると認める物品が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属する理由

- (ロ) 侵害すると認める物品が並行輸入品に当たらない物品に該当する事実を疎明する場合においては、前記 69 の 11-7(3)において準用されている同(2)に該当しない理由を記載した書類の添付を求めるものとする。

ハ 商標権

侵害すると認める物品の標章の使用の態様を示す写真等の資料であって、商品全体を観察できるもの（補足説明を含む）。なお、この場合、次の①及び②の事項が明らかになるよう留意する。（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）

- ① 侵害すると認める物品に付された商標が登録商標と同一又は類似する商標であること

- ② 侵害すると認める物品が指定商品と同一又は類似する商品であること

ニ 著作権又は著作隣接権（著作権法第 113 条第 5 項に係るものを除く。）

侵害すると認める物品が著作権又は著作隣接権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①及び②に掲げる事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）

- ① 侵害すると認める物品が著作物に依拠していること

- ② 侵害すると認める物品が著作物と同一性又は類似性を有すること

ホ 著作権又は著作隣接権（著作権法第 113 条第 5 項に係るものに限る。）

次の①から③の資料

- ① 同項に規定する「国内頒布目的商業用レコード」と「国外頒布目的商業用レコード」の発行日及び同一性が確認できる資料

- ② 同項に規定する「国外頒布目的商業用レコード」に記載される「日本国内頒布禁止」等の表示内容が確認できる資料

- ③ 同項に規定する「不当に害されることとなる場合」に該当することを明らかにする書類（ライセンス契約書等ライセンス料率を確認できる書類、卸売価格等を確認できる書類、レコード製作者が自ら発行している場合においてはその事實を確認できる書類）

ヘ 育成者権

侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①及び②に掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）

- ① 真正品のDNA鑑定書（外観による識別で侵害認定を行うことが十分に可能であると認められるものについては、当該鑑定書は省略させて差し支えない。）

- ② 侵害すると認める物品入手している場合には、そのDNA鑑定書

なお、提出された上記①及び②のDNA鑑定書については、農林水産省食料産業局新事業創出課に確認を求ることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適当であるとの確認ができない場合には、当該申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。

(3) 識別ポイントに係る資料

当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税關において、侵害疑義物品の発

見の参考となる資料であり、真正商品又は侵害すると認める物品に特有の表示、形状、包装等の真正商品と侵害すると認める物品を識別するポイント及び方法を示したもの

(4) 通関解放金の額の算定の基礎となる資料

特許権、実用新案権又は意匠権に係る裁判において認定された額、過去1年間に実際に締結されたライセンス契約におけるライセンス料の額又は類似の権利におけるこれらの額を記載したもの（当該裁判又は契約がない場合は、省略して差し支えない。ただし、これらの額に相当する額の資料として参考となるものがある場合には当該資料の提出を求めるものとする。）

(5) 代理権に関する書類（代理人が輸入差止申立ての手続を行う場合に限る。）

権利者が、代理人に輸入差止申立ての手続を委任する場合には、委任の範囲が明示された代理権を証したもの

（その他の資料）

69 の 13-4 申立先税関の本関知的財産調査官は、申立人から次の①から⑥に掲げる資料等を輸入差止申立ての受理の際又は当該受理の後追加して提出したい旨の申し出があつた場合において、認定手続を執るために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受理し、当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執る他の税関に通知する。この場合において、提出された資料等は、輸入差止申立てに係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官及び総括知的財産調査官が必要と認める場合には、必要と認める資料等の提出をしようとして差し支えない。

- ① 輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品について権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し又は特許庁の判定書の写し
- ② 弁護士等が作成した輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書
- ③ 申立人が自らの調査に基づき権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し
- ④ 輸入差止申立てに係る知的財産の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容を記載した書類
- ⑤ 並行輸入に係る資料等
- ⑥ 侵害すると認める物品を輸入することが予想される者、その輸出者その他侵害すると認める物品に関する情報を確認することができる資料

（輸入差止申立ての受付及び審査）

69 の 13-5 輸入差止申立ての受付及び審査の手続及びその取扱いは、申立審査通達の定めるところによる。

（輸入差止申立ての受理前の公表等）

69 の 13-6 前記 69 の 13-2 の規定に基づき提出された「輸入差止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。

(1) 税関ホームページにおける公表等

総括知的財産調査官は、申立審査通達の第1章の2の(1)により申立先税関の本関知的財産調査官から送付された「輸入差止申立書」等の写しに基づき、次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付記するものとする。なお、申立審査通達の第1章の3の(1)により、公表前に「輸入差止申立書」の記載事項の補正が必要であると判明した場合は、申立人に補正を求め、補正後速やかに公表するものとする。

- ① 「知的財産種別」 特許権、意匠権等の権利の種類を表示する。
- ② 「知的財産の内容」 権利の登録番号を表示する。特許権又は実用新案権の場合で、請求項が限定されている場合には、当該請求項番号を併せて表示する。登録番号のない知的財産については、次の内容を表示する。
 - イ 著作権 著作物の種類及びその内容（映画の著作物及びそのタイトル等）
 - ロ 著作隣接権 対象となる媒体（レコード、CD等）及びタイトル・実演家の名称等
- ハ 不正競争防止法
 - (イ) 同法第2条1項第1号又は第2号の場合 経済産業大臣申立時意見書に記載されている商品等表示
 - (ロ) 同法第2条1項第3号の場合 経済産業大臣申立時意見書に記載されている商品形態及び商品名
 - (ハ) 同法第2条1項第10号又は第11号の場合 経済産業大臣申立時意見書に記載されている技術的制限手段
- ③ 「侵害すると認める物品の品名」 差止対象となる物品の品名を表示する。
- ④ 「申立人、申立人連絡先」 申立人の名称及び連絡先（電話番号を含む。）を表示する。
- ⑤ 「申立先税関及び連絡先」 申立先税関及び連絡先（電話番号を含む。）を表示する。
- ⑥ 「公表日及び意見を述べることができる期間」 税関ホームページに公表した日及び意見を提出できる期限を表示する。その期限の最終日は、税関ホームページに公表した日から10日（行政機関の休日を含まない。）となる日を設定するものとする。

(2) 予想される輸入者等への連絡

申立先税関の本関知的財産調査官は、予想される輸入者その他国内において当該輸入差止申立てに利害関係を有すると認められる者（以下この節において「予想される輸入者等」という。）が判明している場合は、申立人に意見を聴いたうえで税関の取締り上支障があると認められるとき又は当該申立人と当該予想される輸入者等との間に争いがないこと若しくは争いが生じるおそれがないことが明らかであると認められるときを除き、当該予想される輸入者等に対し上記(1)により公表する事項及び意見提出について電話等により連絡し意見を求めるものとする。なお、差止対象物品の具体的な製造者名、商品名又は商品番号が申立て時に判明している場合であって、必要と認められるときは、これらの事項を併せて連絡するものとする。

(3) 侵害すると認める理由の開示

申立先税関の本関知的財産調査官は、侵害すると認める理由（申立人が提出した侵害の根拠となる鑑定書等）を、利害関係者から開示の要請があった場合は、その写しの交付等により、原則として開示するものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、その開示にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、申立人に対して、副本の提出を求めることができるものとする。

(4) 利害関係者による意見書の提出

イ 利害関係者からの意見書提出

利害関係者が輸入差止申立てについて意見を述べることを希望する場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、上記(1)の⑥の税関ホームページで明示した提出期限までに、氏名又は名称及び住所、利害関係の内容並びに意見を記載した書面により提出するよう求めるものとする。

ロ 利害関係者からの補正意見書の提出

上記(1)により期限内に意見を提出した利害関係者から補正意見書の提出の申出があり、やむを得ない事情があると認められる場合には、税関ホームページで明示した提出期限の翌日から 5 日（行政機関の休日を含まない。）を経過する日（専門委員制度運用通達の第 1 章の 3 の(4)に規定する意見聴取の場を開催する場合は、税関ホームページで明示した公表日から起算して 25 日（行政機関の休日を含まない。）を経過する日）までに補正意見書を提出することができる。

(5) 利害関係者意見書の開示

申立先税関の本関知的財産調査官は、利害関係者から提出された意見書（補正意見書を含む。）をその写しの交付等により申立人に開示するものとする。ただし、営業秘密等申立人に開示することにより自らの利益が害されると認められる事項として、当該利害関係者が非公表としている部分を除くものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、その開示にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、利害関係者に対して、副本の提出を求めるができるものとする。

（輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い）

69 の 13-7 申立先税関は、以下により輸入差止申立ての受理又は不受理の決定を行う。

- (1) 申立先税関は、申立審査通達の第 1 章の 3 の(3)に規定する意見書の審査結果に基づき、輸入差止申立ての受理又は不受理を決定する。ただし、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合は、輸入差止申立ての受理又は不受理の決定は、専門委員制度運用通達の第 1 章の 12 の規定によるものとする。
- (2) 申立先税関の本関知的財産調査官は、上記(1)の結果を当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税関の本関知的財産調査官に通知する。なお、受理する場合には、当該輸入差止申立てが効力を有する期間を、併せて通知するものとする。
- (3) 申立先税関の本関知的財産調査官は、輸入差止申立てを受理するに際して、申立人に対して下記イからハの事項を通知するものとする。

イ 輸入差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに後記 69 の 13-10 による輸入差止申立ての内容変更を行うこと

ロ 輸入差止申立てに係る権利（特許権又は実用新案権にあっては申立てに係る請求項）に関し、争訟が生じた場合又は無効審判（特許法第 123 条、実用新案権法第 37 条、意匠法第 48 条及び商標法第 46 条）、訂正審判（特許法第 126 条）若しくは不使用取消審判（商標法第 50 条）などの請求があった場合には、速やかに資料を添えて申立先税関に連絡すること。

ハ 輸入差止申立ての有効期間内に、知的財産が譲渡された場合又は上記ロの審判等の結果により申立人が知的財産を有しないこととなった場合若しくは権利範囲が変動した場合には、直ちに申立先税関に連絡するとともに、後記 69 の 13-11 の(2)による輸入差止申立ての取下げを行うこと。

- (4) 申立先税関の本関知的財産調査官は、「輸入差止申立て・更新受理通知書」(C-5856) 又は「輸入差止申立て・更新不受理通知書」(C-5858) を申立人に交付するとともに、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合には、受理又は不受理の旨を当事者（申立人を除く。）に対して通知するものとする。なお、当該輸入差止申立ての一部のみを受理とし、残りを不受理とする場合には、「輸入差止申立て・更新受理通知書」に、受理とする部分及び不受理とする部分を明確にするとともに、不受理とする部分については、その理由を記載するものとする。
- (5) 申立先税関の本関知的財産調査官は、輸入差止申立てを受理した場合には、その内

容を輸入差止申立情報として各税関官署に周知する。

(輸入差止申立ての内容の受理後の公表)

69 の 13-8 輸入差止申立てを受理した場合には、「輸入差止申立書」の記載事項について、次により公表する。

(1) 公表する事項

「輸入差止申立書」の記載事項のうち【公表】と記載されているもの

(2) 公表方法

申立先税関は、当該輸入差止申立てに係る申立人の氏名又は名称、連絡先、知的財産の内容（特許権又は実用新案権にあっては、輸入差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。）及び侵害すると認める物品の品名を、受理後遅滞なく、本省及び総括知的財産調査官に通報することとする。総括知的財産調査官は通報された事項を遅滞なく公表し、本省は申立有効期間中の輸入差止申立てに係るものを1月毎に公表する。

(輸入差止申立ての更新)

69 の 13-9 申立人が輸入差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。

(1) 輸入差止申立ての有効期間の満了前3月から満了の日までの間に「輸入差止申立更新申請書」(C-5860)（不正競争差止請求権者にあっては、「輸入差止申立更新申請書（保護対象商品等表示等関係）」(C-5862)、著作権法第113条第5項に係るものにあっては、「輸入差止申立更新申請書（還流防止措置関係）」(C-5863)。以下この節において「更新書」という。）及び添付資料等を申立先税関に提出するよう求めるものとする。この場合の提出部数は、1部とする。

(2) 更新書及び添付資料等が提出された場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、申立審査通達の第1章の1の(2)に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。ただし、輸入差止申立てに追加すべき事項（内容の変更を含む。）がない場合には、更新書（原本）及び登録原簿の謄本（認証官印付きであることを要しない。）の提出を求め、その他の添付資料等の提出は求めないものとする。なお、保護対象商品等表示等については、新たに経済産業大臣申立時意見書の提出が必要となるので留意する。

(3) 申立先税関の本関知的財産調査官は、更新書に追加すべき事項が含まれている場合には、速やかにその写しを総括知的財産調査官に送付するものとする。ただし、当該追加すべき事項が軽微な場合等、新たな侵害疎明が必要でないことが明らかである場合は、送付を省略して差し支えない。

（注）「新たな侵害疎明が必要」とは、当初の輸入差止申立てにおいて「侵害と認める理由」に記載した事項と異なる疎明が必要とされる場合であって、例えば、申立対象物品が異なる場合などを指す。以下この節において同じ。

(4) 上記(3)により更新書の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、当該追加すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となるか否かを申立先税関の本関知的財産調査官に通知するものとする。申立先税関の本関知的財産調査官は、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として前記69の13-2の(3)に規定する「輸入差止申立書」の提出を求ることになるので、留意する。

(5) 更新の受理又は不受理については、前記69の13-7に準じて取り扱うものとする。なお、更新の受理を輸入差止申立ての有効期間の満了の日前に行う場合、更新後の輸入差止申立ての有効期間の開始日は、当該満了の日の翌日とする。

(6) 更新を認めた輸入差止申立て内容の公表については、前記69の13-8に準じて取り扱うものとする。

(輸入差止申立ての内容変更)

- 69 の 13-10 輸入差止申立て（前記 69 の 13-9 の規定に基づく更新を含む。後記 69 の 13-11 までにおいて同じ。）を受理した後、輸入差止申立ての有効期間内に申立人から、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合の取扱いは、次による。
- (1) 当該輸入差止申立ての申立先税関に変更内容を書面（任意の様式）（以下この節において「内容変更の書面」という。）により提出するよう求めるものとする。この場合の提出部数は、1 部とする。
 - (2) 内容変更の書面が提出された場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、速やかにその写しを総括知的財産調査官に送付するとともに、申立審査通達の第 1 章の 1 の(2)に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。ただし、変更内容が軽微な場合等、新たな侵害疎明が必要でないことが明らかである場合は、送付を省略して差し支えない。
 - (3) 上記(2)により内容変更の書面の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、当該内容変更すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となるか否かを申立先税関の本関知的財産調査官に通知するものとする。申立先税関の本関知的財産調査官は、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として前記 69 の 13-2 の(3)に規定する「輸入差止申立書」の提出を新たに求めることになるので、留意する。
 - (4) 申立先税関の本関知的財産調査官は、内容変更の書面に記載事項及び添付資料等の不備がないこと並びに新たな侵害疎明が必要でないことを確認したときは、当該内容変更を認めるとともに、速やかにその写しを当該内容変更に係る輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税関の本関知的財産調査官へ送付する。なお、内容変更を認めた当該輸入差止申立ての内容の公表は、前記 69 の 13-8 に準じて取り扱う。

(輸入差止申立ての受理の撤回等)

- 69 の 13-11 輸入差止申立ての受理の撤回及び輸入差止申立ての取下げの取扱いは、次による。

(1) 輸入差止申立ての受理の撤回

輸入差止申立てのうち受理要件を満たさなくなったと思料されるものについては、受理を撤回するものとする。ただし、撤回するに先立ち申立人に対して意見を述べる機会を与えるものとし、撤回した場合には、申立先税関の本関知的財産調査官は、「輸入差止申立て・更新受理撤回通知書」（C-5864）により理由を付して申立人に通知するとともに、当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税関の本関知的財産調査官にその旨連絡するものとする。

なお、輸入差止申立ての受理を撤回する場合には、申立先税関の本関知的財産調査官は、総括知的財産調査官と協議するものとする。

(2) 輸入差止申立ての取下げ

申立人から輸入差止申立ての有効期間中に申立先税関に対して、書面（任意の様式）により当該輸入差止申立ての取下げの申出があった場合には、これを認めるものとし、申立先税関の本関知的財産調査官は、総括知的財産調査官及び当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税関の本関知的財産調査官にその旨を通報する。

（注）輸入差止申立ての有効期間内に知的財産の譲渡等により申立人が知的財産を有しないこととなったことが判明した場合には、当該輸入差止申立てに基づく取締りは行えないことに留意する。この場合には、その旨を当該申立人に通知し、取下げをしようようとするとともに、本省及び当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税関に通報することとする。

(輸入差止情報提供の取扱い)

69 の 13-12 輸入差止情報提供の手続及びその取扱いは、次による。

(1) 輸入差止情報提供の審査期間

情報提供先税関（輸入差止情報提供の提出を受けた税関をいう。以下この節において同じ。）の本関知的財産調査官及び総括知的財産調査官は、輸入差止情報提供の提出の日の翌日から起算して1月以内に輸入差止情報提供の審査を終了するよう努めるものとする。

(2) 輸入差止情報提供の手続

輸入差止情報提供をしようとする権利者に対し、次により所要の資料の提出等を求めるものとする。

イ 提出窓口

いずれかの税関の本関知的財産調査官

ロ 情報提供ができる者

輸入差止情報提供を行うことができる者は、回路配置利用権者（専用利用権者を含む。以下同じ。）とする。なお、代理人に輸入差止情報提供の手続を委任することを妨げない。

ハ 提出書類等

提出を求める書類等は、「輸入差止情報提供書」(C-5866)並びに下記ニ及びホに定める添付書類等とし、提出部数は1部とする。ただし、サンプル等の現物が提出された場合には、情報提供者に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めることができるものとする。

ニ 輸入差止情報提供書の添付資料等

輸入差止情報提供書に添付を求める資料は、以下のとおりとする。

(イ) 権利の内容を証する書類

登録原簿の謄本及び公報

(ロ) 侵害すると認める物品を確認できる資料

i 権利が設定登録された回路配置及び自己の権利を侵害すると認める回路配置の拡大カラー写真並びに半導体集積回路及び侵害すると認める半導体集積回路の実物

ii 半導体集積回路の回路配置に関する法律第24条第1項の規定に基づき情報提供者が自らの調査に基づき模倣品を輸入している旨の警告書を送付した模倣品の輸入者等の氏名、住所等及び警告書の写し（内容証明付郵便により送付されたこと及び送付月日が明らかなものに限る。）

(ハ) 識別ポイントに係る資料

当該輸入差止情報提供の対象となっている税関において、侵害疑義物品の発見の参考となる資料であり、真正商品又は侵害すると認める物品に特有の表示、形状、包装等の真正商品と侵害すると認める物品を識別するポイント及び方法を示したもの

(ニ) 代理権に関する資料（代理人が輸入差止情報提供の手続を行う場合に限る。）

回路配置利用権者が代理人に輸入差止情報提供の手続を委任する場合には、委任の範囲が明示された代理権を証したもの

ホ その他の資料

情報提供先税関の本関知的財産調査官は、情報提供者から次の①から④に掲げる資料等を輸入差止情報提供の提出の際又は当該受付の後追加して提出したい旨の申し出があった場合において、輸入の差止めを実施するために必要と認めるときは、当該

資料等を逐次受け付け、当該輸入差止情報提供の対象となっている他の税関に通知する。この場合において、提出された資料等は、輸入差止情報提供に係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。

① 輸入差止情報提供に係る侵害すると認める物品について権利侵害を証する裁判所の判決書又は仮処分決定通知書の写し

② 弁護士等が作成した輸入差止情報提供に係る侵害すると認める物品に関する鑑定書

③ 輸入差止情報提供に係る権利の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容を記載した書類

④ 侵害すると認める物品を輸入することが予想される者、その輸出者その他侵害すると認める物品に関する情報

(3) 輸入差止情報提供の受付及び審査等

輸入差止情報提供の受付及び審査等については、申立審査通達の第1章に準じて取り扱うものとし、輸入差止情報提供を受け付けた場合には、速やかに輸入差止情報提供の対象となっている他の税関の本関知的財産調査官に「輸入差止情報提供書」及び添付資料等を送付し、輸入差止情報提供を受け付けない場合には、情報提供を行おうとした者にその理由を開示する。

(4) 輸入差止情報提供の内容の公表

前記69の13-8に準じて取り扱う。

(5) 輸入差止情報提供の継続期間の延長等

イ 情報提供者が輸入差止情報提供の継続期間の延長を希望する場合は、継続期間の満了前3月から満了の日までの間に「輸入差止情報提供継続申請書」(C-5868)(以下「継続書」という。)を情報提供先税関に提出するよう求めるものとする。

ロ 継続書が提出された場合は、前記69の13-9の(2)から(6)に準じて取り扱う。

(6) 輸入差止情報提供の内容変更

前記69の13-10に準じて取り扱う。

(その他)

69の13-13 権利者から輸入差止申立て及び輸入差止情報提供以外の方法(例:電子メール)により侵害すると認める物品に係る資料等の提供があった場合は、これを受け付けることとし、必要に応じ関係税関にその写しを送付する。なお、この場合においては、できる限り輸入差止申立て又は輸入差止情報提供を行うようしようとするものとする。

(情報の収集)

69の13-14 知的財産調査官は、侵害物品の輸入の取締りのため、次に掲げる資料等の収集に努めるものとする。

① 知的財産の内容を証する書類

② 侵害の事実に係る資料

③ 識別ポイントに係る資料

④ 侵害物品の特定のために必要と認める資料

⑤ その他侵害物品の輸入の取締りに関する資料

(輸入差止申立てにおける専門委員意見照会)

69の14-1 申立先税関の本関知的財産調査官及び総括知的財産調査官は、専門委員制度運用通達の第1章の1の(1)に定める場合には、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施することとなるので、留意する。

(輸入差止申立てに係る供託等)

69の15－1 法第69条の15の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。

(1) 供託命令

イ 供託命令の要求

法第69条の15第1項に規定する「損害の賠償を担保するために必要があると認めること」とは、輸入差止申立てに係る侵害疑義物品について認定手続を執った後において、申立人と輸入者等の主張が対立し、当該物品について侵害物品か否か認定したい場合とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、供託を命ずることとする。

なお、供託命令を行う場合には、生鮮疑義貨物の場合を除き、総括知的財産調査官に協議するものとする。

ロ 供託の期限

法第69条の15第1項の担保を供託する際の「期限」とは、「供託命令書」(C-5870)の日付の日の翌日から起算して10日以内とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、「供託命令書」の日付の日の翌日から起算して3日以内とし、口頭により供託命令を行った場合は、供託命令をした日の翌日から起算して3日以内とする。

ハ 供託額

(イ) 法第69条の15第1項に規定する「相当と認める額」とは、次に掲げる額を合算した額とする。

i 予想される認定手続期間中に輸入者等が疑義貨物を通関することができないことにより被る逸失利益の額（課税価格の20%程度を目安に算定する。）

ii 予想される認定手続期間中に輸入者等が負担することとなる疑義貨物の倉庫保管料の額

疑義貨物が蔵置されている場所の実費費用を基に「供託命令書」の日付の日の翌日から起算して認定手続の終了が予想される日を含む月までの月数を算定する。

iii 生鮮疑義貨物については、当該貨物の腐敗により失われると予想される当該貨物の価値に相当する額（当該貨物の課税価格とする。）

iv その他、予想される認定手続期間中に輸入者等が疑義貨物を通関することができないことにより被るおそれのある損害の額

(ロ) 上記(i)の額の算定に当たっては、輸入者等から事情を聴取するとともに、必要に応じて調査等を実施のうえ、総括知的財産調査官に協議して決定するものとする。

ただし、下記ニなお書の場合には、あらかじめ、上記ハの(i)のiからiiiまでを合算した額で供託命令を行い、必要と認める場合には、後日上記ハの(iv)について追加供託命令を行う旨を輸入者等に通知することにより、事情の聴取は省略して差し支えない。

ニ 供託命令の手続

知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。（2）から（9）まで並びに後記69の16-1（見本検査承認申請等）及び69の16-3（見本検査に係る供託等）から69の16-5（見本の返還等）までにおいて「知的財産調査官等」という。）は、金銭を供託すべき旨を申立人に命ずる場合には、「供託命令書」を当該申立人に交付するとともに、収納課長等に「供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。

この場合において、署所知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長）が供託命令を行った場合には、本関知的財産調査官に供託命令を行った旨を「供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。

なお、生鮮疑義貨物については、認定手続の開始を決定した後速やかに、申立人に対して供託命令を行い（必要と認めるときは口頭により命令することができるものとし、その場合には併せてFAX等による当該命令の内容の通知を行うよう努めることとする。）、当該命令に従う意思のない旨の回答を確認した場合には、期限の経過を待つことなく、認定手続を取りやめて差し支えない（法第69条の20第12項の通知を行うことに留意する。）。また、口頭による命令を行った場合は、上記の口頭による命令が行われた旨及びその日を証する「生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書」（C-5872）正副2部を当該申立人に交付し、副本について当該申立人が記名のうえ押印又は署名したものを返付させるものとする。

（2）供託等の取扱い

イ 金銭又は有価証券を供託する場合

（ⅰ）供託物の種類

- i 法第69条の15第1項に規定する「金銭」とは、前記9の4-1の(1)の規定に準じて取り扱う。
- ii 法第69条の15第3項に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの」とは、前記9の6-1の(1)及び(2)に準じて取り扱う。

ただし、社債、株式等の振替に関する法律第278条第1項に規定する振替債については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは認めないこととする。

（ⅱ）国債、地方債、社債等の価額

国債、地方債その他の有価証券の価額は、前記9の6-3及び9の6-4の規定に準じて取り扱う。

（ⅲ）供託場所

金銭等の供託は、供託命令を行う税関官署の最寄の供託所に行わせるものとする。

（ⅳ）供託書正本の提出

供託をすべき申立人には、供託書の正本を「供託書正本提出書」（C-5874）（2部。原本、申立人交付用）に添付して、原則として供託期限内に収納課長等に提出させる。

収納課長等は、供託をすべき申立人から提出のあった供託書の正本を受理することが適当であると認めたときは、「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を当該申立人に交付するとともに、供託書正本の写しを供託の原因となった貨物の輸入者等に交付する。

この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に供託書正本が提出されたことを、「供託書正本預り証」の写しをもって通報する。

ロ 支払い保証委託契約を締結する場合

（ⅰ）支払い保証委託契約の相手方

法第69条の15第5項の契約（以下この項において「支払い保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第2条第3項に規定する生命保険会社、同条第4項に規定する損害保険会社、同条第8

項に規定する外国生命保険会社等又は同条第9項に規定する外国損害保険会社等とする。

(ロ) 支払保証委託契約の届出

- i 供託をすべき申立人には、支払保証委託契約書の写し（契約の相手が原本と相違ないことを証明したもの）を「支払保証委託契約締結届出書」（C-5876）（2部。原本、申立人交付用）に添付して、供託期限内に収納課長等に提出させる。
- ii 収納課長等は、当該契約書の内容が令第62条の21第1項の規定に適合すると認めたときは、「支払保証委託契約締結届出確認書」（「支払保証委託契約締結届出書」の交付用）を供託をすべき申立人に交付するとともに、当該確認書の写しを輸入者等に交付する。

この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に支払保証委託契約締結の届出があったことを、「支払保証委託契約締結届出確認書」の写しをもって通報する。

なお、供託をすべき申立人が供託額の一部について、支払保証委託契約を締結し、その旨届け出る場合には、上記イ(ニ)の手続と同時に行わせるものとする。

(3) 供託額の追加

知的財産調査官等は、申立人に輸入者等の損害を担保するのに不足すると認める額の金銭を供託すべき旨を命じる場合には、上記(1)ロからニまで及び(2)に準じて取り扱う。

なお、供託額の追加を命ずる場合には、総括知的財産調査官と協議するものとする。

(4) 認定手続の取りやめ

イ 「供託命令書」の交付を受けた申立人が、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないときは、収納課長等は知的財産調査官等にその旨を通報する。

ロ 上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないことについてやむを得ない理由があると認められるときは、願出により相応の期限を定めて、認定手続の取りやめを猶予して差し支えないとするが、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることとする。

なお、取りやめを猶予した場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。

生鮮疑義貨物については、当該猶予は行わないこととする。

ハ 知的財産調査官等は、認定手続を取りやめたときは、「認定手続取りやめ通知書」（C-5878）を申立人及び輸入者等に交付する。

この場合において、知的財産調査官等は、発見部門の長及び収納課長等に対して、「認定手続取りやめ通知書」の写しをもってその旨を通報し、また、通報を受けた発見部門の長は当該疑義貨物についてその輸入を認めるものとする。

（注）認定手続を取りやめようとする場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。

(5) 供託された金銭等の還付

イ 権利の実行の申立ての手続

(イ) 供託金規則第8条において準用する同規則第1条（（申立ての手続））に規定する「判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するもの」とは、次のものをいう。

- i 民事執行法第22条第1項（（債務名義））に規定する債務名義（確定判決等）
- ii 損害賠償請求権の存在を確認する確定判決又はそれと同一の効力を有するも

のであって執行力が付与されていないもの

iii 供託の原因となった貨物の輸入者と金銭等を供託した申立人との間で和解し、当該輸入者に当該申立人に対する損害賠償請求権があること及びその額を記載した書面

iv 上記iからiiiまでに掲げるものに類するもの

(注) ivに掲げるものが提出された場合には総括知的財産調査官に協議するものとする。

(ロ) 輸入者等には、供託金規則様式第六による申立書に、債務名義等のいずれかの謄本等を添付して収納課長等に提出させる。

ロ 申立人からの意見聴取

収納課長等は、権利の実行の申立てがあったときは、金銭等を供託した申立人から、輸入者等が提出した債務名義等の真偽、認定手続が執られたことにより輸入者等が被った損害の全部又は一部を既に賠償していないか等当該権利の実行の申立てに関し意見を聴取するものとする。

ハ 確認書交付手続

収納課長等は、輸入者等が当該供託に係る金銭等の還付を受けるべき者と認めたときは、供託金規則様式第七の確認書を当該輸入者等に交付するとともに、知的財産調査官等に、当該確認書の写しをもってその旨を通報する。

この場合において、確認書に記載された還付金額が供託額の一部であり、還付が取戻しに先行する場合を除き、申立人に対し供託書正本を返還するとともに、申立人に交付した「供託書正本預り証」(「供託書正本提出書」の交付用)を回収するものとする。

(6) 有価証券の換価

イ 輸入者等から権利の実行の申立てがあり、収納課長等が供託された有価証券を換価する場合には、供託規則第26号書式により作成した供託有価証券払渡請求書2部を供託所に提出する。

ロ 収納課長等は、供託規則第29条((払渡の手続))により有価証券の払渡の認可を受けた場合には、速やかに当該有価証券を換価する。

有価証券の換価に際しては、申立人に換価する旨を告げた後行うものとする。

ハ 収納課長等は、有価証券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額の金銭について、供託規則第11号書式及び第12号書式(その他の金銭供託の供託書正本・副本)により作成した供託書をもって、有価証券の払渡の認可を受けた供託所に供託する。

ニ 上記ハの供託をしたときは、収納課長等は、供託金規則第8条において準用する同規則第4条第4項の規定に基づき、「有価証券換価後金銭供託通知書」(C-5880)に供託書正本の写しを添付して、申立人に送付するものとする。

この場合において、申立人が先に供託した際に税関に提出した供託書正本を申立人に対し返還するとともに、申立人に交付した「供託書正本預り証」(「供託書正本提出書」の交付用)を回収する。

(7) 供託された金銭等の取戻し

イ 疑義貨物が侵害物品と認定された場合の取扱い

(イ) 知的財産調査官等は、供託の原因となった貨物を侵害物品と認定した場合には、収納課長等に対して、「知的財産疑義貨物認定(処理)連絡書」(C-5820)に「認定通知書(輸入者等用)」の写しを添付してその旨を通報する。

(ロ) 上記(イ)の通報を受けた収納課長等は、「認定通知書(権利者用)」の受取人である申立人に、供託金規則様式第三の証明書を交付する。

ロ 疑義貨物について廃棄、滅却、積戻し又は任意放棄がされた場合の取扱い

- (イ) 知的財産調査官等は、供託の原因となった貨物について前記 69 の 12-2 (輸入者等による自発的処理の取扱い)(2)のイ又はニにより認定手続を取りやめた場合には、収納課長等に対して、「処理結果通知書」の写しをもってその旨を通報する。
- (ロ) 上記(イ)の通報を受けた収納課長等は、「処理結果通知書」の受取人である申立人に、供託金規則様式第三の証明書を交付する。

ハ 損害賠償を担保する必要がなくなったことについての確認の取扱い

- (イ) 金銭等を供託した申立人には、「担保取戻事由確認申請書」(C-5882)に損害賠償を担保する必要がなくなったことを証明する次のいずれかの書面を添付して収納課長等に提出させる。

i 供託の原因となった貨物の輸入者等が、供託した金銭等の取戻しに同意したことを証明する書面

ii 損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことを証明する書面

(注) なお、権利者の誤った輸入差止申立てにより、輸入者等に損害が生じた場合の当該損害に係る損害賠償権の消滅時効は、民法第 724 条 ((損害賠償請求権の消滅時効)) により 3 年となるので留意する。

iii 申立人が輸入者等に損害の賠償をしたことを証明する書面

iv 侵害物品でない旨の「認定通知書（権利者用）」であって、その理由欄に、権利者からの輸入同意書の提出又は侵害部分の切除等の修正の旨記載されているもの

v その他損害の賠償を担保する必要がなくなったことを証明する書面

- (ロ) 収納課長等は、損害賠償を担保する必要がなくなったことに理由があると認めるときは、輸入者等から、当該書面（上記(イ) iv を除く。）の真偽等について意見を聴取するものとする。

- (ハ) 収納課長等は、損害の賠償を担保する必要がなくなったことを確認した場合は、申立人に供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該証明書の写しをもってその旨を通報する。

ニ 支払保証委託契約が締結された場合の取扱い

- (イ) 収納課長等は、申立人から、「支払保証委託契約締結承認申請書」(C-5884)（2 部。原本、申立人交付用）に支払保証委託契約の契約書の写し（契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの）を添付して提出させる。

- (ロ) 収納課長等は、契約書の内容が令第 62 条の 21 第 1 項の規定に適合すると認めたときは、申立人に対して、「支払保証委託契約締結承認書」（申立人交付用）及び供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該書面の写しをもってその旨を通報する。

ホ 供託物が差し替えられた場合の取扱い

- (イ) 収納課長等は、申立人から、「供託物差替承認申請書（供託書正本提出書兼用）」(C-5886)（2 部。原本、申立人交付用）及び差替え後の供託物に係る供託書の正本を提出させる。

- (ロ) 収納課長等は、差替え後の供託物に係る供託書正本を受理することが適当であると認めたときは、申立人に対して、「供託物差替承認書（供託書正本預り証兼用）」（申立人交付用）及び供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に差替え後の「供託物差替承認書（供託物正本預り証兼用）」の写しをもってその旨を通報する。

- ヘ 収納課長等は上記イからホまでにおいて、申立人に対し供託書正本を返還するとともに、申立人に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）

を回収するものとする。ただし、上記ハの場合において、取戻確認金額が供託額の一部である場合で、取戻しが還付に先行するときは、還付の際に申立人に対し返還するものとする。

(8) 支払保証委託契約に係る権利の実行

支払保証委託契約の原因となった貨物の輸入者等から、当該契約に係る申立人に対する賠償請求権の存在を確認する証明書の交付請求（以下「証明書交付請求」という。）があった場合の取扱いは、次による。

イ 支払保証委託契約の原因となった貨物の輸入者等には、「損害賠償請求権存在確認書交付請求書」（C-5888）に債務名義等の謄本等を添付して、収納課長等に提出させる。

ロ 収納課長等は、証明書交付請求に理由があると認めるときは、当該契約に係る申立人から、債務名義等の真偽、認定手続がとられたことにより輸入者等が被った損害の全部又は一部を既に賠償していないか等について意見を聴取するものとする。

ハ 収納課長等は、証明書交付請求に係る損害賠償請求権があると認めたときは、輸入者等に対して「損害賠償請求権存在確認書」（C-5890）を交付するとともに、知的財産調査官等に「損害賠償請求権存在確認書」の写しをもってその旨を通報する。

(9) 支払保証委託契約の解除及び内容の変更

イ 支払保証委託契約の解除

(イ) 支払保証委託契約を解除しようとする申立人には、「支払保証委託契約解除承認申請書」（C-5892）（2部。原本、申立人交付用）に、関係書類を添付して、収納課長等に提出させる。

(ロ) 収納課長等は、次のいずれかの場合には支払保証委託契約の解除を承認するものとし、当該申立人に「支払保証委託契約解除承認書」（申立人交付用）を交付するとともに、iの場合を除き、知的財産調査官等に「支払保証委託契約解除承認書」の写しをもってその旨を通報する。

i 疑義貨物が侵害物品である旨の「認定通知書（権利者用）」又は「処理結果通知書」の提出があった場合

ii 損害の賠償を担保する必要がなくなったことについて確認した場合

（注）承認に際しては、支払保証委託契約の原因となった疑義貨物の輸入者等から、事実関係について意見を聴取するものとする。

iii 解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額の金銭等が供託された場合

iv 解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額について、別の金融機関を相手方とした令第62条の21第1項の規定に適合する支払保証委託契約を締結した場合

ロ 支払保証委託契約の内容の変更

(イ) 支払保証委託契約の内容を変更しようとする申立人には、「支払保証委託契約内容変更承認申請書」（C-5894）（2部。原本、申立人交付用）に、契約書の写し（契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの）を添付して、収納課長等に提出させる。

(ロ) 収納課長等は、変更後の支払保証委託契約の内容が、令第62条の21第1項の規定に適合すると認めた場合には、支払保証委託契約の内容変更を承認するものとし、申立人に「支払保証委託契約内容変更承認書」（申立人交付用）を交付するとともに、知的財産調査官等に「支払保証委託契約内容変更承認書」の写しをもってその旨を通報する。

(見本検査承認申請等)

69 の 16-1 見本検査承認申請に係る取扱いは次による。

- (1) 見本検査承認申請をしようとする申立人（以下「申請者」という。）には、「見本検査承認申請書」（C-5896）（2部。原本、交付用）に、「認定手続開始通知書（権利者用）」の写しを添付して、当該認定手続に係る事務を処理する知的財産調査官等に提出させる。この場合において、見本の検査を第三者に委託する場合には、その委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに委託する理由を「見本検査承認申請書」の「その他参考となるべき事項」欄に記載させるとともに、委託を証する書面を添付させるものとする。
- (2) 見本検査承認申請を受けた知的財産調査官等は、「見本検査承認申請通知書」（C-5898）に「見本検査承認申請書」の写しを添付して、当該見本検査承認申請に係る疑義貨物の輸入者等に通知するとともに、原則として、「見本検査承認申請通知書」の日付の日の翌日から起算して3日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内に限り、当該輸入者等に意見を述べる機会を与えるものとする。この場合において、当該見本検査承認申請が承認された場合に申請者が見本を検査した後の見本の返還（原状回復が困難な場合は、検査後の状態のままでの返還）を必要とするか否かについて確認しておくものとし、返還不要であるときは、見本返還不要同意書（C-5898の別紙）を提出させるものとする。
- (3) 見本検査承認申請を承認したときは、知的財産調査官等は、「見本検査承認通知書（申請者用）」（C-5900）を申請者に、「見本検査承認通知書（輸入者等用）」（C-5902）を輸入者等に交付する。なお、見本検査承認申請を承認したときは、申請者から「見本受領書」（C-5904）を徴した上で見本を交付するものとするが、その際、当該承認に係る見本について、令第27条ただし書（口頭による見本一時持出し許可の申請）の規定により、口頭で見本一時持出しの申請及び許可があったものとする。
- (4) 見本検査承認申請を承認しない場合は、知的財産調査官等は、総括知的財産調査官に協議するものとし、承認しなかったときは「見本検査不承認通知書（申請者用）」（C-5906）を申請者に、「見本検査不承認通知書（輸入者等用）」（C-5908）を輸入者等に交付する。

(見本検査の承認要件)

69 の 16-2 法第69条の16第2項((見本検査の承認要件))の規定の適用に係る取扱いは次による。

- (1) 法第69条の16第2項第1号に規定する「当該見本の検査をすることが必要であると認められること」とは、認定手続において証拠・意見を提出するために、申請者において見本の分解、性能試験、分析等を行う必要がある場合であって、他の方法によれない場合をいう。したがって、例えば、法第69条の13第4項((貨物の点検))の規定による貨物の点検の範囲内で証拠・意見が提出できると認められる場合は該当しない。
- (2) 法第69条の16第2項第2号に規定する「輸入しようとする者の利益が不当に侵害されるおそれ」とは、例えば、疑義貨物が市場（国内又は国外）で販売等されるものではなく、かつ、当該疑義貨物に含まれる営業秘密が申請者に知られることにより、輸入者の利益が害されるおそれがある場合をいう。
- (3) 法第69条の16第2項第3号に規定する「当該見本が不当な目的に用いられるおそれ」とは、例えば、見本が転売されたり、申請者が法第69条の12第7項((秘密保持義務))の規定に違反するおそれがある場合、認定手続において争点となっている知的財産侵害以外の知的財産侵害の有無の調査を目的としていると認められる場合をい

う。

- (4) 法第 69 条の 16 第 2 項第 4 号に規定する「運搬、保管又は検査その他当該見本の取扱いを適正に行う能力及び資力を有している」とは、見本の交付を受けた後、当該見本を返還する時まで当該見本の管理を適切に行うことができ、かつ、それまでの間の費用負担を確実に行うことができる者をいう。
- (5) 次の場合には、法第 69 条の 16 第 2 項各号に掲げる要件を充たす場合であっても、同項ただし書の規定により見本検査承認申請の承認をしないこととする。
- イ 輸入者等が自ら侵害物品であることを認めている場合等侵害物品に該当するとの認定を行うことが確実と認められる場合
- ロ 契約関係を示す証拠等により見本検査承認申請に係る疑義貨物について輸入者等が正当な権利を有することが明らかである場合等侵害物品に該当しないとの認定を行うことが確実と認められる場合
- ハ 輸入者等が前記 69 の 12-2 (輸入者等による自発的処理の取扱い) の規定による自発的処理を行ったことにより当該疑義貨物が輸入されないことが確実となった場合 (輸入者等から自発的処理の申し出があり、当該自発的処理が遅滞なく履行されると認められる場合を含む。)
- ニ 見本検査に係る疑義貨物が特許権、実用新案権又は意匠権に係るものであり、見本検査承認申請が通関解放までの期限間近に行われ、かつ、見本検査承認申請から申請者が証拠・意見を提出するまでに通關解放が行われることが確実と認められる場合

(見本検査に係る供託等)

69 の 16-3 法第 69 条の 16 第 5 項 ((見本検査に係る供託等)) において準用する法第 69 条の 15 ((申立てに係る供託等)) の規定の適用については次による。

- (1) 見本検査承認申請を承認する場合は、原則として供託命令を行うものとする。ただし、下記(3)に基づく供託額が千円程度以下と見込まれる場合はこの限りでない。
- (2) 供託命令は、知的財産調査官等が「供託命令書」(C-5910) を申請者に交付して行うこととし、供託の期限は、原則として、「供託命令書」の日付の日の翌日から起算して 3 日以内とする。この場合において、当該知的財産調査官等は「供託命令書」の写しをもって、収納課長等 (当該知的財産調査官等が本關知的財産調査官でない場合は本關知的財産調査官を含む。) に、供託命令を行った旨を通報する。なお、本關知的財産調査官が通報を受けたときは、その旨総括知的財産調査官に通報する。
- (3) 供託を命ずる額は、次に掲げる額を合算したものとする。この場合においては、輸入者等から事情を聴取するとともに、必要に応じ調査等を実施のうえ、総括知的財産調査官に協議して決定するものとする。
- イ 申請者に交付する見本の課税価格 (見本の交付のため開封したことなどにより、残存分の経済的価値が失われる場合は、最小包装単位を限度として当該数量分を併せたものの課税価格をいう。以下この節において「当該見本」という場合はこれに同じ。) 並びに關税及び内国消費税 (地方消費税を含む。) に相当する額
- ロ 当該見本が輸入できることにより輸入者等が被る逸失利益 (課税価格の 20% 程度を目安に算定する。)
- ハ 以上のほか、当該見本が輸入できることにより輸入者等が被るおそれのある損害の額
- (4) 前記 69 の 15-1 の(2)から(9)まで ((4)ハを除く。) (輸入差止申立てに係る供託等) の規定は、法第 69 条の 16 第 5 項において準用する法第 69 条の 15 の規定、令第 62 条の 25 において準用する令第 62 条の 20 から第 62 条の 23 までの規定及び供託金規則第 9

条において準用する供託金規則第1条から第6条までの規定による供託等について準用する。この場合において、前記69の15-1中「申立人」とあるのは「申請者」と、前記69の15-1の(3)中「上記(1)口からニまで及び(2)」とあるのは「前記69の15-1の(2)並びに上記(2)及び(3)」と、前記69の15-1の(4)のロ中「認定手続の取りやめ」及び「取りやめ」とあるのは「見本検査承認申請を不承認とすること」と、前記69の15-1の(5)のイの(ロ)中「様式第六」とあるのは「様式第八」と、前記69の15-1の(5)のロ中「認定手続が執られたことにより」とあるのは「疑義貨物が非該当と認定された場合に見本検査の対象となった見本について」と、前記69の15-1の(5)のハ中「様式第七」とあるのは「様式第九」と、前記69の15-1の(8)中「認定手続が執られたことにより」とあるのは「疑義貨物が非該当と認定された場合に見本検査の対象となった見本について」と読み替えるものとする。

(見本検査の立会い)

69の16-4 見本検査承認申請を承認した場合の申請者による見本の検査には、原則として、当該見本に係る認定手続を処理している知的財産調査官等が立ち会うものとするが、事務の都合等やむを得ない事情がある場合は、当該知的財産調査官等が指定した税関職員が立ち会うものとする。なお、法第69条の16第6項((見本検査の立会い))の規定により輸入者等が検査に立ち会う場合には、「見本検査立会い申請書」(C-5912)を当該知的財産調査官等に提出させるものとする。この場合において、知的財産調査官等は、「見本検査立会い申請書」の写しを送付することにより申請者に通知するものとする。

(見本の返還等)

69の16-5 申請者による検査が行われる見本(分析等により費消したものと除くものとし、分解等により原状回復が困難である場合は、検査後の状態のままの見本をいう。以下この項において同じ。)の返還等については次による。

- (1) 「見本返還不要同意書」の提出がある場合は、税関が当該見本に係る疑義貨物について侵害の該否の認定をするまでの間、当該見本を申請者に保管させるものとする。この場合において、当該疑義貨物について侵害物品に該当すると認定したときは、速やかに当該見本を税関に返還させるものとし、侵害物品に該当しないと認定したとき又は侵害の該否の認定をする前に通関解放が行われたときは、当該疑義貨物の輸入を許可した後に申請者に処分させるものとする。
- (2) 「見本返還不要同意書」の提出がない場合は、申請者による検査の終了後速やかに当該見本を税関に返還させるものとする。
- (3) 申請者が検査をする前に通關解放が行われた場合には、上記(1)又は(2)にかかわらず当該見本を速やかに税関に返還させるものとする。

(特許庁長官意見照会請求の手続)

69の17-1

- (1) 特許庁長官意見照会を求める際に提出させる書面は、「特許庁長官意見照会請求書」(C-5914)とする。
- (2) 令第62条の27に規定する「具体的態様を明らかにする資料」については、前記69の13-3の(2)のイの(イ)の②又は同項の(2)のロの(イ)の②と同等のものとする。この場合において、特許庁長官意見照会の求め(以下この項及び次項において「請求」という。)をした特許権者等又は輸入者等に対し、特許庁長官意見照会に際し提出する必要があると認めるサンプル等の提出を求ることとする。この場合において、前記69の

16-5の(1)により特許権者等が保管しているサンプルを含めることができるものとし、また当該サンプル等が当該特許権者等又は輸入者等が既に税関に提出している資料と重複する場合であっても、必要があると認めるときは提出を求める事とする。なお、法第69条の17第9項の規定により税関長が特許庁長官意見照会をする場合であって、特許庁長官へ提出するためサンプルが必要と認めるときは、前記69の16-5の(1)により特許権者等が保管しているサンプルについては当該特許権者等に提出を求める事とし、それ以外においては法第105条第1項第3号の規定により見本を採取するものとする。

(特許庁長官意見照会手続)

69の17-2

- (1) 特許庁長官意見照会は、「特許庁長官意見照会書」(C-5916)に次の資料を添付して、特許庁長官に提出して行うこととする。この場合において、法第69条の17第9項の規定により特許庁長官意見照会を行うときは、「特許庁長官意見照会書」に、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載するものとする。
 - イ 受理された輸入差止申立てに係る貨物についての特許庁長官意見照会にあっては、「輸入差止申立書」及びその添付資料の写し(非公表としている部分を除く。)
 - ロ 令第62条の16第1項の規定による証拠又は意見に係る資料の写し
 - ハ 前記69の17-1の(2)により提出等された資料
 - ニ 下記(2)により特許権者等又は輸入者等から提出された意見に係る書面の写し
 - ホ その他特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料
- (2) 特許庁長官意見照会をする場合は、あらかじめ「特許庁長官意見照会請求通知」(C-5918)並びに上記(1)で予定している「特許庁長官意見照会書」及びその添付資料の写しを特許権者等及び輸入者等に送付し、5日以内の期限を定めて意見を求めるものとする。この場合において、意見は書面により提出させるものとする。
- (3) 令第62条の28第1項又は第2項に規定する具体的な特定は、現品確認等により行うこととし、当該特定した具体的な特定を記載した書面は、「特許庁長官意見照会書」への記載は、前記69の13-3の(2)のイの(イ)の②又は同項の(2)のロの(イ)の②と同等のものとする。
- (4) 受理された輸入差止申立てに係る貨物についての請求が行われた日が法第69条の17第1項に規定する10日経過日(同項に規定する延長を行った場合には、同項に規定する20日経過日。以下この項において同じ。)の末日である等、輸入者等が通関解放の求めができることとなる日に近接するために、上記(2)の期限(輸入者等に対して意見を求める場合に限る。)として10日経過日までの日を定めることが困難な場合であって、当該請求をした特許権者等又は輸入者等以外の他方の当事者である特許権者等又は輸入者等に対して意見を求めるときは、当該期限は10日経過日後の日として差し支えない。この場合には、当該他方の当事者である特許権者等又は輸入者等の意見の回答前に10日経過日までに特許庁長官意見照会を行い、当該他方の当事者である特許権者等又は輸入者等の意見は、後日追加して特許庁長官に提出するものとする。なお、当該請求をした特許権者等又は輸入者等に対して意見を求める場合には、期限は10日経過日までの日とするものとし、それが困難な場合は、下記(7)のホに準ずるものとして取り扱うこととして、その旨、あらかじめ当該請求をした特許権者等又は輸入者等に教示するものとする。
- (5) 税関長が特許庁長官意見照会に関し特許庁長官に提出する書面及び資料は、正副2部とする。
- (6) 特許庁長官意見照会を行った場合には、特許権者等及び輸入者等に対し、「特許庁長官意見照会書」を提出する。

官意見照会実施通知書」(C-5920)により、その旨を通知する。その際には必要に応じ、税関が具体的な態様を特定した資料及び特許権者等又は輸入者等が後記(9)において意見を述べ又は証拠を提出するために参考となると思われる資料を添付するものとする。

- (7) 次の場合には、請求があつても、法第69条の17第2項ただし書の規定により、特許庁官意見照会を行わないこととする。
- イ 輸入者が自ら当該物品が当該権利を侵害することとなる事実を認めている等該当認定を行うことができる事が確実と認められる場合
 - ロ 契約関係を示す証拠等により当該物品について輸入者等が正当な権利を有する事が明らかである等技術的範囲以外の観点から、非該当認定を行うことができる事が確実と認められる場合
 - ハ 輸入者等が、前記69の12-2による自発的処理を行ったことにより当該侵害疑義物品が輸入されない事が確実となつた場合（自発的処理の申出があつた場合で、遅滞なく履行されると見込まれるときを含む。）
- ニ 令第62条の28第1項に規定する具体的な態様の特定をすることが困難な場合
- ホ 当該申請が、特許庁官意見照会を行える期間内に上記(2)の「特許庁官意見照会請求通知」の特許権者等及び輸入者等への交付又は上記(3)の現品確認等を行う時間的余裕がない時期に行われ、特許庁官意見照会を行うことが困難な場合
- なお、法第69条の20第1項の規定による求めを行うことができることとなつた後は、特許庁官意見照会は行わないこととするので、留意する。
- (8) 上記(7)の場合には、速やかに、当該請求をした特許権者等又は輸入者等に対し、「特許庁官意見照会不実施通知書」(C-5922)により、その旨及び理由を通知する。
- (9) 特許庁官意見照会に対する特許庁官の回答があつた場合には、速やかに、輸入者等及び特許権者等に対し、「特許庁官意見照会回答通知書」(C-5924)により、その旨及び内容（認定の基礎とする部分に限る。）を通知するとともに、5日以内の期限を付して意見を述べ、又は証拠を提出することを認めることとする。
- (10) 特許庁官意見照会を行つた場合で、法第69条の17第8項の規定により、特許庁官の回答前に、該当認定若しくは非該当認定を行つた場合又は法第69条の12第6項若しくは第69条の15第10項の規定により認定手続を取りやめた場合には、遅滞なく、「特許庁官意見照会回答不要通知書」(C-5926)により、特許庁官に対し、その旨を通知する。

(特許庁官意見照会ができる期間の延長)

69の17-3 法第69条の17第1項に規定する10日経過日までの期間の同項に規定する20日経過日までの期間への延長は、当初の期間内に、貨物の現況その他の証拠により該当認定若しくは非該当認定を行うことができること又は輸入者等が自発的処理を行う事が確実と認められる場合等延長の必要のない事が明らかな場合以外の場合に行うこととし、同項に規定する通知日（受理された輸入差止申立てに係る認定手続の場合は、申立特許権者等（受理された輸入差止申立てに係る特許権者等をいう。以下同じ。）が法第69条の12第1項の規定による通知を受けた日とする。以下同じ。）から起算して5日以内に、輸入者等及び申立特許権者等に対し、「特許庁官意見照会ができる期間の延長通知書（申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用）」(C-5928)により、その旨を通知する。この場合には、当該通知日及び延長後の期間の末日を明記することとする。

(農林水産大臣意見照会手続等)

69の18-1 農林水産大臣意見照会の手続等は次による。

- (1) 法第69条の18第1項((農林水産大臣等に対する意見の求め))に規定する「必要があると認めるとき」とは、農林水産大臣意見照会にあっては、申立人と輸入者の主張が対立した場合又は税関においてDNA鑑定をしてもその結果により侵害物品か否か認定しがたい場合(DNA鑑定が困難な疑義貨物については外観等で認定しがたい場合)又は種苗法施行令(平成10年政令第368号)第2条((加工品))に定める加工品に該当するか否か認定しがたい場合とする。
- (2) 農林水産大臣意見照会は、「農林水産大臣意見照会書」(C-5930)に、農林水産大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを農林水産大臣に提出して行うものとする。この場合において、「農林水産大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、税関が行ったDNA鑑定の結果、申立人から申立時に提出されているDNA鑑定書の写し(DNA鑑定を行うことが困難で外観等により判断する必要がある場合にあっては、疑義貨物及び真正品の見本、写真、図面等)、これら以外の資料で輸入差止申立て時の提出資料の写し並びに申立人及び輸入者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、農林水産大臣意見照会に關し農林水産大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。
- (3) 農林水産大臣意見照会を行った場合には、当該農林水産大臣意見照会に係る認定手続の当事者である育成者権者及び輸入者等に対し、「農林水産大臣意見照会実施通知書」(C-5932)により、その旨を通知する。
- (4) 農林水産大臣意見照会に対する農林水産大臣の回答があった場合は、上記(3)の育成者権者及び輸入者等に対し、「農林水産大臣意見照会回答通知書」(C-5934)により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として5日以内に限り当該育成者権者及び輸入者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。
- (5) 農林水産大臣意見照会を行った場合において、農林水産大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第69条の12第6項若しくは第69条の15第10項((認定手続の取りやめ))の規定により認定手続を取りやめたときは、農林水産大臣に対し、「農林水産大臣意見照会回答不要通知書」(C-5936)により、遅滞なくその旨を通知する。

(経済産業大臣意見照会手続等)

69の18-2 経済産業大臣意見照会の手続等は次による。

- (1) 法第69条の18第1項((農林水産大臣等に対する意見の求め))に規定する「必要があると認めるとき」とは、経済産業大臣の意見照会にあっては、申立人と輸入者等の主張が対立した場合又は税関において侵害物品か否か認定しがたい場合とする。
- (2) 経済産業大臣意見照会は、「経済産業大臣意見照会書」(C-5938)に、経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを経済産業大臣に提出して行うものとする。この場合において、「経済産業大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、輸入差止申立て時の提出資料の写し並びに申立人及び輸入者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、経済産業大臣意見照会に關し経済産業大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。なお、不正競争防止法第2条第1項第10号及び第11号の行為を組成する物品に係る意見照会を行う場合は、必要に応じて疑義貨物の見本を添付することとする。
- (3) 経済産業大臣意見照会を行った場合には、当該経済産業大臣意見照会に係る認定手

続の当事者である不正競争差止請求権者及び輸入者等に対し、「経済産業大臣意見照会実施通知書」(C-5940)により、その旨を通知する。

- (4) 経済産業大臣意見照会に対する経済産業大臣の回答があった場合は、上記(3)の不正競争差止請求権者及び輸入者等に対し、「経済産業大臣意見照会回答通知書」(C-5942)により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として5日以内に限り当該申立人及び輸入者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。
- (5) 経済産業大臣意見照会を行った場合において、経済産業大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第69条の12第6項若しくは第69条の15第10項((認定手続の取りやめ))の規定により認定手続を取りやめたときは、経済産業大臣に対し、「経済産業大臣意見照会回答不要通知書」(C-5944)により、遅滞なくその旨を通知する。

(認定手続における専門委員意見照会手続等)

69の19-1 認定手続における専門委員意見照会の手続等については、専門委員制度運用通達の定めるところによる。

(通関解放手続)

69の20-1

- (1) 法第69条の20第1項の規定による求めを行うこと（以下この項において「請求」という。）ができることとなった後であっても、十分な証拠がある場合には、該当又は非該当の認定を行うこととするので留意する。なお、必要に応じ、再度期限を定めて、輸入者等及び申立特許権者等に対して、請求に係る貨物の点検を申請し、意見を述べ、又は証拠を提出する機会を与えて差し支えない。
ただし、請求が行われた場合には、担保提供命令に係る期限の末日までの間は、該当の認定は行わないこととする。
- (2) 法第69条の17第1項に規定する通知日から起算して5日以内に、輸入者等に対し、「申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書」(C-5958)により、当該通知日及び同項に規定する10日経過日の末日について通知する。ただし、前記69の17-3の通知を行った場合には、当該通知を省略して差し支えない。
- (3) 令第62条の31に規定する書面は、「認定手続取りやめ請求書」(C-5960)とし、同条第5号に掲げる「その他参考となるべき事項」とは、請求に係る物品又はこれに類似する物品について、申立特許権者等又は当該類似する物品の権利者に対して支払が行われたライセンス料の額その他後記69の20-2の(1)のハの供託額の算定の参考となる資料その他供託命令に関して参考となるべき事項とする。
- (4) 法第69条の20第3項の規定により請求があった旨を申立特許権者等に対して通知する場合には、当該請求を受理した後、遅滞なく、「認定手続取りやめ請求受理通知書」(C-5962)により、行うこととする。
- (5) 後記69の20-2の(2)のイの(ニ)の規定により通報を受けた「供託書正本預り証」の写し又は同項の(2)のロの(ロ)のⅱの規定により通報を受けた「支払保証委託契約締結届出確認書」の写しにより、担保の提供等を確認したときは、速やかに、認定手続を取りやめ、輸入者等及び申立特許権者等に対して「認定手続取りやめ通知書」(C-5964)により、その旨を通知する。この場合には、当該通知を行った旨を、遅滞なく、収納課長等に通知することとする。

(通關解放金)

69 の 20-2 法第 69 条の 20 第 3 項から第 10 項までの規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。

(1) 供託命令

イ 法第 69 条の 20 第 3 項の担保を供託する際の「期限」とは、「通関解放金供託命令書」(C-5966) の日付の日の翌日から起算して 10 日以内とする。

ロ 供託額

(イ) 法第 69 条の 20 第 3 項に規定する「相当と認める額」とは、次に掲げる額のいずれかとする。

i 特許権、実用新案権又は意匠権のライセンス料に相当する額（これらの権利に係る裁判において認定された額、過去 1 年間において実際に締結されたライセンス契約におけるライセンス料の額又は類似の事例におけるこれらの額により定めるものとする。）

ii 輸入者等が当該物品の販売によって得ることになると考えられる利益額に相当する額（課税価格の 20% を目安に算定する。）

(ロ) 上記(イ)の額の算定に当たっては、輸入差止申立ての際に提出された資料（追加して提出された資料を含む。）等あらかじめ申立特許権者等から提出された資料を参考とともに、必要に応じ、申立特許権者等への確認を含む調査等を実施のうえ、総括知的財産調査官と協議して決定するものとする。

ハ 知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。下記(2)から(8)までにおいて「知的財産調査官等」という。）は、金銭を供託すべき旨を輸入者等に命ずる場合には、「通関解放金供託命令書」を当該輸入者等に交付するとともに、収納課長等に「通関解放金供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。

この場合において、署所知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長）が供託命令を行った場合には、本関知的財産調査官に供託命令を行った旨を「通関解放金供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。

(2) 供託等の取扱い

イ 金銭又は有価証券を供託する場合

(イ) 供託物の種類

i 法第 69 条の 20 第 3 項に規定する「金銭」については、前記 9 の 4-1 の(1)の規定に準じて取り扱う。

ii 法第 69 条の 20 第 4 項に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税關長が確実と認めるもの」については、前記 9 の 6-1 の(1)及び(2)の規定に準じて取り扱う。

ただし、社債、株式等の振替に関する法律第 278 条第 1 項に規定する振替債については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは、認めないこととする。

(ロ) 国債、地方債、社債等の価額

国債、地方債その他の有価証券の価額は、前記 9 の 6-3 及び 9 の 6-4 の規定に準じて取り扱う。

(ハ) 供託場所

金銭等の供託は、供託命令を行う税關官署の最寄りの供託所に行わせるものとする。

(ニ) 供託書正本の提出

供託をすべき輸入者等には、供託書の正本を「供託書正本提出書」(C-5874)（2部。原本、申立特許権者等交付用）に添付して、原則として供託期限内に収納課長等に提出させる。収納課長等は、供託をすべき輸入者等から提出のあった供託書の正本を受理することが適當であると認めたときは、「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を当該輸入者等に交付し、前記69の20-1の(5)による通知以後、供託書正本の写しを供託の原因となった貨物に係る申立特許権者等に交付する。この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に供託書正本が提出されたことを、「供託書正本預り証」の写しをもって通報する。

ロ 支払保証委託契約を締結する場合

(イ) 支払保証委託契約の相手方

法第69条の20第6項の契約（以下「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第2条第3項に規定する生命保険会社、同条第4項に規定する損害保険会社、同条第8項に規定する外国生命保険会社等又は同条第9項に規定する外国損害保険会社等とする。

(ロ) 支払保証委託契約の届出

i 供託をすべき輸入者等には、支払保証委託契約書の写し（契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの）を「支払保証委託契約締結届出書」(C-5876)（2部。原本、輸入者等交付用）に添付して、供託期限内に収納課長等に提出させる。

ii 収納課長等は、当該契約書の内容が令第62条の32において準用する令第62条の21第1項の規定に適合すると認めたときは、「支払保証委託契約締結届出確認書」（「支払保証委託契約締結届出書」の交付用）を供託をすべき輸入者等に交付し、前記69の20-1の(5)による通知以後、当該確認書の写しを申立特許権者等に交付する。この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に支払保証委託契約締結の届出があったことを、「支払保証委託契約締結届出確認書」の写しをもって通報する。なお、供託をすべき輸入者等が供託額の一部について、支払保証委託契約を締結し、その旨を届け出る場合には、上記イの(ニ)の手続と同時に行わせるものとする。

(3) 供託等をしない場合の取扱い

イ 「通関解放金供託命令書」の交付を受けた輸入者等が、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないとき（下記ロにおいて「供託しない場合」という。）は、収納課長等は知的財産調査官等にその旨を通報する。

ロ 上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該通報に係る認定手続を取りやめないこととする。ただし、供託しない場合がやむを得ない理由により生じたものと認められるときは、願出により相応の期限を定めて、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることができる。この場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。なお、当該期限内に供託又は支払保証委託契約の締結が行われた場合には、当該認定手続を取りやめるものとする。

ハ 知的財産調査官等は、認定手続を取りやめないこととしたときは、「認定手続継続通知書」(C-5968)を申立特許権者等及び輸入者等に交付する。この場合において、知的財産調査官等は、発見部門の長及び収納課長等に対して、「認定手続継続通知書」の写しをもってその旨を通報し、また、通報を受けた発見部門の長は、当該疑義貨物について、引き続き認定手続を行うものとする。

(4) 供託された金銭等の還付

イ 権利の実行の申立ての手続

- (イ) 供託金規則第10条において準用する同規則第1条((申立ての手続))に規定する「判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するもの」とは、債務名義等をいう(前記69の15-1の(5)のイの(イ)のivに掲げるものが提出された場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。)。
- (ロ) 申立特許権者等には、供託金規則様式第十による申立書に、債務名義等のいずれかの謄本等を添付して収納課長等に提出させる。

ロ 輸入者等からの意見聴取

収納課長等は、権利の実行の申立てがあったときは、金銭等を供託した輸入者等から、申立人が提出した債務名義等の真偽、当該貨物が輸入されたことにより申立人が被った損害の全部又は一部を既に賠償していないか等当該権利の実行の申立てに関し意見を聴取するものとする。

ハ 確認書交付手続

収納課長等は、申立特許権者等が当該供託に係る金銭等の還付を受けるべき者と認めたときは、供託金規則様式第十一の確認書を当該申立特許権者等に交付するとともに、知的財産調査官等に、当該確認書の写しをもってその旨を通報する。

この場合において、確認書に記載された還付金額が供託額の一部であり、還付が取戻しに先行する場合を除き、輸入者等に対し供託書正本を返還するとともに、輸入者等に交付した「供託書正本預り証」(「供託書正本提出書」の交付用)を回収するものとする。

(5) 有価証券の換価

イ 申立特許権者等から権利の実行の申立てがあり、収納課長等が供託された有価証券を換価する場合には、供託規則第26号書式により作成した供託有価証券払渡請求書2部を供託所に提出する。

ロ 収納課長等は、供託規則第29条((払渡の手続))により有価証券の払渡の認可を受けた場合には、速やかに当該有価証券を換価する。

有価証券の換価に際しては、輸入者等に換価する旨を告げた後行うものとする。

ハ 収納課長等は、有価証券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額の金銭について、供託規則第11号書式及び第12号書式(その他の金銭供託の供託書正本・副本)により作成した供託書をもって、有価証券の払渡の認可を受けた供託所に供託する。

ニ 上記ハの供託をしたときは、収納課長等は、供託金規則第10条において準用する同規則第4条第4項の規定に基づき、「有価証券換価後金銭供託通知書」(C-5880)に供託書正本の写しを添付して、輸入者等に送付するものとする。

この場合において、輸入者等が先に供託した際に税関に提出した供託書正本を輸入者等に対し返還するとともに、輸入者等に交付した「供託書正本預り証」(「供託書正本提出書」の交付用)を回収する。

(6) 供託された金銭等の取戻し

イ 損害賠償を担保する必要がなくなったことについての確認の取扱い

- (イ) 金銭等を供託した輸入者等には、「担保取戻事由確認申請書」(C-5882)に損害賠償を担保する必要がなくなったことを証明する次のいずれかの書面を添付して収納課長等に提出させる。

- i 供託の原因となった貨物の申立特許権者等が、供託した金銭等の取戻しに同意したことを証明する書面
- ii 損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことを証明する書面

- iii 輸入者等が申立特許権者等に損害の賠償をしたことを証明する書面
 - iv その他損害の賠償を担保する必要がなくなったことを証明する書面
- (ロ) 収納課長等は、損害賠償を担保する必要がなくなったことに理由があると認めるときは、申立特許権者等から、当該書面の真偽等について意見を聴取するものとする。
- (ハ) 収納課長等は、損害の賠償を担保する必要がなくなったことを確認した場合には、輸入者等に供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該証明書の写しをもってその旨を通報する。
- ロ 支払保証委託契約が締結された場合の取扱い
- (イ) 収納課長等は、輸入者等から、「支払保証委託契約締結承認申請書」(C-5884)(2部。原本、輸入者等交付用)に支払保証委託契約の契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付して提出させる。
 - (ロ) 収納課長等は、契約書の内容が令第62条の32において準用する令第62条の21第1項の規定に適合すると認めたときは、輸入者等に対して、「支払保証委託契約締結承認書」(輸入者等交付用)及び供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該書面の写しをもってその旨を通報する。
- ハ 供託物が差し替えられた場合の取扱い
- (イ) 収納課長等は、輸入者等から、「供託物差替承認申請書(供託書正本提出書兼用)」(C-5886)(2部。原本、輸入者等交付用)及び差替え後の供託物に係る供託書の正本を提出させる。
 - (ロ) 収納課長等は、差替え後の供託物に係る供託書の正本を受理することが適当であると認めたときは、輸入者等に対して、「供託物差替承認書(供託書正本預り証兼用)」(輸入者等交付用)及び供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に差替え後の「供託物差替承認書(供託物正本預り証兼用)」の写しをもってその旨を通報する。
- ニ 訴えを提起しなかった場合の取扱い
- 申立特許権者等が法第69条の20第12項の規定による通知を受けた日から30日(以下ニにおいて「通知後30日」という。)以内に同条第3項に規定する損害の賠償請求に係る訴えの提起をしなかったことを確認する場合の取扱いは、次のとおりとする。
- (イ) 金銭等を供託した輸入者等には、「担保取戻事由確認申請書」(C-5882)に、供託の原因となった貨物に係る申立てをした申立特許権者等が、通知後30日以内に同条第3項に規定する損害の賠償請求に係る訴えの提起をしなかったことを当該申立特許権者等が自ら証明する書面を添付して収納課長等に提出させる。ただし、通知後30日を経過した日の翌日後は、当該書面の添付は省略させて差し支えない。
 - (ロ) 収納課長等は、5日以内の期限を定めて、申立特許権者等に、上記(イ)による申請書(上記(イ)による書面の添付がある場合には、当該書面を含む。)を提示のうえ、通知後30日以内に同条第3項に規定する損害の賠償請求に係る訴えの提起をしなかったかどうか照会することとする。この場合において、当該申立特許権者等が、通知後30日以内に当該訴えの提起をした旨を回答したときは、当該訴えの提起の訴状の写しを提出されることとする。なお、当該期限までに回答がなかった場合には、当該訴えの提起はなかったものとして取り扱う。
 - (ハ) 収納課長等は、上記(ロ)の規定による照会又は自ら裁判所への確認等の調査により申立特許権者等が通知後30日以内に当該訴えの提起をしなかった事実を確認した場合には、輸入者等に供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該証明書の写しをもってその旨を通報する。

ホ 収納課長等は上記イからニまでにおいて、輸入者等に対し供託書の正本を返還するとともに、輸入者等に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収するものとする。ただし、上記イの場合において、取戻確認金額が供託額の一部である場合で、取戻しが還付に先行するときは、還付の際に輸入者等に対し返還するものとする。

(7) 支払保証委託契約に係る権利の実行

支払保証委託契約の原因となった貨物に係る申立特許権者等から、当該契約に係る輸入者等に対する賠償請求権の存在を確認する証明書の交付請求（以下「証明書交付請求」という。）があった場合の取扱いは、次による。

イ 支払保証委託契約の原因となった貨物に係る申立特許権者等には、「損害賠償請求権存在確認書交付請求書」（C-5888）に債務名義等の謄本等を添付して、収納課長等に提出させる。

- ロ 収納課長等は、証明書交付請求に理由があると認めるときは、当該契約に係る輸入者等から、債務名義等の真偽、当該貨物が輸入されたことにより申立人が被った損害の全部又は一部を既に賠償していないか等について意見を聴取するものとする。
- ハ 収納課長等は、証明書交付請求に係る損害賠償請求権があると認めたときは、申立特許権者等に対して「損害賠償請求権存在確認書」（C-5890）を交付するとともに、知的財産調査官等に「損害賠償請求権存在確認書」の写しをもってその旨を通報する。

(8) 支払保証委託契約の解除及び内容の変更

イ 支払保証委託契約の解除

(イ) 支払保証委託契約を解除しようとする輸入者等には、「支払保証委託契約解除承認申請書」（C-5892）（2部。原本、輸入者等交付用）に、関係書類を添付して、収納課長等に提出させる。

(ロ) 収納課長等は、次のいずれかの場合には、支払保証委託契約の解除を承認するものとし、当該輸入者等に「支払保証委託契約解除承認書」（輸入者等交付用）を交付するとともに、下記ⅰの場合を除き、知的財産調査官等に「支払保証委託契約解除承認書」の写しをもってその旨を通報する。

ⅰ 損害の賠償を担保する必要がなくなったことについて確認した場合

(注) 承認に際しては、支払保証委託契約の原因となった貨物の申立特許権者等から、事実関係について意見を聴取することとする。

ⅱ 解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額の金銭等が供託された場合

ⅲ 解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額について、別の金融機関を相手方とした令第62条の32において準用する令第62条の21第1項の規定に適合する支払保証委託契約を締結した場合

ロ 支払保証委託契約の内容の変更

(イ) 支払保証委託契約の内容を変更しようとする輸入者等には、「支払保証委託契約内容変更承認申請書」（C-5894）（2部。原本、輸入者等交付用）に、契約書の写し（契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの）を添付して、収納課長等に提出させる。

(ロ) 収納課長等は、変更後の支払保証委託契約の内容が、令第62条の32において準用する令第62条の21第1項の規定に適合すると認めた場合には、支払保証委託契約の内容変更を承認するものとし、輸入者等に「支払保証委託契約内容変更承認書」（輸入者等交付用）を交付するとともに、知的財産調査官等に「支払保証委託契約内容変更承認書」の写しをもってその旨を通報する。

